ニ履行ニ代ルヘキ塡補賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ルモノトス」(大正一二、一一、九、朝高判決、評論一三卷民法二九六頁)。

二三　「甲乙間ノ賣買契約ニハ丙ハ乙ヨリ賣買契約上ノ債權ヲ讓受クルト同時ニ殘代金支拂ノ債務ヲ引受ケタルニ拘ラス之ヲ履行セサルモ丙ハ單ニ右賣買契約上ノ權利義務ヲ承繼シタルニ止マリ其當事者ニ非サルハ勿論其ノ地位ノ承繼者ニモ非サルヲ以テ甲ハ丙ニ對シ右債務引受契約ノ解除ヲ爲ササル以上債務ノ履行ニ代ルヘキ損害賠償ノ請求權ヲ取得スルニ由ナキモノトス」(大正三、五、一四、東地判決、新聞二三一一號五四八七頁)。

二四　「他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的トス場合ニ於テ賣主カ其ノ權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ賣買契約ノ解除ヲ爲シ得ル外其ノ買主ニシテ善意ナリシトキハ損害賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘク其ノ賠償ヲ請求スルニハ一般債務ノ履行不能ナル場合ト等シク契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得クシテ直ニ履行ニ代ル損害賠償ヲ請求シ得ルモノトス」(大正一三、九、三〇、朝高判決、評論一三卷民法一〇二八頁)。

二五　「一定ノ引渡若クハ所有權移轉ノ請求權ヲ有スルモノト雖モコノ本來ノ給付ヲ目的トスル債權ト同時ニソノ給付ノ價格ニ相當スル金圓支拂ノ請求權ヲ當然ニ有スルモノニアラス其之有ルカ爲ニハ元來其債權ガ當事者ノ合意若クハソノ他ノ事由ニヨリ斯クノ如キ選擇的給付ヲ目的トスル債權トシテ發生シタルコトヲ要シ然ラサル限リハ本來ノ給付カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ履行不能ニ歸シタル場合ニ於テノミ塡補賠償請求權發生スヘキモノトス」(大正一五、四、一、東地判決、新報一〇三號二三頁)。

二六　「債務ノ本旨ニ從フ履行ニ代ヘ損害賠償ヲ請求スルハ債權者ノ單純ナル任意ニ依リテ之ヲ爲シ得ヘキニ非ス或ハ特約(例之履行ノ催告ニ應セサルトキハ云々判決確定後或日時ヲ經ルモ尙履行セサルトキハ云々ト云フカ如キ明示若ハ暗默ノ特約)アルカ又ハ法定ノ原因(例之債務者ノ責ニ歸スヘキ履行不能)アルコトヲ要ス本件ニ於テ被上告人ハ第一審以來單ニ「支拂フコト能ハサルトキハ云々」ト云フニ過キス其ノ意蓋債務ノ本旨ニ從フ履行ヲ爲ス能ハサルトキハ斯ル履行アリタルニ因リテ生スルト同一ノ利益ヲ金錢ヲ以テ得ムトスル趣旨ナルコトハ之ヲ窺フニ難カラスト雖抑其ノ所謂能ハサルトハ何事ヲ意味スルヤ如何ナル特約上又ハ法律上ノ事由ニ基キ履行ニ代ル損害賠償ヲ請求スル權利アリト主張スルモノナリヤ毫モ明白ナラス殊ニ況ンヤ本件ノ債務ハ澱粉ノ給付ト云フ一ノ種類債務ニシテ其ノ目的物ヲ稱シテ不特定物ト爲スモノ卽是ナルヲ以テ或ハ事實上ノ原因(例之物ノ滅失)或ハ法律上ノ原因(例之取引ノ禁止)ニ依リ履行不能ヲ惹起スルコトノ如キ殆ント之ヲ想像スルヲ得サルニ於テオヤ本件訴訟物ノ一タル損害賠償請求權成立事由ノ何タルトニ從ヒテ又此ノ事由ノ已ニ生セルト否ト此ノ點ニ關スル被上告人(原告)ノ主張全然明白ナラサルニ於テ請求權ノ有無固ヨリ已ニ知ルヘカラス其ノ數額ノ確知スルヲ得ヘカラサルヤ蓋論ナシ但被上告人(原告)ノ意冒頭判示ノ如キ特約事由若ハ法定事由ノ將來或ハ生スヘキヲ慮リ斯ル場合ニ處スル用意トシテ豫メ損害賠償ヲ訴求スルニ在ルカ果シテ然ラハ幷ハ民事訴訟法第五百十八條第二項ニ所謂條件ニ繫レル請求權卽所謂將來ノ請求權ニ外ナラス此ノ場合權利發生事由ソノモノノ何タルヤニ付テハ別ニ問題ナク又此ノ種代償的請求權ニ現在ノ基本的請求權トヲ併合訴訟ニ於テ主張スルハ固ヨリ之ヲ妨ケス其ノ執行交付與ノ如キハ前揭民事訴訟法ノ法案ニ依據スルハ則チ可ナリト雖唯其ノ請求權ノ數額ニ至リテハ今ヨリ已ニ之ヲ確定センコト必シモ常ニ可能ナリト云フヘカラス從テ此ノ理由ニ依リ請求權ソノモノノ否定セラルルコト又有リ得ヘキコトナリ蓋例之損害賠償ノ額ニ付豫メ其ノ定アル場合目的物ノ價額ハ一定不變ノ性質ノモノナル場合ニハ將來騰貴スルコトアルモ下落ノ慮ナキ場合等ヲ外ニシテ未タ具體的ニ發生セサル損害ハ其ノ數額モ亦之ヲ知ルニ由ナキハ殆ント言ヲ俟サレハナリ凡ソ以上ノ諸點ニ關シ何等思ヲ運シタル形跡ノ毫モ認ムヘキモノナキ原判決ハ蓋釋明權ヲ行使スルニ於テ遺漏アルモノカ尙ラサレハ其ノ判斷ヲ下スニ至リタル理由ヲ判示スルニ不備ナルモノカ共ニ瑕疵アルヲ免レス」(大正一五、一〇、六、大判、五卷七二四頁)。

二七　昭和二、四、二八、大判六卷二一四頁(前揭)。

此の判例は遲延賠償に關する判例であると爲す說あり(末弘氏現代法學全集六二頁)、塡補賠償に關するものとする說がある(勝本氏中卷(2)一九六頁、杉之原氏評釋昭和二年度判例民事法一八六頁)。此の判例は塡補賠償請求に解除を要せざる特約がある場合に關するから、一般の場合には、塡補賠償には契約解除を必要とするものである。

二八　「民法第四百十五條ニ依レハ債務者カ債務ノ本旨ニ從ヒタル履行ヲ爲ササルトキハ債權者ハ之ニ對シ損害賠償ヲ請求スル

コトヲ得ルモノニシテ契約上ノ債務カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行不能トナリタル場合ニ於テ債權者カ履行ニ代ルヘキ損害賠償ヲ請求スルニハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ要スルモ債務者カ債務ノ履行ヲ遲延シタル場合ニ於テ遲延ニ因ル損害賠償ヲ請求スルニハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ要セサルハ當院判例ノ認ムル所ナリ（大正十五年(オ)第一一五三號昭和二年四月二十八日判決參照）而シテ本件上告人（控訴人原告）カ原審ニ於テ陳述シタル所ハ上告人ハ建築用木材及松類七萬一千六百六才五分ヲ代金八千八百七圓五十九錢九厘ニテ被上告人（被控訴人被告）ヨリ買入レ被上告人ハ大正七年八月七日ヨリ同年十月二十七日迄ノ納入期間内ニ順次納入スヘキコトヲ約シタリ右契約ハ同年十月二十七日迄ニ履行ヲ受クルニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルモノニシテ被上告人ハ內八千才弱此ノ代金九百八十圓ニ相當スル木材ヲ供給シタルモ其ノ餘ヲ履行セスシテ右ノ期間ヲ經過シタルヲ以テ催告ヲ要セスシテ大正八年八月十三日契約ノ解除ヲ爲シ履行遲延ニ因ル損害賠償ヲ請求スト云フニ在ルコトハ原審口頭辯論調書原判決事實摘示及之ニ引用シアル第一審判決事實摘示ニ依リ明ナリト雖其ノ請求ノ原因トスル所ハ被上告人カ契約上ノ債務履行ヲ遲延シタルニ因リ損害ヲ被リタリト云フニ在リテ之カ賠償ヲ請求スルモノナルヲ以テ其ノ契約解除ヲ必要ナリトシ民法第五百四十二條ニ揭クル事實ヲ述ヘタルハ其ノ法律上ノ意見ヲ誤リタルニ胚胎スルモノト解スルニ難カラス故ニ縱令原院ノ認定シタル如ク本件契約カ定期行爲ニ非ストスルモ此ノ一事ニ依リテ上告人ノ請求ヲ排斥スヘキモノニ非ス即原院ハ須ク上告人ノ法律上ノ意見ニ拘泥スルコトナク被上告人カ上告人主張ノ如ク債務ノ履行ヲ遲延スルヤ否及之ニ因リ損害ヲ生シタルヤ否ヲ審究シタル上上告人ノ本訴請求ノ當否ヲ判斷セサルヘカラサルモノナルニ此等ノ判斷ヲ爲サスシテ本件契約ハ定期行爲ニ非ストノ一事由ニ依リ直ニ上告人ノ請求ヲ排斥シタルハ審理不盡且理由不備アル不法ノ判決ニシテ破毀ヲ免レス」（昭和二、五、一九、大判、新聞二七二一號一一頁、評論一六卷、民法一三四五頁、判例彙報三八卷二三號五二一頁）。

二九　「凡ソ債務者カ契約ニ因ル義務ノ履行ヲ爲ササル場合ニ於テ債權者ハ其ノ欲スルトコロニ從ヒ或ハ履行遲滯ニ因ル損害ノ賠償ヲ請求シ或ハ履行ニ代ル損害ノ賠償ヲ請求シ得ヘシト雖モ後者ニ於テハ履行ノ時期ニ遲レタル爲メ爾後ノ履行カ債權者ニ利益ヲ爲ラサル場合又ハ履行不能ニ歸シタル場合ノ外總テ契約ヲ解除シタル後ニ非サレハ之ヲ許ササルモノト解スルヲ相當トス而シテ此事タルヤ契約履行カ其性質上强制履行ヲ許ス場合タルトノ之ヲ許ササル場合トニヨリ區別アルヘキ理由ナシ本件ニ於ケル前記和解契約上ノ債務ハ債務者タル被控訴人カ債權者タル控訴人ニ對シ控訴人ノ爲メ控訴人名義ニテ金五千圓ノ銀行預金ヲ爲スヘキモノナルコト前認定ノ如クニシテ斯ル債務ハ代替的作爲義務ニシテ民事訴訟法第七百三十四條ノ强制履行（間接强制）ヲ許スヘキモ而モ民法第四百十四條第一項ニ所謂債務ノ性質カ强制履行（直接强制）ヲ許ササル場合ニ該當スルモノトス從テ民法第四百十四條第四項ニ依リ履行ニ代ル損害賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘシト雖モ右債務ハ被控訴人ノ履行遲滯ニヨリ直ニ履行不能ヲ來シタルモノニアラス又後日ノ履行ニヨリ債權者タル控訴人ニ利益ヲ齎ササル場合ニモアラサルヲ以テ同法條ニ依リ履行ニ代リ所謂塡補賠償ヲ請求セントセハ先ツ以テ契約ノ解除ヲ要スルモノトス然ラハ本件ニ於ケル前記和解契約ノ解除ヲ要スルモノト謂ハサルヘカラスト」（昭和三、五、一六、東控判決、新報一五四號一四頁）。

三〇　「本訴請求ノ要旨ハ原告ノ前々主カ被告兩名ヲ連帶債務者トシテ公債證書ヲ貸與シ原告前主ニ於テ右返還請求權ノ讓渡ヲ受ケ其ノ權利實行ノ爲强制執行ヲ爲シタルモ執行不能ニ歸シ同人ハ之ニ基ク履行ニ代ル損害賠償請求權ヲ原告ニ讓渡シ原告ハ本訴ニ於テ其ノ履行ヲ求ムルト謂フニ在レトモ凡ソ履行ニ代ル損害賠償ヲ求メンカ爲ニハ必ス基本タル契約ヲ解除シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス然ルニ事玆ニ出スシテ履行不能ヲ生シタルノ理由ニ依リ直ニ履行ニ代ル賠償ヲ求ムルハ卽請求ノ理由ニ於テ既ニ失當ナルニ依リ他爭點ニ付テハ判斷ヲ爲スコトヲ省略シテ原告ノ請求ヲ棄却スヘク訴訟費用ニ付民事訴訟法第七十二條第一項ヲ適用シ主人ノ如ク判決シタリト」（昭和四、二、二五、吳區判決、新聞二九六〇號一六頁、中島氏判批、論叢二一卷六號一二五頁以下）。

三一　「履行ノ全部又ハ一部カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ不能トナリタルトキ債權者ニ於テ履行ニ代ルヘキ損害ノ賠償ヲ請求セントスルニハ必スシモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ス」（昭和七、五、二七、大判、法學二卷一號九五頁、八木下氏評註同所）。

三二　「本訴ハ被上告人ノ買戻契約不履行ヲ原因トスル履行ニ代ル全部ノ損害賠償ヲ請求スルモノナルコトハ原審ノ確定スル所ナリ而シテ斯ル履行ニ代ル損害賠償ノ請求ハ通常相手方ノ不履行ヲ原因トスル基本ノ契約解除ノ意思表示ヲ包含スルモノト解スル

ヲ妥當トスルヲ以テ遉ンテ右不履行ノ事實其他ノ請求原因ニ付之カ審判ノ要アルモノト謂ハサルヘカラス」(昭和九、二、一三、大判、法學三卷九號一〇六頁、勝本氏評註同所)。

(三)　第三期

近時、朝鮮高等法院によりて初めて先鞭をつけられ、其の後、大審院によりても主張せらるるに至りたる判例の新らしき傾向が窺はるるに至つた。それは塡補賠償の請求には契約解除を要するものとする從來の判例より脫して、債權者が債務者に對する履行期間指定權及び其の以後の履行拒絕權の行使によりて塡補賠償を請求するを得るものとするのであつて、是れは、判例が塡補賠償に關する學說中の第三說の催告によりて塡補賠償を請求し得るものとする說を採用せんとする傾向の現はれであつて、獨逸民法の主義に從ふものであり、又、塡補賠償制度と契約解除制度との獨立存在を認めんとするものである。判例が將來、此の方向に向つて其の方向を轉換し行くべきや、又は此の二判例は一時的、例外的傾向に過ぎざるやは、判例法上注目に値するものである。

一　「原則トシテ債權者カ債務者カ契約ニ因ル債務ノ履行ヲ遲滯シタルトキハ其ノ契約ヲ解除セサル限リ直ニ履行ノ受領ヲ拒絕シテ塡補賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノニシテ唯(一)債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ履行不能ナルトキ(二)契約ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ履行期後ノ履行ニ依リテハ債權者カ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキ(三)履行期後ノ履行カ債權者ノ利益ト爲ラス且其ノ事情ヲ債務者ニ於テ豫期シ得ヘキトキ(四)債權者カ相當ノ期間ヲ定メテ履行ヲ催告シタルニ拘ラス其ノ期間內ニ履行ヲ爲ササルトキ等ノ如キ場合ニ於テノミ例外トシテ債權者ハ契約ヲ解除セス直チニ履行ノ受領ヲ拒絕シテ塡補賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス」(昭和二、七、一二、高等法院聯合部判決、朝鮮高等法院判例要旨類集一五九頁)。

二　「契約ノ解除ハ原狀回復ヲ目的トス原狀回復トハ諺ニ所謂舊ノ白紙ニ戻リ契約ヲ締結セサリシ以前ノ有樣ニ立歸ルコト卽是ナリ唯斯カル結果ハ解除ノ意思表示ニ依リ當然ニ生スルヤ將タ此意思表示ハ斯カル結果ニ到達スルニ必要ナル行爲ヲ爲スノ義務(爲サシムル權利)ヲ生スルコトアルヤハ方法ノ問題ナリ解除ノ目的ハ執レニセヨ一切ノ契約關係ヲ拭ヒ去リ契約締結テフコトノ未タ曾テ有ラサリシ狀態ニ還元スルニ在ルカ故ニ契約上ノ義務不履行ヨリ生スル損害賠償ノ如キ若クハ履行ニ代ル損害賠償ノ如キ固ヨリ以テ問題タル可クモアラス蓋此種ノ損害賠償ハ契約關係ノ成立ト存續ヲ前提トシテ始メテ意識スルヲ得ヘキ觀念ニ外ナラサレハナリ」(當院明治四十四年(オ)第一六七號同年十月十日言渡判決、同年(オ)第四〇六號同四十五年二月二十一日言渡判決、大正六年(オ)第七八九號同年十月二十七日言渡判決等參照)若シ夫レ解除ヲ爲スノ理由ハ則チ一ナラス抑債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因ル履行不能ノ場合ニ履行ニ代ハル損害賠償請求權ハ何等ノ意思表示ヲ俟ツコトナク當然ニ發生セリト雖(民法第四百十五條後段及ヒ當院大正三年(オ)第五四三號同四年六月十二日言渡判決參照)債權者ハ最早斯カル請求權ヲ行使シテ其實現ヲ圖ルニ意無ク左レハトテ此權利ヲ拋棄シタルノミニテハ例ヘハ自己ノ反對給付ハ之ヲ免ルルニ由無キカ故ニ所謂遣ラス取ラスヲ以テ終局ヲ告ケムトスルコトアリ民法第五百四十三條ハ此場合ノ解除ナリ又或ハ債務ノ履行ニ忠ナラサル相手方ト契約關係ニ立ツハ又之ヲ欲セサルカ爲メ敢テ履行ヲ求メス又損害賠償ヲ求メサル代ハリ自己ノ爲ス可キ反對給付ハ之ヲ取止メ已ニ爲シタル反對給付ハ之ヲ取戻シ以テ一切ノ關係ヲ淸掃セムトスルコトアリ民法第五百四十一條ハ此場合ノ解除ナリ要スルニ解除ハ契約無カリシ昔ニ立歸ルコトニ外ナラス其ノ嚴格ナル意味ノ片務契約タルト爾ラサルト將タ雙務契約タルトハ固ヨリ問フトコロ非サルモ解除ヲ爲スノ實益ハ主トシテ後ニ者ノ場合ニ之ヲ見ルモノトス唯夫レ契約無カリシ昔ニ立歸ルニ至リテ曩ニ契約締結ノ擧ニ出テタルハ今ニシテ之ヲ顧ミレハ徒事ニ屬シ無益ノ奔走ニ過キサリシカ故ニ若シ解除ノ已ムヲ得サリシハ取リモ直サス債務者ノ責ニ歸スヘキ事情ニ基クトキハ債務者タルモノ固ヨリ以テ曩如タル可キニ非ス例ヘハ契約締結テフコトノ無カリシナラハ爲サテアルヘカリシ出捐ノ如キ卽所謂消極利益ノ賠償ハ債務者トシテ之ヲ辭スヘカラス精確ナル意義ニ於ケル本然固有ノ解除ト兩立スヘキ損害賠償ナルモノハ唯之ヲ以テ爾リト請求スルコトヲ得ルモノトス」(昭和二、七、一二、高等法院聯合部判決、朝鮮高等法院判例要旨類集一五九頁)。

二　「契約ノ解除ハ原狀回復ヲ目的トス原狀回復トハ諺ニ所謂舊ノ白紙ニ戻リ契約ヲ締結セサリシ以前ノ有樣ニ立歸ルコト卽是ナリ唯斯カル結果ハ解除ノ意思表示ニ依リ當然ニ生スルヤ將タ此意思表示ハ斯カル結果ニ到達スルニ必要ナル行爲(爲サシムル權利)ヲ生スルコトアルヤハ方法ノ問題ナリ解除ノ目的ハ執レニセヨ一切ノ契約關係ヲ拭ヒ去リ契約締結テフコトノ未タ曾テ有ラサリシ狀態ニ還元スルニ在ルカ故ニ契約上ノ義務不履行ヨリ生スル損害賠償ノ如キ若クハ履行ニ代ル損害賠償ノ如キ固ヨリ以テ問題タル可クモアラス蓋此種ノ損害賠償ハ契約關係ノ成立ト存續ヲ前提トシテ始メテ意識スルヲ得ヘキ觀念ニ外ナラサレハナリ」(當院明治四十四年(オ)第一六七號同年十月十日言渡判決、同年(オ)第四〇六號同四十五年二月二十一日言渡判決、大正六年(オ)第七八九號同年十月二十七日言渡判決等參照)若シ夫レ解除ヲ爲スノ理由ハ則チ一ナラス抑債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因ル履行不能ノ場合ニ履行ニ代ハル損害賠償請求權ハ何等ノ意思表示ヲ俟ツコトナク當然ニ發生セリト雖(民法第四百十五條後段及ヒ當院大正三年(オ)第五四三號同四年六月十二日言渡判決參照)債權者ハ最早斯カル請求權ヲ行使シテ其實現ヲ圖ルニ意無ク左レハトテ此權利ヲ拋棄シタルノミニテハ例ヘハ自己ノ反對給付ハ之ヲ免ルルニ由無キカ故ニ所謂遣ラス取ラスヲ以テ終局ヲ告ケムトスルコトアリ民法第五百四十三條ハ此場合ノ解除ナリ又或ハ債務ノ履行ニ忠ナラサル相手方ト契約關係ニ立ツハ又之ヲ欲セサルカ爲メ敢テ履行ヲ求メス又損害賠償ヲ求メサル代ハリ自己ノ爲ス可キ反對給付ハ之ヲ取止メ已ニ爲シタル反對給付ハ之ヲ取戻シ以テ一切ノ關係ヲ淸掃セムトスルコトアリ民法第五百四十一條ハ此場合ノ解除ナリ要スルニ解除ハ契約無カリシ昔ニ立歸ルコトニ外ナラス其ノ嚴格ナル意味ノ片務契約タルト爾ラサルト將タ雙務契約タルトハ固ヨリ問フトコロ非サルモ解除ヲ爲スノ實益ハ主トシテ後ニ者ノ場合ニ之ヲ見ルモノトス唯夫レ契約無カリシ昔ニ立歸ルニ至リテ曩ニ契約締結ノ擧ニ出テタルハ今ニシテ之ヲ顧ミレハ徒事ニ屬シ無益ノ奔走ニ過キサリシカ故ニ若シ解除ノ已ムヲ得サリシハ取リモ直サス債務者ノ責ニ歸スヘキ事情ニ基クトキハ債務者タルモノ固ヨリ以テ曩如タル可キニ非ス例ヘハ契約締結テフコトノ無カリシナラハ爲サテアルヘカリシ出捐ノ如キ卽所謂消極利益ノ賠償ハ債務者トシテ之ヲ辭スヘカラス精確ナル意義ニ於ケル本然固有ノ解除ト兩立スヘキ損害賠償ナルモノハ唯之ヲ以テ爾リト

爲ス（民法第五百四十五條第三項當院大正六年(オ)第七八九號同年十月二十七日言渡判決參照）若シ此種ノ損害賠償ヲ解シテ契約關係ノ存續ヲ前提トスルソレ卽チ不履行ニ因ル又履行ニ代ハル損害賠償）ト爲スアラハ幷ハ之ヲ右手ニ奪ヒテ之ヲ左手ニ與フルノ類抑何ノ爲メノ解除ソヤ察セサルモ亦甚シトスヘキノミ但玆ニ動モスレハ斯ル混同誤認ヲ起シ易キ一事相ノ存スルアリ何ンソヤ夫レ債務ハ飽クマテ其ノ本旨ニ從フ履行ニ終始スルヲ原則トス夫ノ債務者ニシテ任意ニ履行ヲ爲ササル限リ債權者トシテハ履行ニ代ハル金錢的賠償ヲ求ムルノ外無シトセシハ自由意思偏重ノ一產物已ニ事舊リタリ債務ノ本旨ニ從フ履行ノ請求權ト之ニ代ハル損害賠償ノ請求權ト兩々併存其ノ執ヲ請求スルモ債權者ノ自由ナリテフコトモ亦現行法ノ下ニ無條件ニ認メラルルトコロニ非ス是故ニ債權者ト雖履行ニ代ハル損害賠償ハ漫ニ之ヲ請求シ得ル場合ノ一ハ他無シ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因ル履行不能ノ場合卽是ナリ此ノ場合ハ上述ノ如ク本來ノ債務ハ當然金錢的賠償ノソレニ變更セラレ固ヨリ何等ノ意思表示ヲ要セス否要ト不要ハ始メヨリ問題ト爲リ得サルナリ（當院大正三年(オ)第五四三號同年六月十二日言渡判決參照）然ラハ則チ本旨ニ從フ履行ノ尙可能ナル限リ夫ノ債權者ナルモノハ依々僅々只管其ノ履行ニ俟タサル可カラサルカ斯ルハ却テ其ノ堪ユルトコロニ非ス於是カ債權者ノ爲メニ一ノ便宜ヲ與ヘサル可カラス便宜トハ如何曰債權者ハ先ツ相當ノ期間ヲ定メテ履行ヲ催告シ其ノコレ無キニ及ヒ債務者ニ對シ一ノ意思表示ヲ爲シ爾今以後本旨ニ從フ履行ハ最早ヤ之ヲ受ケス唯履行ニ代ハル損害賠償ヲ得テ甘ンセンノミト言明スルトキハ玆ニ始メテ當初ノ債務ハ其ノ態樣ヲ金錢的賠償債務ニ更ムルニ至ルトスルコト卽是ナリ但右ノ催告ト催告ニ應セサルコトヲ條件トスル右ノ意思表示トハ同時ニ之ヲ爲スヲ妨ケサルハ云フマテモ無シ然ルニ或場合ニハ催告ヲ要セス直チニ當該意思表示ヲ爲スコトヲ得ルコト無キニ非ス卽チ所謂確定期取引（卽チ履行ノ時期若クハ期間ヲ嚴守スヘキコトヲ特約シタル取引）ノ場合又ハ履行期ノ徒過ニ因リテ當然履行不能ニ瞭スルニハ非サルモ債權者トシテハ又履行ヲ受クル實益無キニ至ル場合卽チ是ナリ例ヘハ何時何分發ノ列車ニ間ニ合フヤウ自動車ヲ差囘ス可シトノ契約ニ在リテハ適當ナル時期ノ徒過ハ卽チ履行不能ヲ意味スルニ反シ單ニ何時何分ニ自動車ヲ差囘ス可シトノ契約ノ場合ニ幷ハ債權者ニ於テ右ノ列車ニ搭乘スル爲ナリシトセハ時刻ノ徒過ハ直チニ約旨ニ從フ履行ノ不能ヲ招來スルニハ非サルト共ニ債權者トシテハ最早自動車ヲ差囘サルルモ其詮ナキ次第ナリ夫レ立法者タル民法起草者ノ意中ハ姑ク之ヲ置ク現行法ノ下ニ於テ履行ニ代ハル金錢的賠償請求權ノ一前提タル意思表示モ亦之ヲ解除ト唱ヘ（當院大正三年(オ)第五四三號同四年六月十六日言渡判決參照）之ニ中ツルニ民法第五百四十條以下ノ規定ヲ以テセシハ何レノ時ニ始マリシニモセヨ其ノ漸勢ノ赴クトコロ凡ソ取引上解除ト稱セラルル意思表示ハ則チ滔々トシテ皆是ナルノ風ヲ馴致シ殊ニ差額取引ニ依ツテ以テ賣買（若クハ請負等）ヲ決濟セムトスル場合ニ最多ク此種解除ノ應用ヲ見ルコト今ニ於テ已ニ年有リ斯クテ解除ト云ヘハ當然必然履行ニ代ハル金錢的賠償請求權カ聯想セラルルニ至リテ精確ナル意義ニ於ケル本然固有ノ解除ハ渦中ニ沒シテ殆ント其ノ影ヲ潛メ所謂室ヲ貸シテ堂ヲ奪ハルルノ觀アルモノ又是一個ノ奇現象タルヲ失ハス宜ナリ解除ニ關スル判例ノ如キモ亦此思潮ノ漂ハストコロニ一見則チ相容レサルモノ往々ニシテ併存スル例ヘハ一方ニハ已ニ解除アリタル以上債務者ハ又遲滯ニ因ル損害賠償ヲ爲スノ義務無シト云フ判例（當院明四十四年(オ)第四〇六號同四十五年二月二十日言渡判決）アルト共ニ他方ニハ解除ノ場合ニ於テモ債務者ハ遲滯ニ因ル損害賠償ノ豫定額ヲ請求スルヲ妨ケストノ判例アリ（當院昭和七年(オ)第一七六八號同八年二月二十四日言渡判決）蓋彼ハ本然固有ノ解除ヲ稱シ此ハ則チ第二義ノソレヲ稱ス仔細ニ觀來リテ些ノ牴觸アル無シト雖抑同一術語ヲ兩立セサル意義ニ用ユルニ於テ錯亂ハ自然ノ數ノミ解除ヲ口ニシ解除ヲ筆ニスト雖言フ者必シモ知ラス而シテ知ル者動モスレハ其ノ蒙ヲ啓クニ疎ナルヤ紛々紜々時トシテ殆ント頭緖ヲ理ムルニ由無シ事ニ從フ者分別辨折善ク各場合ニ於ケル其意義ヲ索ムルニ非サルヨリハ惑ヲ生シ誤ヲ惹カサルモノ蓋稀ナリ乃チ重ネテ之ヲ約言シテ曰債權者ハ相當期間ヲ以テスル催告ノ後若クハ斯カル催告ヲ須ヒスシテ一ノ意思表示ヲ爲シ依テ以テ或ハ（一）契約締結テフコトノ無カリシ舊態ニ復歸シ尙消極利益ノ賠償ヲ請求スルヲ得ヘク或ハ（二）契約ノ存立ハ之ヲ維持シ唯其ノ本旨ニ從フ履行ノ請求權ヲ變シテ以テ履行ニ代ハル金錢的賠償請求權ト爲スヲ得ヘク而シテ其ノ執ノ途ヲ取ルヤハ一ニ債權者ノ任意ナルモノ之ヲ夫ノ解除ノ名ヲ以テ呼ハルル現行法上ノ一制度ト爲ス是故ニ其ノ取ルトコロノ途ノ執ナリヤ換言スレハ所謂解除ハ執ノ意義ノソレナリヤヲ先ツ以テ明ニスルコトハ表意者トシテ最喫緊事ニ屬スルハ殆ント言ヲ俟タス蓋這ハ專ラ繫リテ表意者ノ胸裡ニ存スル事柄ナレハナリ云々」（昭和八年(オ)第五四五號昭和八、六、一三、大判、一二卷一四三七頁、山田晟氏評釋、昭和八年度判例民事法三八一頁以下）。

三　次に掲ぐる宮城控訴院判決及び四の大審院第一民事部判決も亦、催告によりて塡補賠償請求權が發生するものなることを前提とするものの如く、注目すべき判例たるを失はない。

「雙務契約ニ於テ塡補賠償ヲ請求スルニハ履行不能、定期行爲ノ場合ヲ除キ、相當ノ期間ヲ定メテ履行ヲ催告シ然ル後契約ヲ解除スヘキモノトス」（昭和一〇、九、二八、宮城控訴判決、新聞三九二四號七頁）。

四　「上告人等ハ本件小作調停ニ因リ被上告人組合ニ本件玄米引渡ノ義務アルニ拘ラス履行期ヲ經過スルモ其ノ履行ヲ爲ササルヲ以テ被上告人組合ハ該調停調書正本ニ基キ强制執行ヲ爲シタルトコロ上告人等カ右玄米ヲ所持セサリシ爲該强制執行ハ不能ニ終リタルコトハ原審ノ確定スルトコロニシテ右玄米ハ代替物ナレハ上告人等ノ一身上ノ事由ニ基クモノニシテ所謂主觀的不能ニ該當シ民法第四百十五條所定ノ履行不能ト解スヘカラサルコト所論ノ如シト雖債務者タル上告人等ハ本件ニ於テ調停調書ノ玄米引渡義務ヲ否認スルモノニシテ之カ履行ノ意思ナキコト明確ナル場合ナレハ被上告人組合ハ上告人等ニ對シ期間ヲ定メテ履行ノ催告ヲ要セスシテ直ニ不履行ニ基キ履行ニ代ハルヘキ損害賠償ヲ求メ得ヘキモノト解スルヲ相當トスヘキヲ以テ（被上告人組合カ右强制執行不能ノ場合ニ履行不能トシテ履行ニ代ハル損害賠償ノ請求ヲ爲スト謂フハ其法律上ノ見解ヲ述ヘタルニ過キサルモノトシテ裁判所ハ之ニ拘束セラルヘキモノニアラス）原審カ右ノ執行不能ヲ受テ直ニ民法第四百十五條ノ履行不能ト解シタルハ違法タルヲ免レスト雖此ノ違法ハ結局判決主文ニ影響ナキ所ナリトス而シテ右ノ如キ代替物ノ一定ノ數量ノ引渡請求執行不能ノ場合ニハ執行ノ方法トシテ民事訴訟法第七百三十四條後段ニ依リ履行ニ代ハルヘキ損害賠償ノ決定ヲ求ムヘキモノニアラス蓋シ同條項ハ實體法上ノ損害賠償ヲ命スヘキコトヲ規定シタルモノニアラスシテ不代替行爲ヲ間接ニ强制シ得ルニ足ルヘキ一定ノ金額（制金）ヲ直ニ支拂フヘキコトヲ命スルモノナレハナリ」（昭和一一、一一、一六、大判、民一法學六卷二號一一〇頁）。

（四）　婚姻豫約不履行又は緣組豫約不履行に因る損害賠償に關する判例

婚姻豫約不履行又は養子緣組豫約不履行に關する損害賠償の請求に關しては判例は契約解除を必要としないことに定まつて居る。曩に掲げたるが如き例外的判例が僅に存在するのみである。

尤も先決問題として婚姻豫約が有效なることは大正四年一月二十六日の大審院聯合部判決（二一輯五二頁、抄錄五三卷一二二一〇頁）以來確定し、爾來、非常に多數の判例の存在するけれども、養子緣組豫約が有效なりや否やに關しては少數の下級審の判例が存在するに過ぎない（例へば大正一一、二、七、東地判決、新聞一九八七號一八頁、大正九、一二、二三、東京區判決、新聞一八二七號九頁、大正一〇、東控判決、評論一〇卷民法八五三頁、大正五、四、六、大地判決、新聞一一一一號二九頁、大正六、東控判決、最一八卷三三四頁、無效說　東地判決、新聞一三四號一二頁）。

大審院も近時稀に、養子緣組豫約の有效なることを明言するに至つて居る（例へば、昭和十二年（オ）第三一九號同年五月二十六日言渡第四民事部判決等）。

一　「苟モ其愛情ト信義トヲ併子トスヘキ婚姻豫約ニ於テハ甲男カ乙女ヲシテ其家ニ入ルヲ肯セス入籍手續ヲ峻拒シタルカ如キ場合ニ於テハ右豫約ニ基ク給付ハ同時ニ不能ニ陷リタルモノト解スルヲ相當トス從ツテ該豫約ヲ解除スルノ要ナク直ニ之カ履行ニ代ル賠償ヲ請求スルヲ得」（大正八、三、一〇、東地判決、評論八卷、民法一九八頁）。

二　「婚姻豫約ノ當事者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ其約ニ違反シ婚姻ヲ爲ニ蒙リタル有形無形ノ損害ヲ賠償スル責ニ任スヘキモノニシテ相手方カ如上損害賠償ノ請求ヲ爲スニハ婚姻豫約ノ解除ヲ爲ス必要ナキモノトス」（大正八、三、二一、大判二五輯四九二頁、抄錄八三卷一九五五四頁、新聞一五六〇號二一頁、評論八卷民法四五

五頁、畔道氏「婚姻豫約違反ノ損害賠償ノ請求ト婚姻豫約ノ解除」論叢二卷八三四頁、最近大審院民法判例批評三七九頁)。

三　「婚姻ノ豫約(儀式ヲ擧ケタル)ハ適法ニシテ當事者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ豫約ノ履行ヲ爲ササリシトキハ豫約解除ノ意思表示アリタルト否トニ拘ハラス相手方ニ對シ不履行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ義務アルモノトス」(大正一〇、一〇、一五、千葉地方判決、評論一〇卷民法一三三〇頁)。

四　「原判決ハ證據ニ依リ上告人カ正當ノ理由ナクシテ被上告人トノ間ニ於ケル婚姻ノ豫約ニ反シ婚姻ヲナスコトヲ拒絶セルコトヲ認定セルモノトス而シテ斯ノ如ク婚姻豫約ノ當事者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ其約ニ違反シ婚姻ヲナスコトヲ拒絶シタル場合ニハ其者ハ相手方ニ對シ之カ爲ニ蒙リタル有形無形ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス可キモノニシテ相手方カ損害賠償ノ請求ヲ爲スニ付先ツ婚姻豫約ノ解除ヲ爲サヽルヘカラサルコトナシ之レ當院從來ノ判例トスル所ナリ(大正八年(オ)第百十八號同年三月二十一日言渡)本論旨ハ之ト反對ノ見解ニ立テテ原判決ヲ非難スルモノニシテ理由ナシ」(昭和二、二、二六、大判、新聞二六七〇號七頁)。

五　「然レトモ原判決ハ證據ニ依リ上告人カ正當ノ理由ナクシテ被上告人トノ間ニ於ケル婚姻ノ豫約ニ反シ婚姻ヲ爲スコトヲ拒絶セルコトヲ認定セルモノトス而シテ斯ノ如ク婚姻豫約ノ當事者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ其ノ約ニ違反シ婚姻ヲ爲スコトヲ拒絶シタル場合ニハ其者ハ相手方ニ對シ之カ爲ニ蒙リタル有形無形ノ損害ヲ賠償スル責ニ任スヘキモノニシテ相手方カ損害賠償ノ請求ヲ爲スニ付先ツ婚姻豫約ノ解除ヲ爲サヽルヘカラサルコトナシ之レ當院從來ノ判例トスル所ナリ(大正八年(オ)第百十八號同年三月二十一日言渡)本論旨ハ之ト反對ノ見解ニ立チテ原判決ヲ非難スルモノニシテ理由ナシ」(昭和二、三、一七、大判、新報一一號一四頁)。

六　「慣習ニ從テ婚姻ノ儀式ヲ擧ケ事實夫婦トシテ同棲シタル者カ其ノ當初ニ於テハ未タ婚姻年齡ニ達セス若クハ自ラ婚姻ヲ爲スノ能力ナカリシトキト雖繼續シテ婚姻適齡ニ達シタルトキハ婚姻豫約トシテ其時ヨリ效力ヲ生シ其ノ後ニ於テ相手方ノ過失ナキニ拘ラス之ヲ離緣シ婚姻ノ屆出ヲ爲ササルトキハ相手方ニ生シタル損害ノ總テニ對シテ賠償ノ責任ヲ負フモノトス」(昭和七、二、九、朝高判決、評論二一卷民法六八七頁)。

七　「婚姻ノ豫約ハ法律上有效ニシテ若當事者ノ一方カ正當ノ理由ナク其ノ約ニ違反シ婚姻ヲ爲スコトヲ拒絶スルトキハ相手方ハ違約者ニ對シ違約ヲ原因トシテ之カ爲ニ被リタル有形無形ノ損害ノ賠償ヲ請求シ得ヘク而モ如上請求ヲ爲スニ付先ツ婚姻ノ豫約ヲ解除スル必要ナキモノトス」(昭和八、三、二七、大判、評論二二卷民法四〇五頁)。

八　反對判例

(1)「婚姻ノ豫約ハ雙務的ノモノナルヲ以テ婚姻豫約ノ不履行ヲ原因トシテ履行ニ代ルヘキ賠償ヲ請求スルニ當リテハ宜シク先ツ豫約ヲ解除スヘク然ラスシテ單ニ相手方ノ不履行ノミヲ原因トシテ直チニ履行ニ代ルヘキ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得サルモノトス」(大正五、三、一、大地判決、評論五卷民法二九六頁)。

(2)「養子緣組ノ豫約ハ婚姻ノ豫約ト同シク將來ノ身分關係ノ創設ヲ目的トスルモノニシテ養子緣組ノ一般的條件ヲ具備スル限リ有效ナリ故ニ若シ豫約ノ當事者ノ一方カ其義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ因テ生シタル損害賠償ヲ求ムルコトヲ得然レトモ其ノ豫約違反ヲ原因トスル訴カ履行遲延ニ因ル損害賠償ニ非スシテ履行ニ代ルヘキ損害賠償ヲ求ムルニアルトキハ先ツ豫約ヲ解除シタル後ナラサルヘカラス」(大正五、四、六、大地判決、新聞一一一一號二九頁、評論五卷、民法二九八頁)。

第四項　訴訟上に於ける本來給付の請求と塡補賠償の請求

第一目　總說

債務者の債務不履行の通常の場合に於て、債權者は債務者に對して本來の履行を請求することを得るに過ぎないが、又契約解除を爲して本來の履行に代はる塡補賠償を請求し得ること前述の通りであ

る。而して債權者が債務者に對して訴訟を提起せんとする場合に在りては、債權者たる原告は被告たる債務者に對して第一次的に本來の履行の請求を爲し、第二次的に、債務者が若し本來の履行を爲すこと能はざるときは、其の塡補賠償を請求することを常とする。併し乍ら、斯の如き併合訴訟は疑問に富むものであるから、爰に多少の研究を爲し置く必要がある。

第二目　請求の客觀的併合の意義

(a)請求の客觀的併合とは數個の請求に付きて辯論及び裁判を併合することであり(最廣義の訴の客觀的併合)、例へば本訴と反訴を併合して審理及び裁判するが如きは其の例である。又(b)同一の原告より同一の被告に對し、數個の請求に付き時を同ふし、又は時を異にして訴を提起し、其の辯論及び裁判が併合せらるる場合にも亦訴の客觀的併合がある(廣義の訴の客觀的併合)。例へば一つの訴に對して原告が本訴に併合して中間確定の訴(民訴二三四、舊民訴二一一)を提起し、又は裁判所が職權を以て同一當事者間の數個の訴の客觀的併合を命ずる場合(舊民訴一二〇、現民訴一三二、一八三Ⅱ)等の如し。最廣義の訴の客觀的併合は同一の原告より同一の被告に對することに限られて居ない。本訴は原告が被告に對して提起し、反訴は本訴の被告が本訴の原告に對して提起する訴であるからである。(c)民事訴訟法第二百二十七條(舊民訴一九一)は最狹義の訴の客觀的併合を規定する。卽ち「數個ノ請求ハ同種ノ訴訟手續ニ依ル場合ニ限リ一ノ訴ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得」と規定する。法文は簡單であるが、學說上、此の最狹義の訴の客觀的併合は同一の原告より同一の被告に對し、一個の訴を以て同時に數個の請求を爲す場合に限られる。茲に問題とするのは此の種の訴の客觀的併合である。茲に請求とは法律關係の存在又は不存在に關する主張(Rechtsbehauptung)にして、約言せば、訴訟物たる法律關係の存在又は不存在に關する主張自體を謂ふ。自己に有利なる判決あらんことを求むる要求、卽ち權利保護の要求自體を謂ふものでない(雉本氏論文集七四九頁、五七頁以下參照)。

第三目　請求の客觀的併合と申立の一定

我が舊民事訴訟法に於ては申立は一定なることを要するものとし、之を「一定ノ申立」(舊民訴一九〇)と稱した。

申立の一定、請求の一定と謂ふことの必要なることは必ずしも明文を俟たない。請求が一定するに非ざれば判決を與ふるに由なく、執行を爲すに由がない。併し乍ら、選擇的請求併合、豫備的請求併合を爲すことが請求を不定ならしむるものでないことは疑なき所である。

舊民事訴訟法時代に於ても既に此の事は判例に依りて確認せられて居る所である。

例へば、

「所有權ノ效力タル物上請求權ニ基キテ物件ノ引渡ヲ求ムルニ際シ他日物件ノ現存セサルニ至ル場合ヲ豫想シ豫備的ニ其換價金ノ支拂ヲ求ムルハ所謂申立ノ一定ヲ缺クモノニ非ス」(大正一〇、一二、二六、大判、二七輯二二一九頁、加藤氏批評一卷一八五頁以下)。

第四目　請求原因の一定

一個の訴訟に於て、原告は同一の請求に付き一個の請求原因を主張することが普通であるけれども、又、同一の請求に付き二個以上の請求原因を主張することがあり得る。例へば、或る物件の引渡を請求するに當り、原告は所有權に基きて其の引渡を請求し得べく、或は賃貸借、使用賃貸、寄託の終了に基きて其の引渡を請求することを得る。斯の如き場合に在りては、原告は右の中の一種の法律要件を選擇して、之を請求原因とするのが普通であり、例へば、所有權に基きて其の引渡を求むれば足るのであるけれども、尙、用意周到に數個の攻撃方法を併用して、所有權に基く外、更に賃貸借の終了、使用貸借の終了、又は寄託の終了をも請求原因として主張する場合には、請求原因の一定を缺くこととなるや否やが問題となる。併し、請求原因の一定と謂ふことは、請求原因が一個なることを意味しない。數個の請求を主張するも尙其の主張が明確にして一定する以上は請求原因は不定ではない。之れに關しては多くの大審院判例の存する所である。

明治三〇、大判、判決總攬民訴二一〇頁、明治三一、大判、同上、明治四一、大判、同上、明治四二、長崎地方判決、新聞五七四號九頁、明治四四、大判、判決總攬民訴二一〇頁、大正元、大地判決、新聞八二八號二五頁、大正三、仙臺地方判決、判決總攬民訴二一〇頁、大正五、名古屋控訴判決、新聞一〇七三號一三頁、評論四卷民訴三六一頁、大正七、大判、新聞一四一三號二五頁、大正一〇、一一、一〇、大判一九五一頁、判決總攬民訴九〇五頁、大正一一、三、二三、東控判決、新聞一九八九號一九頁、大正一一、一一、一〇、大判、新聞二〇八一號一八頁、大正一四、三、九、東地判決、新聞、二三八一號五七五七頁、昭和四、東地判決、新聞一九一號一九頁、

此等の判例中の二三の要旨を摘錄すること左の如し。

一　「民事訴訟法第一九〇條第二號ニ所謂請求ノ一定ノ原因トハ請求ニ付テ必シモ數個ノ法律關係ヲ主張シ得サル趣旨ニ非ス故ニ苟モ互ニ牴觸セサル以上ハ數個各獨立セル法律關係ヲ主張シテ訴ノ原因ト爲スコトヲ妨クルモノニ非サルハ夙ニ本院判例ノ存スル所ナリ」(大正一〇、一一、一〇、大判、二七輯一九五一頁、加藤氏批評一卷一八九頁以下)。

二　「契約解除ヲ原因トシテ損害ヲ請求スルニ當リ第一審ニ於テハ解除ノ原因カ債務ヲ履行セサルカ爲ナリト謂ヒ第二審ニ於テハ履行不能ノ爲ナリト主張スルモ契約ノ解除ヲ原因トシテ其損害ヲ求ムル點ニ異ルコトナケレハ之ヲ以テ訴ノ原因ニ變更アルモノト云フヘカラス」(大正一一、一一、一〇、大判、新聞二〇八一號一八頁)。

三　「民事訴訟法第百九十條第二項ニ所謂請求ノ一定ノ原因トハ請求ノ基ク法律關係ヲ特定スルコトヲ要スル意義ニシテ一個ノ請求ニ付テ必シモ數個ノ法律關係ヲ主張シ得サル趣旨ニ非ス故ニ苟モ互ニ牴觸セサル以上ハ數個各獨立セル法律關係ヲ主張シテ訴ノ原因ト爲スコトヲ妨クルモノニ非ス從テ契約ノ解除ヲ原因トスル請求ニ於テ契約解除ノ效力ヲ生スヘキ三個ノ獨立シタル法律關係ヲ主張シタリトスルモ第二第三ノ主張事實ハ順次豫備的ニ陳述シタルモノニシテ互ニ牴觸スルモノニ非ス」(大正一一、一一、

一〇、大判新聞二〇八一號一八頁)。

四　「控訴人ハ前後三回ニ亘リ催告及解除ノ意思表示ヲ爲シ假ニ第一回ノ催告及解除が無效ナリトスルモ少ナクトモ第二若クハ第三回ノ催告及解除ハ其效果ヲ發生シ契約ハ完全ニ解除セラレタリト主張スルモ這ハ事實上及法律上ノ申述ヲ補充シタルモノニシテ原因ノ一定ヲ缺クモノニ非ス又假リニ控訴人カ控訴審ニ於テ第三回ノ催告及解除ヲ主張スルモ之カ爲メ原因ノ變更アリタルモノト謂フコトヲ得ス」(大正一一、三、二三、東控判決、新聞一九八九號一九頁)。

五　「被告ハ原告ノ解除ノ原因ハ民法第五百四十一條ニ依ルカ同法第六百三十五條ニ依ルカ不明ナリト抗辯スレトモ原告ノ訴狀並ニ準備書面ニ依レハ双方ヲ主張スルモノト解スヘク而シテ双方ヲ主張スル事ハ毫モ妨ケナキヲ以テ此點ノ被告ノ抗辯ハ失當ナリ」(大正一四、三、九、東地判決、新聞二三八一號五七五七頁)。

六　反對判例　明治三七、大控判決、新聞二〇五號一〇頁、明治四一、東地判決、新聞四九七號五頁、明治四四、大控判決、新聞七四〇號二五頁、明治四四、大地判決、新聞七二九號二二頁、大正三、奈良地方判決、新聞九三八號二五頁、大正一四、一、二五、川越區判決、新聞二三七八號一五頁。

此等の內、最後の判決の要旨を掲げて置く。

「凡ソ原告ハ同一ノ請求ヲ維持スル爲メニ數個ノ原因ヲ主張シ得ヘキハ明瞭ナリト雖兩立スヘカラサル數個ノ原因ヲ主張スルハ原因ノ不定ヲ以テ目スヘク之ヲ許容スヘキニ非ス原告ノ主張ニ係ル被告ノ義務不履行ニ因ル契約解除ト當事者ノ合意ニ基ク契約解除トハ其一ヲ是認スレハ他ハ否認スヘク互ニ兩立スヘカラサル事實ナルヲ以テ結局何レヲ請求原因ト爲スカ不確定ナリト認メサルヲ得ス」(大正一四、一、二五、川越區判決、新聞二三七八號一五頁)。

現行民事訴訟法に於ては「請求ノ一定ノ原因」、卽ち請求原因が一定することを要する旨趣の明文は存在しないけれども、然かもそれが爲め請求原因が不定なることを承認して居るものでないことは疑ない。併し、一個の請求に對して數種の請求原因を主張することは些しも差支へなきは舊法時代と異なる所はない。

以上に述べたる所は一個の請求に對して數種の請求原因を主張するや否やの問題であつた。今問題となつて居るのは請求の豫備的併合の場合である。請求の豫備的併合の場合は原告の請求自體が二個以上存在するのであり、其の各請求に對して各別に請求原因あることを必要とするものであるから、此の場合には少くとも二個の請求原因が主張せらるべきことは當然である。此の場合に於ても原告は必要に應じて、前示の如く各一個の請求に對して數種の請求原因を主張し得ること疑なき所である。

一個の請求に付き二個以上の請求原因を主張し得べきことに關しては、加藤氏民事訴訟判例批評集一卷二〇三頁、二〇四頁及び同所引用の獨乙文獻參照。

第五目　請求の客觀的併合の要件

(a)同一の原告より同一の被告に對して數個の請求が存在することを要する。訴の客觀的併合は口頭辯論中に於ける併合ではない。口頭辯論中の併合は後に述べんとする訴の變更であり、又中間確認の訴なることもある。

(b)裁判所が各請求に付きて管轄權を有することが必要である。

事物の管轄は各請求の合算額によりて之れを定める（民訴二二、二三）。土地の管轄に付いては明文（民訴二一、二七）があるから、一個の請求に付いて其の裁判所が管轄權を有すれば足る。

專屬管轄の場合は例外である（二七）。

(c)各請求が同種の訴訟手續を以て審理裁判せらるるに適することを必要とする（二二七）。從つて、人事訴訟に依る請求と民事訴訟に依る請求とは併合することを得ない（例外、人訴七Ⅱ但書）。

(d)特別の明文を以て訴の客觀的併合が禁止せられざることを必要とする（例、人訴七Ⅱ、二六、三九、五八、六七、七五等）。

(e)次に順次に說明する最狹義の請求の客觀的併合中の各種の併合、卽ち、單純併合、豫備的併合、選擇的併合（狹義）及び任意併合は孰れも舊民事訴訟法第百九十一條、現行民事訴訟法第二百二十七條に基き適法なるものとして認容せらるべきものである。

第六目　訴の客觀的併合の種類

第一　單純併合（併列的併合）

單純併合（Einfache Klagehäufung）とは併合せらるる數個の請求の間に何等の連絡がない場合の併合である。賣主が買主に對し、甲種の品物の代金と乙種の品物の代金とを請求する場合の如し。又甲が乙に對して物の引渡の請求と貸金の請求とを併合する場合の如し。

單純併合には二種の場合がある。其の一は狹義の單純併合であり、其の二は從屬的併合である。

狹義の單純併合は何等の關係なき數個の請求を同等に併合する場合であつて、貸金と賣掛代金とを併せて請求する場合の如し。

從屬的併合とは併合せらるる請求間に從屬的關係の存在する場合であつて、基本たる法律關係の存在を主張する請求と之れより派生する法律關係の存在を主張する請求とを同等に併合する場合である。其の從屬的關係は其の權利發生の沿革たるに止まり、併合に關して從屬的關係あることが問題とせらるるのではない。例へば、或る物の所有權存在の確認請求と其の物の引渡の請求とを併合し、元本債權と利息債權との兩請求を併合し、元物返還請求と果實返還請求との兩請求を併合する場合の如し（民訴二三參照）。從屬的併合の場合には基本的請求が理由ある場合に限り、派生的請求が理由ある場合に於ては先順位の請求が理由なき場合に非ざれば、後順位の請求は理由あるのである。豫備的併合の場合に於ては先順位の請求を理由ありとする判きが故に此の點に關して注意を要する。

第二　豫備的併合（Eventualklagehäufung）

豫備的併合とは先順位の請求が理由なしとせらるる場合に於て、後順位の請求を理由ありとする判

決を要求する請求の併合である。

請求の豫備的併合には必ず併合せられたる各請求に對する訴の申立(請求の趣旨)を爲さざるを得ない。此の事は各種の請求併合に通ずる要件である。

豫備的請求併合を認むる實益は原告が請求事實の不明なる場合、立證の確信なき場合、事實に對する法律的認定に確信なき場合等に之れを利用するに在る。

豫備的請求併合の場合に在りては原告は「或ル物ヲ引渡スヘシ　若シ之ヲ引渡スコト能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ判決を求むることがあり得る。此の場合に於て、其の訴訟の目的物たる引渡請求物件は(1)訴提起前に既に滅失し居る場合あるべく、(2)訴訟繫屬中、判決前に滅失する場合あるべく、(3)判決後滅失することあるべく、(4)執行當時滅失する場合あるべく、(5)又起訴前より執行當時迄、終始、物が存在する場合もあるであらう。

又起訴前、既に物が滅失し居ることを原告が知り居る場合あるべく、過失なくして之れを知らざる場合あるべく、又過失によりて之れを知らざる場合もあり得る。

(1)物が判決當時(判決に接着する口頭辯論當時)存在する場合には、裁判所は「被告ハ原告ニ對シ何々ヲ引渡スヘシ」と謂ふ第一の請求に付き判決を言渡すべきであり、第二の請求に對しては、或は解除條件の成就により、裁判所は裁判を爲すを要せざるものとする見解もあるべく(加藤氏民事訴訟判例批評一卷一八六頁、金子氏三〇四頁、菊井氏法學全集民訴一〇六頁、一〇七頁)、或は第二の請求に對して請求を棄却する裁判をなすべきであるとする見解もあり得るであらう(前田氏法曹會雜誌三卷二號二二頁以下、一號三六頁乃至五二頁、講義七〇頁、七一頁)。

(2)　若し又、判決に接着する口頭辯論當時に於て既に物が存在せざること明白なるときは、裁判所は「物ヲ引渡スヘシ」といふ第一の請求を棄却し、第二の請求に對し「金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ判決を言渡すことを要する。裁判所は審理の結果必ず其の何れか一方を理由ありとし、何れかの一方を理由なしとせざるを得ない。雙方の請求が理由なき場合もあり得ること勿論である。

(3)　又結審に至る迄其の物が存在するや否やが裁判所に明白と爲らざるときは、裁判所は原告勝訴の場合に第一の請求と第二の請求との中何れが正當なるかを確定すること能はざるが故に、其の場合には原告の請求通り選擇的に「被告ハ原告ニ對シ何々(物)ヲ引渡スヘシ　若シ之ヲ引渡スコト能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ判決を言渡して其の決定を判決の執行機關に委する外はないものと考へる。

(4)若し又、引渡の目的たる物が其の訴訟の判決に接着する口頭辯論終結の際までは存在すること明白にして、其の判決言渡後其の物が或は滅盡することあるべきことを豫測し「被告ハ原告ニ對シ何々物件ヲ引渡スヘシ若シ之レヲ引渡スコト能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ判決を求むる場

合に關しては請求の任意的併合の場合として後に述べんとする所である。

訴の豫備的併合の適法なることに關しては、雉本氏「請求ノ豫備的併合及ヒ選擇的併合」京法一一卷八號九號、一二卷八號、一三卷一號、民事訴訟法論文集七三九頁以下、同氏新報二二卷二號一頁以下、加藤氏破產法研究二卷一一二頁以下、民訴判例批評集一卷一八五頁以下、齋藤氏訴訟記錄一卷二四六頁以下、高窪氏批評、評論一二卷民訴三三二頁、細野氏民事訴訟法要義舊版二卷六三頁、新版二卷一一六頁、前田氏民訴講義七八頁、Stein, 10 Aufl. § 260 II 4. S. 626, Seuffert, 9 Aufl. § 260 S. 370 等獨乙に於ける文獻は多數ある。

我が判例も亦之を認むる。

請求の豫備的併合は特定物に關して爲さるべきが本則である（大正七、一、二八、大判）。然し乍ら、履行期が重要ならざる場合、卽ち、定期行爲に非ざる限り、代替物に關しては其の履行不能を豫想するを得ないから、履行に代るべき損害賠償を請求の豫備的併合として請求することを得ないものとするときは、債務者が其の代替物（例へば米百俵）を所持せざる場合には、强制執行を爲すことを得ないのである。從つて、債權者が米百俵を引渡すべしといふ給付判決を得たとしても、其の强制執行は不能に歸する。蓋し、民事訴訟法第七百三十條に依れば、給付が代替物の一定の數量の引渡なるときは、其の强制執行は執達吏が之れを債務者より取上げて債權者に引渡す方法によりて爲されねばならないから、米百俵が如何に代替物にして、到る處に於て買取り得るが如きものなればとて、債務者が現に之れを占有せざる以上は强制執行を爲すに由がない。從つて、塡補賠償請求の爲めの請求の豫備的併合は、代替物に付いても、之れを認容せざるを得ない。

同說　喜頭兵一氏「種類債務と履行に代る損害賠償の豫備的請求」判例と理論二五九頁以下。

反對說　岩澤氏「將來の代償請求權の豫備的請求と判例」法曹會雜誌九卷七號一頁以下、殊に二五頁。

請求の豫備的併合を認容する判例左の如し。

一　「契約不履行ヲ條件トシテ損害賠償ヲ爲スヘシトノ判決ハ別ニ債務者ニ不利益ヲ與フルモノニ非サルヲ以テ裁判所カ自由裁量ヲ以テ之ヲ宣言シ判決執行ノ際之ヲ確定セシムルハ適當ニシテ而モ訴訟ノ一大目的ニ適合スルモノトス」（明治四〇、東地判決、最一卷七〇頁、判決總攬民訴二一四頁）。

二　「或物件ノ引渡ヲ求メ若シ之カ引渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ之ニ代ハルヘキ損害金ヲ支拂フヘシトノ一定ノ申立ハ敢テ違法ニアラス」（明治四三、三、二三、東控判決、最近判六卷一九九頁）。

三　「地所賣買成立後其登記前賣渡人カ其目的物ヲ第三者ニ賣買登記ヲ爲シタルトキハ前買主ハ民法第百七十七條ニ依リ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス賣主モ亦之ヲ回復スルコト能ハサルハ想像スルニ難カラス故ニ斯ル場合ハ前買主ハ賣買地所所有權移轉登記手續請求ノ訴ヲ爲スト同時ニ若シ不能ノトキニ於ケル損害金請求ノ訴ヲ併セテ提起スルモ固ヨリ不法ニアラス」（明治四四、横濱地方判決、最九卷一六九頁）。

四　「或給付ノ履行ヲ請求シ之ト同時ニ若シ其給付ヲ爲サス又ハ給付スルコト能ハサルトキハ若干ノ損害ヲ賠償スヘシトノ請求ハ該給付履行ノ判決執行上債務者ニ於テ履行セサルトキハ民法第四百十四條及ヒ民事訴訟法第七百三十三條同第七百三十四條ニ照シ損害賠償ニ換ヘテ强制執行ヲ求メ得ヘキ性質ノモノナルトキニ限ルモノトス故ニ登記手續履行請求ノ如キ民事訴訟法第七百三十六條ノ所謂意思ノ陳述ヲ求ムルニ外ナラサル訴求ニ對シテハ附加ノ損害賠償ヲ請求スルヲ得ス」（大正三、長崎控訴判決、最一四卷一七八頁、判決總攬民訴二一四頁）。

五　大正五、六、七、大判、二二輯一四二頁（後揭）は代替物に付き請求の豫備的併合を適法とする。

六　大正七、一、二八、大判、は特定物に付き請求の豫備的併合を認容する。

七　「給付不能カ直接履行請求ノ訴訟提起前ニ生シタル場合ニ於テ原告カ之ヲ知ラスシテ直接履行請求ニ併セテ給付不能ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキハ勿論原告カ訴訟提起前既ニ給付不能ヲ知リ而モ直接履行ノ請求及ヒ損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキト雖モ其直接履行ノ請求ノミ失當ニ歸スルニ止マリ爲メニ併セテ爲シタル他ノ損害賠償ノ請求ヲモ不當ト爲スヘキモノニ非ス」（大正八、九、一七、大判、二五輯一六九五頁、評論八巻民訴五二三頁）。

八　「控訴人カ當審ニ於テ本訴損害金五百圓ノ請求ヲ附加シタルニ付被控訴代理人ハ訴變更ノ抗辯ヲ提出スト雖モ該請求ハ本訴ニ於ケル主タル請求ノ目的物タル上述石炭千噸ノ給付請求ニ豫備的ニ附加シタル其給付不能ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ請求ニシテカカル請求ハ民事訴訟法第一九六條第二號ニ該當スルモノト認ムヘキヲ以テ被控訴人ハ此點ニ付異議ヲ述フルコトヲ得サルモノトス」（大正一〇、東控判決、新聞同年四月臨時號一八頁）。

九　「特定物ノ引渡ヲ求メ其引渡不能ノ場合ニ之カ賠償トシテ一定ノ金錢ノ支拂ヲ求ムル順位的申立ニ關シ第一位ノ引渡申立カ理由アラハ最早進ンテ第二位ノ賠償申立ヲ判斷スヘキモノニ非スシテ當然之ヲ却下スヘキカ或ハ引渡ノ申立ヲ理由アリト認メタルニ拘ラス尙第二位ノ申立ニ就テモ判斷認定スルヲ妨ケサルカハ申立ノ內容ヲ考察シテ決セサルヘカラス若シ第二位ノ申立カ現在引渡不能ナラハ其賠償トシテ金錢ノ支拂ヲ求ムト云フ趣旨ニテ爲サレタルモノトセハ引渡請求ヲ認容スル以上自ラ現在ノ履行不能ヲ認メサルモノナルカ故ニ第二位ノ申立ニシテ將來ノ不能ノ場合ニ備フル爲豫備的ニ爲サレタル趣旨ナラハ假令引渡ノ請求ヲ認容スルトモ尙將來ノ不能ノ場合ニ於ケル賠償額ヲ判斷スルヲ妨ケス從テ第二位ノ申立ハ當然却下セラルヘキモノニ非ス」（大正一五、二、一〇、大判、五巻一二八頁、新報六八號一九頁、菊井氏評釋、同年度判例民事法一〇〇頁以下）。

一〇　「債務ノ本旨ニ從フ履行ニ代ヘ損害賠償ヲ請求スルハ債權者ノ單純ナル任意ニ依リテ之ヲ爲シ得ヘキニ非ス或ハ特約（例之履行ノ催告ニ應セサルトキハ云々判決確定後或日時ヲ經ルモ尙履行セサルトキハ云々判決ニ基キ一度執行ヲ爲シタルモ其ノ目的ヲ達セサルトキハ云々ト云フカ如キ明示若ハ暗默ノ特約）アルカ又ハ法定ノ原因（例之債務者ノ責ニ歸スヘキ履行不能）アルコトヲ要ス本件ニ於テ被上告人ハ第一審以來單ニ「支拂フコト能ハサルトキハ」云々ト云フニ過キス其意蓋債務ノ本旨ニ從フ履行ヲ爲ス能ハサルトキハ斯ル履行アリタルニ因リテ生スルト同一ノ利益ヲ金錢ヲ以テ得ムトスル趣旨ナルコトハ之ヲ窺フニ難カラスト雖モ抑其ノ所謂能ハサルトハ何事ヲ意味スルヤ如何ナル特約上又ハ法律上ノ事由ニ基キ履行ニ代ル損害賠償ヲ請求スル權利アリト主張スルモノナリヤ毫モ明白ナラス殊ニ況ンヤ本件ノ債務ハ澱粉ノ給付ト云フ一ノ種類債務トシテ其ノ目的物ヲ稱シテ不特定物ト爲スモノ卽是ナルヲ以テ或ハ事實上ノ原因（例之物ノ滅失）或ハ法律上ノ原因（例之取引禁止）ニ依リ履行不能ヲ惹起スルコトノ如キ殆ント之ヲ想像スルヲ得サルニ於テオヤ本訴訴訟物ノ一タルト否ト此ノ點ニ關スル被上告人（原告）ノ主張全然明白ナラサルニ於テ請求權ノ有無固ヨリ已ニ知ルヘカラス其ノ數額ノ確知スルヲ得ヘカラサルヤ蓋論ナシ但被上告人（原告）ノ意冒頭判示ノ如キ特約事由若ハ法定事由ノ將來或ハ生スヘキヲ慮リ斯ル場合ニ處スル用意トシテ豫メ損害賠償ヲ訴求スルニ在ルカ果シテ然ラハ幷ハ民事訴訟法第五百十八條第二項ニ所謂條件ニ繫レル請求權卽所謂將來ノ請求權ニ外ナラス此ノ場合權利發生事由ソノモノノ何タルヤニ付テハ別ニ問題ナク又此ノ種代償的請求權ト現在ノ基本的請求權トヲ併合訴訟ニ於テ主張スルハ固ヨリ之ヲ妨ケス其ノ執行文付與ノ如キハ前揭民事訴訟法ノ法條ニ依據スレハ則チ可ナリト雖モ唯其ノ請求權ノ數額ニ至リテハ今ヨリ已ニ之ヲ確定センコト必シモ常ニ可能ナリト云フヘカラス從テ此ノ理由ニ依リ請求權ソノモノノ否定セラルルコト又有リ得ヘキトコロナリ蓋例之損害賠償ノ額ニ付キ豫メ其ノ定アル場合目的物ノ價額ハ一定不變ノ性質ノモノナル場合若ハ將來騰貴スルコトアルモ下落ノ虞ナキ場合等ヲ外ニシテ未タ具體的ニ發生セサル損害ハ其ノ數額モ亦之ヲ知ルニ由ナキハ殆ント言ヲ俟タサレハナリ凡ソ以上ノ諸點ニ關シ何等ノ思ヲ運シタル形跡ノ毫モ認ムヘキモノナキ原判決ハ蓋釋明權ヲ行使スルニ於テ遺漏アルモノカ爾ラサレハ其ノ判斷ヲ下スニ至リタル理由ヲ判示スルニ不備ナルモノカ共ニ瑕疵アルヲ免レス」（大正一五、一〇、六、大判、五巻七二四頁、判決總攬第二續民法四三七頁、四三八頁）。

一一　「債權者カ物件ノ給付ヲ求ムルト共ニ其ノ執行不能ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ請求ヲ豫備的申立トシテ併合スルコトヲ得

ルモノニシテ其ノ給付ヲ求ムル物件ハ必スシモ特定物タルコトヲ要スルモノニ非ス從テ債權者ハ賃貸小作料トシテ赤磐郡産ノ合格玄米一石二斗九升五合ノ給付判決ヲ求ムル場合ニ於テハ右判決執行ノ際若赤磐郡産ノ合格玄米ナカリセハ執行不能トナルモノナレハ斯ノ如キ場合ニ於テ不特定物タル玄米ノ給付請求ト共ニ損害賠償ヲ豫備的併合ノ方法ニ依リ請求スルコトヲ得ヘキモノトス」(大正一五、一〇、二一、大判、評論一六巻民法一三九頁)。

一二　「訴訟ノ目的物ノ引渡不能ノ場合ニ於ケル損害金ハ其判決執行ノ場合ニ於テ請求物件ノ引渡ニ代ルモノナルヲ以テ其損害ノ數額カ判決當時トノ間ニ一定不變ノ性質ヲ有スルカ又ハ少クトモ將來騰貴スルモ下落スル虞ナキカ如キ性質ノモノニアラサル限リ未タ判決當時ニ於テ其數額ヲ確定スルニ由ナキモノナルカ故ニ斯ノ如キ性質ヲ有スル物件ノ引渡不能ノ場合ニ於ケル之ニ代ル損害金請求ハ法律上之ヲ許ササルモノト解スルヲ相當トス而シテ本件請求ノ目的タル株式ノ如キハ相場ノ變動最モ著シキモノナルヲ以テ判決當時ニ於テハ其執行當時ニ於ケル引渡不能ノ場合ノ損害ノ數額ヲ確定スルニ由ナキヲ以テ株券ノ引渡不能ノ場合ニ於ケル之ニ代ル損害金ノ請求ハ失當トス」(昭和二、六、一三、東控判決、新聞二七一一號七頁、新報一一九號一八頁)。

此の判決は豫備的併合を一般的には適法とするが例外の場合に之を許さるるものとする。

一三　「昭和五、五、二二、大判、新聞三一三四號七頁(後掲)は代替物に付き請求の豫備的併合を適法とする。

一四　「債權者カ債務者ニ對スル訴ニ於テ本來ノ給付ヲ請求シ同時ニ本來ノ給付カ不能ナル場合ヲ豫想シテ之ニ代ルヘキ損害賠償ヲ請求シタルトキハ其損害ノ數額ハ本來ノ給付ノ目的物カ判決當時ニ於テ有スル價格ヲ標準トシテ算定スヘキモノトス(大正六年(オ)第七八八號大正七年一月二十八日判決及大正五年(オ)第一八〇號大正五年六月七日判決參照)」(昭和七、七、二九、大判、法學二巻三號一一九頁)。

一五　「原告ハ一定ノ給付ヲ請求スルト同時ニ豫備的請求トシテ被告カ其ノ給付ヲ爲スコト能ハサル場合ノ爲ニ不履行ニ因ル損害賠償トシテ口頭辯論終結當時ノ時價ニ依リ算出シタル金額ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス」(昭和七、一一、八、大判、法學二巻七號一一七頁)。

一六　「第一審ニ於テ主タル請求ヲ是認シ豫備的請求ニ對スル判斷ヲ爲ササリシ場合ト雖モ第二審ニ於テ之カ判斷ヲ爲スヲ妨ケサルモノトス」(昭和一一、一二、一八、大判、一五巻二四號二二六六頁、喜頭兵一氏「豫備的請求と二審判決」民商法雜誌五巻六號五五九頁以下)。

一七　反對判例

(1)「損害賠償請求ノ訴權ハ現ニ損害ヲ受ケタル事實アリテ初メテ發生スルモノナルカ故ニ單ニ損害ヲ受ケタルトキノ豫備トシテ其支拂ヲ爲サシメントスルカ如キハ固ヨリ許容スヘカラサル不當ノ請求ナリトス」(明治三二、一、四、大判、六輯五巻九頁、抄錄六巻一〇〇二頁)。

(2)「塡補ノ賠償請求ハ義務履行ヲ缺ク場合ニ請求スヘキモノニシテ其義務履行ナキ場合ト雖モ常ニ必スシモ之レカ請求ヲ爲シ得ヘキニ非ス義務者ニ不履行ノ責アルトキニ限リ之カ請求ヲ爲シ得ヘキノミ故ニ塡補賠償ノ請求ト本義務履行ノ請求トハ同時ニ併立シ得ヘキモノニアラス又本義務ノ履行ナケレハ當然請求シ得ヘキモノトモ必スヘカラス之ヲ以テ本義務履行ノ訴ヲ求ムルト同時ニ第二段ノ請求トシテ履行ナキ場合ノ賠償ヲ求ムル所ノ一定ノ申立ハ特定セサル一定ノ申立ニシテ不適法ナリトス」(明治三六、一、一〇、東控判決、新聞一七三號一〇頁)。

(3)「甲乙及ヒ乙丙ニ對シ獨立シテ確的ニ債務ノ履行ヲ求ムルコトナクテ乙丙ニ對シテハ其請求ヲ甲乙カ履行セサレハトノ條件ニ繫ラシメタル申立ハ不適法ナリ」(明治三八、大判、二七二頁、判決總攬民訴二一四頁)。

第三　選擇的併合(競合的併合)

原告が一個の訴を以て同一の被告に對し二個以上の私法上の請求權を有することを主張し、原告又は被告の選擇に依り、其の一請求權又は他の何れか一の請求權を充たすべき給付を爲すべきことを被告に命ずる判決を要求するときは、原告の請求の選擇的併合を生ずる。卽ち、選擇的併合に在りて

は、訴訟物たる請求は數個存在するけれども、其の中、何れか一個の請求の內容が實現せらるるときは、之れに因りて其の他の總ての請求が消滅するものを謂ふ。

競合的併合の語は近時漸く使用せらるるに至つた。前田氏講義二編五六頁、及び前揭論文、菊井氏法學全集二二四頁等の如し。雉本氏（論文集）、細野氏（二卷）は選擇的併合の語を使用せられ、金子氏講義案三〇三頁は選擇的併合、競合的併合の兩語を併用せられる。

請求の單純併合の場合に在りては、夫れが狹義の單純併合の場合たると、從屬的併合の場合たるとを問はず、併合せられたる總ての請求は各獨自の存在を有し、總ての請求は各自獨立して夫れ夫れ滿足せしめられなければならない。然るに、今、請求の選擇的併合の場合に在りては、數個の請求は各獨自の存在を有するけれども、其の中の一請求の滿足によりて他の總ての請求が消滅する點が別種の併合觀念を創成する。選擇的併合には諸種の場合があり得る。

（一）　確認訴訟

確認訴訟は權利內容の實現が問題とならないで、權利の存否を確定するに止まるから、確認訴訟には請求の競合的併合は存在しないとせられて居る。

菊井氏法學全集二二五頁、前田氏講義及び前示論文參照。

（二）　形成訴訟

(a)同種類の競合

判決によりて實現せんとする權利狀態が同一なる場合である。離婚原因が數種併發したる場合、即ち、姦通と所在不明とが併發したる場合の如し。

株式會社總會の決議無效原因（商一六三）が數種併發したる場合、請求異議（民訴五四五）の原因が數種併發したる場合も亦然り。

(b)異種類の競合

判決により實現せんとする新らしき權利狀態が異なるも其の何れか一を實現するときは他の形成權が消滅する場合である。

實例に乏しい。

（三）　給付訴訟

給付訴訟に於ける選擇的併合は同種類の選擇的併合と異種類の選擇的併合とがあり得る。

(a)同種類の給付に對する請求の選擇的併合

同種類の選擇的併合は同一の給付を目的とする數個の請求が一請求に對する給付に因りて悉く消滅する場合に生ずる。此の場合は請求は數個存在するも、給付は一個にして、經濟的利益も一個存在するに過ぎない。併し、此の場合は請求は數個存在し、事實關係が數個存在するのである。從つて、法

規競合、卽ち、一個の事實に對して數個の法規が競合する場合とは嚴格に區別すべきである。法規競合の場合は請求は一個なるを以て請求の併合の問題は存在しない。

同種の選擇的併合の例としては、所有權に基く所有物返還請求權と賃貸物返還請求權との競合、約束手形の振出人の爲めの保證債務と同一人としての償還義務との競合、手形債權と原因債權との競合等の如し。

(b)異種類の給付に對する請求の選擇的併合

請求の目的たる給付の內容が同一に非ざる數個の請求の競合的併合である。之れには獨立的のものと、從屬的のものとがある。

（イ）獨立的併合

獨立的併合は、例へば、選擇債權の場合の如きが之れに屬する。

選擇債權關係に於て債權者が訴訟提起前、訴訟繫屬中、其の選擇權を有する場合に、債權者が選擇的に併合し「被告ハ原告ニ對シ原告ノ選擇ニ依リ甲給付又ハ乙給付ヲ爲スヘシ」といふ判決を請求する場合には請求の選擇的併合が惹起する。

兼子氏は法規競合又は選擇債務の場合は訴訟物たる權利が單一であるから、併合ではないと主張せらる（講義案三〇三頁）。

選擇債務關係に於て債務者が選擇權を有する場合は「被告ハ原告ニ對シ被告（債務者）ノ選擇ニ從ヒ甲給付又ハ乙給付ヲ爲スヘシ」と云ふ判決を求むる場合である。此の場合には私法上の請求權は一個であるとせられて居る（雉本氏八〇五頁參照）。此の種の判決の執行に關しては學說頗る岐れて居る（雉本氏前揭八〇六頁以下參照）。

（ロ）從屬的併合、卽ち、請求の任意的併合

請求の任意的併合（Facultative Verbindung）とは原告が被告に對して「被告ハ原告ニ對シ甲給付ヲ爲スヘシ被告カ甲給付ヲ爲サス又ハ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ乙給付（損害賠償金ノ給付）ヲ爲スヘシ」と謂ふ判決を要求する場合に惹起する。第二位の請求は、則ち補充的請求、從屬的請求である。

請求の單純併合の一種たる從屬的併合の場合に在りては、例へば、或る物の所有權の存在を確認し且其物を返還すべしと請求するものなるが故に、第一請求と第二請求とに對して共に雙方を認容すべき判決を請求するものである。第一請求が理由あるに非ざれば第二請求も亦理由はない。

請求の豫備的併合の場合に在りては、例へば第一位の請求として貸金請求を爲し、第二位の請求として不當利得金の請求を爲す場合であつて、第二位の請求たる不當利得金の請求は第一位の請求たる貸金請求が理由なしとせらるる場合にのみ認容せらるることを要求するものである。

此の兩請求は何れも現在の請求である。兩請求の併存することはあり得ない。裁判所は兩請求中の何れの請求が存在するやを判斷したる後之れを判決すべきである。

然るに請求の任意的併合に在りては、強制執行手續に至りて始めて未必的の關係を生ずるものにして、判決手續に在りては未だ未必的關係を生じない。判決手續に在りては第一位請求と第二位請求とは共に審理せられ、共に認容せられんことを要求するものであつて、此の時期に於ては未だ何等の未必關係が存在しない。唯、被告が第一請求を命ずる判決を受けたるに拘はらず、任意に其の給付を爲すを欲せず、債權者も亦右判決を執行するを欲せず、又は右判決の執行が不能なる場合に、始めて、補充的第二請求の給付を命ずる判決（將來の給付判決、民訴五一八Ⅱの條件に繫るもの）を執行し得る點に於て未必關係が存在するものである（雉本氏八一五頁參照）。卽ち、第二請求の執行は、判決確定後、執行文付與の機關が民事訴訟法第五百十八條第二項若くは第五百二十一條に依りて其の事由を審査判斷し之れを肯定することを得るときは執行文の付與を爲し、之れによりて初めて執行を爲し得べきである。

本書に於て、今爰に問題として居る本來の請求と塡補賠償の請求との訴訟上の問題は、實に此の請求の任意的併合に屬するものである。

本問題に關しては、說明を單純ならしめんが爲めに項を新にして說明を進めることとする。

請求の任意的併合を認容する學說は、雉本氏前揭論文、山田氏三卷五〇九頁以下、細野氏要義二卷五八頁以下、前田氏前揭論文、齋藤氏訴訟記錄一卷二八頁以下、岩澤氏「將來の代償請求權の豫備的請求と判例」法曹會雜誌九卷七號一頁以下參照。

第七目　請求の任意的併合

本來の給付請求と塡補賠償請求とを一個の訴を以て訴求する場合に、請求の任意的併合が發生すること前示の如し。

請求の任意的併合は將來の給付の訴に屬する。之れに關して考察すべき諸問題を順次に左に列擧して行かう。

（一）　我が舊民事訴訟法に在りては將來の給付の訴(Klage auf künftige Leistung)に關する直接の明文が存在しなかつたので、將來の給付の訴を認むべきや否やに關しては爭なきを得なかつた。

將來の給付の訴とは判決に接着する口頭辯論の終結の時より見ての將來に於て履行期が到來したる時、又は履行に關する條件が成就したる時に一定の給付を爲すべきことを命ずる判決を求むる訴である。將來の給付の訴を認むる實益は將來履行期到來したるとき又は履行の條件が成就したるとき直に其の判決に基き强制執行を爲し、權利の保護を迅速ならしめんが爲めである。殊に不作爲債務の如き、又將來の利息の支拂の如き、將來の毎月の扶養料の支拂の如きは將來の給付の訴によるに非ざれば之れを命ずることは殆んど不可能であらう。又物を引渡すことを求め、其の物が將來滅失したる場合には金何圓を支拂ふことを求むる場合の如きは將來の給付の訴を認むるに非ざれば其の目的を達し

ない。

我が舊民事訴訟法に於ては明文なきの故を以て將來の給付の訴を認むべからざるものとする說を爲すものが少くなかつた。

岩田氏上卷二二三頁以下、仁井田氏中卷五〇一頁、五〇九頁、法曹會決議、記事一八卷七號六六頁、名古屋控訴判決、新聞八三〇號二四頁。

併し乍ら、舊民事訴訟法第五條第四號（定時の供給又は收益）、第五百十八條第二項、第五百二十八條第二項、第五百二十九條第一項（將來の給付の執行方法）、第五百一條第五號、第七百三十七條、第七百四十六條の規定を參酌するときは、我が舊民事訴訟法に於ても將來の給付の訴を認むるものなることを認めざるを得なかつた。

同說　雉本氏「將來ノ給付ノ訴」法學新報二二卷二號一頁以下、板倉氏强制執行法義海二四三頁、齋藤氏訴訟記錄一卷二四七頁、細野氏舊版二卷一三頁一四頁、加藤氏、民事訴訟法判例批評集一卷一八八頁、法曹會決議、明治三八年一六五號六頁。

「債務者ノ履行遲滯ノ效果トシテ直ニ履行ニ代ルヘキ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得トノ見解ニ依ルトキハ苟モ判決ニ接着スル口頭辯論終結ノ時ニ於テ債務者カ履行遲滯ニ在ルトキハ本來ノ給付ヲ求ムル請求ニ付テハ現在ノ給付ヲ命スル判決ヲ受クルコトヲ得又履行ニ代ルヘキ賠償ヲ求ムル請求ニ付テハ將來ノ給付ヲ命スル判決ヲ受クルコトヲ得」（明治四〇、大判、七〇九頁、判決總攬續民法一〇七六頁）。

獨逸民事訴訟法（改正前）第二百五十七條乃至第二百五十九條、獨逸現行民事訴訟法第二百五十七乃條至第二百五十九條、我が民事訴訟法改正草案第二百二十二條及び我が現行民事訴訟法第二百二十六條は明文を設けて將來の給付の訴を認むるが故に我が現行法上に於て將來の給付の訴の適法なること論を俟たざることとなつた。

（二）　債權者が本來の給付を請求し其の不能の場合に塡補賠償を請求する訴訟、卽ち、原告が被告に對して「或ル物ヲ引渡スヘシ　若シ能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」といふ判決を求むる場合は之れを請求の豫備的併合として求むる場合と請求の任意的併合（異種類の給付の從屬的の競合的併合）として之れを請求する場合とがあり得る。其の何れなりやが不明の場合には釋明に依りて之れを決定することを必要とする。

斯の如き場合に於て、原告の意思が、被告は原告に對して本來の給付を爲すべし、本來の給付が既に目的物不存在の爲め理由なしとせらるる場合には、塡補賠償を爲すべしと謂ふに在るならば、是れは請求の豫備的併合である。其の何れの場合なるかを決定するは裁判長の釋明權の行使に俟たなければならない。

（三）　又請求の任意的併合の場合の中にも二種の場合が存在し得る。卽ち、

(a)債權者が第一に本來の給付の請求を爲し、且第二の請求として債務者が其の本來の給付を爲さざ

る場合に於て（爲すことを欲せざる場合に於て）塡補賠償を請求する場合と、(b)債權者が第一に本來の給付の請求を爲し、且第二の請求として債務者が其の本來の給付を爲すこと能はざる場合（給付不能）に於て、塡補賠償を請求する場合との二種がある。

(a)被告が本來の給付が給付可能なるに拘はらず、給付を爲すを欲せず、從つて、給付を爲さざる場合に裁判所が直に第二の請求を認容することを得るや否やは塡補賠償の理論構成によりて解決せらるべき問題である。被告が本來の給付を爲さざる場合に、當然、塡補賠償を請求することを得べきものとする學說に依れば、此の場合に訴訟に於ても直に塡補塡償の請求を認容することを得る。契約を解除するに非ざれば塡補賠償を請求することを得ざるものとする學說に依るときは、判決は「債務者カ本來給付ノ履行ヲ爲サス債權者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ申立及び判決を爲し得るであらう。

雉本氏論文集八二八頁參照。

塡補賠償の請求には、債務者が本來の給付を爲さざる場合には催告を爲して塡補賠償を請求することを得るものとする說（勝本氏、雉本氏、杉之原氏）に從へば、債權者が債務者に對して催告を爲すことを條件として塡補賠償の請求を認容することを得るであらう。

大審院判例の說、其他之れに從ふ學說に依れば、債務者の給付が債權者に利益なきに至りたるときは、契約を解除せずして、塡補賠償を請求することを得るが故に、此の事を主張し立證し、且、申立を爲し置くときは、判決は本來給付と共に塡補賠償を認容することを得るであらう。

我が民事訴訟の實例に於ては、

「被告ハ原告ニ對シ何々（本來ノ給付）ヲ爲スヘシ　若シ被告カ一定ノ期間内ニ右給付ヲ爲ササルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」

と謂ふが如き、一定の期間を指定することなくして、申立及判決を爲すのであるが、是れは右の如き一定期間の表示を要するものとするのが正當であらう（雉本氏論文集八三〇頁參照）。

又我が民事訴訟の實際に於ては、

「被告ハ原告ニ對シ何々（本來ノ給付）ヲ爲スヘシ　若シ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」

と申立て、且、判決することを通常とする。之れを爲すこと能はざるときと謂ふ語は、被告が本來の給付を爲すことを欲せざる場合と給付不能の場合とを嚴格に區別せざるものであつて、斯の如きは不完全である。此の二つの場合の雙方を請求する、後者（給付不能）のみを請求すると、又は前者のみを請求するとは原告の自由に屬すること勿論であるから、其の何れなるかは釋明を要することである。

雉本氏八二九頁參照。

(b)債務者が本來の給付を爲すこと能はざる場合と謂ふ中、判決に接着する口頭辯論終結の時に於て既に不能が確定し居る場合には、第一の本來給付の請求は棄却し、塡補賠償の請求のみを勝訴せしむべきものたること疑がない。判決に接着する口頭辯論終結の時に於て給付が可能なる場合には、其の不能が債務者の責に歸すべきものたると否とに拘はらず、將來の塡補賠償の請求を認容すべきである。蓋し、遲くも判決に接着する口頭辯論終結の時に於て債務者は既に本來給付の遲滯に在るが故に、遲滯以後は事變に對しても債務者は其の責に任ずべきものたるが爲めである。

一「特定物ノ引渡ヲ求メ其ノ引渡不能ノ場合ニ之カ賠償トシテ一定ノ金錢ノ支拂ヲ求ムル順位的申立ニ關シ第一位ノ引渡申立カ理由アラハ最早進ンテ第二位ノ賠償申立ヲ判斷スヘキモノニ非スシテ當然之ヲ却下スヘキカ或ハ引渡ノ申立ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラス尙第二位ノ申立ニ就テモ判斷認容スルヲ妨ケサルカハ申立ノ內容ヲ考察シテ決セサルヘカラス若第二位ノ申立カ現在引渡不能ナラハ其ノ賠償トシテ金錢ノ支拂ヲ求ムト云フ趣旨ニテ爲サレタルモノトセハ引渡請求ヲ認容スル以上自ラ現在ノ履行不能ヲ認メサルモノナルカ故ニ第二位ノ申立ハ當然却下セラレサルヘカラスト雖モ第二位ノ申立ニシテ將來ノ不能ノ場合ニ備フル爲豫備的ニ爲サレタル趣旨ナラハ假令引渡ノ請求ヲ認容スルトモ尙將來ノ不能ノ場合ニ於ケル賠償額ヲ判斷スルヲ妨ケス從テ第二位ノ申立ハ當然却下サルヘキモノニ非ス原判決カ本件馬匹ノ引渡不能ノ場合ニ於ケル賠償請求ノ申立ヲ却下セサリシハ違法ニ非ス而シテ將來如何ナル場合ニ損害賠償權カ現在ノ請求權トシテ成立スヘキカハ要スルニ實體法上ノ問題ニシテ本件ニ於テ今之ヲ決スルノ要ヲ見ス」(大正一五、大判、一三一頁、判決總攬第二續民法四三七頁)。

二　反對判例

「案スルニ原告カ大正十一年十月一日被告ヨリ金三萬五千圓ヲ借入レ同時ニ原告ハ被告ニ對シ別紙目錄表示ノ爲替手形二通及ヒ原告ノ訴外小澤實ニ對スル貸金契約公正證書ニ取立委任狀ヲ添附シテ交付シタルコトハ當事者間ニ爭ナシ而シテ成立ニ爭ナキ甲第一號證及證人今津源右衞門ノ證言ヲ綜合スレハ大正十二年一月七日原被告間ニ前示貸借金ノ內濟方法トシテ原告ハ被告ニ對シ前示金一萬圓ノ爲替手形上ノ權利及原告ノ訴外小澤實ニ對スル債權ヲ讓渡シ被告ニ對スル貸金債權金三萬五千圓ヲ免除シ且別紙目錄表示ノ爲替手形二通ヲ返還スヘキ契約成立シタルコトヲ認ムルニ十分ニシテ證人中村矢平ノ證言ハ右認定ヲ覆スニ足ラス從テ原告ノ本訴請求中右手形二通ノ返還ヲ求ムル部分ハ其理由アルモノト謂ハサルヘカラス」

「然ルニ原告ハ右第一ノ手形返還ノ請求ニ併合シテ之カ返還不能ノ場合ニ於ケル損害賠償トシテ被告ニ對シ金一萬圓及ヒ之ニ對スル大正十五年六月一日ヨリ右金額完濟ニ至ル迄年六分ノ割合ニ依ル損害金支拂ノ請求ヲ爲シタリ而シテ原告ノ所謂返還不能ト云フノ意必シモ明確ニアラスト雖モ第一請求ノ目的タル手形返還義務ノ履行カ債務者タル被告ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ不能タルヘキ場合ノ義ナリト解セサルヲ得ス何トナレハ一定ノ引渡若クハ所有權移轉ノ請求權ヲ有スルモノト雖コノ本來ノ給付ヲ目的トスル債權ト同時ニソノ給付ノ價格ニ相當スル金圓支拂ノ請求權トヲ合意若クハソノ他ノ事由ニヨリ斯ノ如キ選擇的給付ヲ目的トスル債權トシテ發生シタルコトヲ要シ然ラサル限リハ本來ノ給付カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ履行不能ニ歸シタル場合ニ於テノミ塡補賠償請求權發生スヘキモノトス而シテ本件ニ於テ其第一ノ請求ノ目的タル手形返還請求權カ前示ノ如キ選擇的給付ヲ目的トスル債權ニ非サルコトハ其主張自體ニヨリ明カナルヲ以テ其第二ノ金圓支拂ノ請求ニシテ右第一ノ請求カ債務者タル被告ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ履行不能タルヘキコトヲ前提トシ爲スモノニアラサル限リ到底之ヲ認容シ得サルカ故ナリ

仍テ先右第二ノ請求ヲ履行不能ニヨル損害賠償ノ請求ナリトシ按スルニ其將來發生スヘキ債權ニ基ク給付ヲ目的トスル請求タル

コト言ヲ俟タサルトコロニシテ而カモ將來ノ給付ヲ目的トスル訴ハ其給付カ定期ノ給付ナルカ若クハ曆日ノ到來又ハ之ニ準スヘキ事實ノ到來ニ係ル場合ニ於テノミ之ヲ許容スルヲ相當トスヘキコトハ民事訴訟法第五條第四號第五百二十九條第五百十一條第二項等ニ徵シ明カナリ而シテ將來ノ給付ノ判決ヲ求ムル訴ニ付斯ノ如キ制限ヲ付スル所以ノモノハ現在ニ於テ將來ノ給付ヲ命スル判決ヲ爲スコトニ私權ヲ保護スヘキ利益アルコトヲ期シタルト複雜ナル事實若クハ法律關係ヲ調査スルコトナクシテ判決執行ヲ爲シ得ヘキコトヲ期シタルニ外ナラス果シテ然ラハ本件ニ於ケルカ如キ將來第一ノ請求ノ目的タル手形返還ノ債務カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ履行不能トナリタルトキハ之カ塡補賠償ヲ爲スヘシトノ訴ハ畢竟現在ニ於テハ唯本來ノ給付請求權存在スルノミナルモ將來塡補賠償請求權發生スルコトアルヘキニヨリ之カ給付ヲ求ムト謂フニ外ナラスシテ其債權ノ發生必スシモ確實ナラス現在ニ於テ將來ノ給付判決ヲ受クヘキ利益ナキコト明カニシテコノ種ノ訴ヲ本來ノ給付請求ト併合スルコトナク獨立シテ提起シタリトセンカ何人モ其訴ノ許容スヘカラサルコトヲ認ムルニ躊躇セサルヘク偶之ヲ本來ノ給付請求ト併合シテ提起シタリトノ一事ニヨリ直チニ其結論ヲ異ニスヘキ謂ハレナシ若シ斯ノ如キ請求ヲ許容シテ將來ノ給付ヲ命スル判決ヲ爲スヘキモノトセンカ本來ノ給付カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ履行不能トナリタルヤ否ヤト謂フカ如キ判決手續ニ於テ決定セサルヘカラサル不當ノ結果ヲ生スヘク加之債務ノ履行不能ニヨル塡補賠償ノ請求ヲ爲スモノハ相手方カ其不能ノ事實ヲ爭フニ於テハ之ヲ立證セサルヘカラサルニ拘ハラス偶之ヲ本來ノ給付請求ト併合シテ主張スルニ於テハ此點ニ關スル立證ヲ爲スノ義務ヲ免ルルノ結果ヲ生シ其不當タルヤ洵ニ明カナリトス」

「論者或ハ曰ハン本來給付ノ請求ト併合シテコノ種ノ請求ヲ爲スニ於テハ相手方ハ其訴狀ノ送達ヲ受ケ而カモ之カ履行ヲ爲シ得ヘキニ拘ハラス其履行ヲ爲ササルニ於テハ爾後ハ本來ノ給付請求ニ付履行遲滯ニ陷リタルモノナルヲ以テ不可抗力ニヨリ給付ノ不能ヲ生シタルトキト雖其不能ニ付責ヲ免レサルモノナルカ故ニ塡補賠償債權ノ發生必シモ確實ナラスト謂フヲ得スト然レトモ一定ノ給付カ履行不能トナリタルヤ否ヤハ其不能カ何人ノ責ニ歸スヘキ事由ヨリ生シタルヤ否ヤノ問題ト同シク法律問題ニシテ前示ノ如キ將來ノ給付ノ訴ヲ是認スルニ於テ判定スルノ不當ヲ免ルルヲ得サルノミナラス給付ノ履行不能カ債權者ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ生スヘキ場合アルニ想到セハ其採ルニ足ラサルコト明カナリ更ニ進ンテ原告ノ本訴第二ノ請求ヲ履行不能ニヨリ塡補賠償ヲ求ムルモノニアラス唯單ニ第一ノ請求ニ付强制執行ヲ試ミ其不能ニ了リタルトキハ直ニ本來ノ給付ノ價格ニ相當スル金圓ノ支拂ヲ求メントスルモノナリトセンカ實際ニ於テコノ種ノ請求ノ併合ヲ認容シ來リタル我國多數裁判所ノ從來ノ取扱ヒ亦之ト同旨ノ見地ニ出テタルモノナルヘシト雖之ヲ審案スルニ執行ノ不能ナル觀念ハ必シモ給付ノ履行不能ナル觀念ト一致スルモノニアラス給付不能ナラスシテ執行不能ナル場合アルヘキカ故ニ本來ノ給付請求權消滅セサルニ拘ハラス其塡補賠償請求權ノ發生ヲ認ムルニアラサレハ到底此種請求ヲ認容シ難ク而シテ實體法上斯ノ如キ塡補賠償請求權ノ存在シ得サルコトハ前說示ノ如クナリ又假リニ原告ノ主張ニシテ其第二ノ請求ハ本來ノ給付履行不能ニヨリ塡補損害賠償ヲ求ムルモノニアラスシテ其第一ノ請求ノ爲メニスル執行不能ニヨリ生スヘキ損害ノ賠償ヲ求ムル趣旨ナリトセンカ之ヲ執行不能ニヨル損害賠償ノ請求ヲ併合スル場合ニ比シ將來ニ於テ其權利ノ發生スヘキコトヨリ確實ナルノミナラス執行手續ニ於テ債務者ノ責ニ歸スヘキ履行不能ノ存否ト云フカ如キ問題ヲ判定スルノ不當ナル結果ヲ生セスト雖第一ノ請求ノ執行不能ニヨリ原告カ其第二ノ請求ニ於テ主張スル如キ損害額ノ發生スヘキコトヲ認ムルニ由ナシ以上何レノ點ヨリスルモ原告ノ本訴第二ノ請求ハ之ヲ認容シ得サルヲ以テ之ヲ棄却スヘキモノトス」（大正一五、東地判決、新報一〇三號二三頁、判決總攬續民訴九一三頁以下、批評、判例研究四卷四號研究編二四問一七一頁）。

任意的請求併合の場合に於ける原告勝訴判決の執行方法に關しては雉本氏論文集八三三頁參照。

第八目　訴訟中に於ける塡補賠償の請求

——訴の變更の一場合——

第一　總說

第三章　損害賠償義務

訴は原告が被告に對して權利又は法律關係に關し其の保護を裁判所に請求するものに外ならない。從つて、訴の存在せんが爲めには(1)其の訴訟の主體として當事者たる原告被告と、之れに對立する裁判所の存在を必要とし、(2)原告が被告に對して如何なる權利保護を要求するかを知るべき請求(請求の趣旨)の存在を必要とし、(3)其の請求を基礎づけすべき請求原因の存在を必要とする。斯の如く、訴は此等の要素の完備するに依りて始めて存立し得るものなるが故に、此等の諸要素の一個又は數個に變更を生ずるときは、卽ち、訴の變更が惹起するを免れない。

訴の變更は原則として、之れを許されないのであるが、之れに對して尙多少の說明を必要とするであらう。

右に揭げた訴の構成分子としての諸要素中、

(1)當事者の變更は訴訟中に於て當事者が增減更替する場合に生じ、之れには諸種の場合があり得る。

(a)訴訟繫屬中に於ける選定當事者の承繼(民訴四七Ⅱ)、獨立參加(民訴七二)、引受參加(七三)、共同訴訟的參加(民訴七五)、其の他訴訟手續の承繼(民訴二〇八以下)等の場合に發生するのである。此の場合には法律は一々明文を設けて居るから、今爰に之れを問題とする必要はない。

當事者の變更に關して通說は之れを訴の變更の一種と認めるのであるが、反對說がある。何れにしても、當事者の變更は本書に於て爰に問題とは爲らない。

反對說　金子氏民事訴訟法講義案三一三頁。

又現行民事訴訟法上、當事者の變更は、原則として之を禁止し、唯明文ある場合に於てのみ例外として之を認容するものとするのが通說であるが、反對說は明文なき場合にも當事者の任意的變更を認めんとする。

反對說　金子氏前揭三三一頁。

(2)裁判所の變更は移送の場合に生ずるのであるが(民訴三〇以下)、今爰には問題と爲らない。

裁判所の變更を訴の變更中に加ふるは山田氏二卷七七頁、細野氏要義二卷二二五頁以下、反對說　中村氏「訴の變更と請求の基礎」民商法雜誌三卷一號二三頁。

(3)爰に問題と爲るは請求の變更と

(4)請求原因の變更とである。

第二　請求の變更(請求の趣旨の變更)

請求の變更又は請求の趣旨の變更は諸種の場合に發生する。

(a)或は請求の範圍の變更の場合がある。卽ち、請求の趣旨、卽ち、申立の擴張又は減縮である。

(b)權利保護の內容、卽ち、訴の種類又は訴に依りて要求する判決の種類の變更又は追加である。例へば確認判決を求めたる者が給付判決を求め、又は其の反對に給付判決を求めたる者が確認判決を求むる場合の如し。

(c)權利保護の內容を變更することがあり得る。例へば、物の引渡の給付判決を求めたる者が、訴訟中、其の物の滅失したるに因り、金何圓の損害賠償支拂の給付を求むるに至るが如し。此の場合には請求の趣旨の變更と權利保護の內容の變更とが隨伴するであらう。

今爰に問題とするは、原告が被告に對して、訴の當初に於ては物件引渡訴訟を提起し「被告ハ原告ニ對シ何々物件ヲ引渡スヘシ」と謂ふ要求をしたのであるが、訴訟中に於て其の物が滅失又は其の他の事由に因り、引渡不能のことあるを豫想し、右引渡の申立に追加して「若シ之ヲ引渡スコト能ハサルトキハ金何圓ヲ支拂フヘシ」と謂ふ要求を爲すのであるから、請求の追加、卽ち、請求の變更と爲るものである。斯の如きことが現行民事訴訟法に於て許さるべきや否やは後に順次に明白と爲り來るであらう。

第三　請求原因の變更

(一)　舊民事訴訟法上の問題

我が舊民事訴訟法第百九十六條は、

「原告カ訴ノ原因ヲ變更セスシテ左ノ諸件ヲ爲ストキハ被告ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第一　事實上又ハ法律上ノ申述ヲ補充シ又ハ更正スルコト

第二　本案又ハ附帶請求ニ付キ訴ノ申立ヲ擴張シ又ハ減縮スルコト

第三　最初求メタル物ノ滅盡又ハ變更ニ因リ賠償ヲ求ムルコト」

と規定して居る。右の中殊に第三號は法律が原告に對して二重訴訟の不便と不經濟とを避けしめんが爲めの考慮に出づるものである。蓋し、例へば原告が物の引渡を請求する場合に於て、訴訟の進行中に於て其の物が滅盡し又は變更したること明白と爲り來りたるとき、訴訟を其儘進行せしむるときは敗訴すること疑なく、去ればとて、其の訴訟を取下げ更に損害賠償の新訴を提起せしむるが如きは原告に殘酷であるから、斯の如き二重訴訟の不便不經濟を避けしめんが爲め、最初求めたる物の滅盡變更に因り、同一訴訟に於て、訴の原因、訴の變更を認容せんとするものである。是れに關しては二三の問題があり得る。

(a)物の滅盡又は變更の時期

物の滅盡又は變更が訴訟提起後に發生したるときは本規定により物の引渡等に替へ其の損害賠償等を請求することを得ることは疑がない。

物の滅盡又は變更が訴の提起前に旣に發生し居る場合には本規定を適用し得るや否やは爭ある問題である。

獨逸舊民事訴訟法第二百六十八條第三號に於ては「其後ニ發生シタル變更」(wegen einer später eingetretenen Veränderung)と規定し、又我が舊民事訴訟法の前示規定の文詞より考ふるも、文字解釋上は

訴訟提起後に發生したる物の滅盡又は變更と解せらるべきようである。

併し乍ら、獨逸に於ける判例學説の大多數は、物の滅盡又は變更は訴訟繫屬中に限らず、訴提起前の滅盡又は變更をも此の中に包含すべきであるとするが、唯、訴提起前の滅盡又は變更に關しては原告に於て之れを知らざりしことを要し、且、之れを知らざることに付き原告に過失なきことを必要として居る（加藤氏批評集一卷二〇七頁及と同書引用の獨乙文獻參照）。

我が大審院判例も亦、物の滅盡又は變更は訴訟繫屬中に發生したるものは勿論、訴訟提起前に於ける滅盡又は變更に對しても亦本規定の適用あるものとして居る。然かも其の場合には、原告が訴提起の際、其の滅盡又は變更を知らざりしことを必要とする點は獨法の判例學説と同一であるが、我が大審院判例は原告が之れを知らざるに付過失を必要とせざるものとする點が獨逸の學説判例と異なるのである。

山田氏民事訴訟法二卷四九五頁は我が判例と同説。加藤氏及び Hellwig Lehrb. III. S. 265 は原告が訴提起の當時物の滅盡又は變更の有無を知ると否とを問はず本條を適用すべきであると主張せらる（同氏批評集一卷二〇九頁）。

一　「本條第三號ハ原告ノ過失ニ依ラスシテ請求ノ目的物ヲ變更スルニ非サレハ訴ノ目的ヲ達スル能ハサル場合ニ處スル便宜的規定ニ外ナラサレハ啻ニ訴提起後物ノ滅盡又ハ變更ヲ生シタル場合ノミナラス物ノ滅盡變更カ訴提起前ニ在ルモ原告カ惡意無過失ニ訴ヲ提起シテ其物ヲ求メ後賠償ヲ求ムル場合モ亦規定ニ該當スルモノトス」（大正二、長崎控訴判決、新聞九〇五號二六頁、判決、總攬民訴二四四頁）。

二　「本條第三號ニハ物ノ滅失カ權利拘束後ニ於ケル事情ノ變更ニ因リ生シタル場合ニ限ルヘキ文詞ナキヲ以テ訴訟ノ目的物カ權利拘束ノ發生後ニ滅失シタル場合ナルト其以前ニ滅失シタル場合ナルトヲ問ハス苟モ訴ノ原因ニ變更ナキ以上ハ原告ハ其申立ヲ變更シテ新ニ賠償ヲ求ムルコトヲ得ヘキモノトス」（大正四、東地判決、評論四卷民訴六〇頁、判決總攬民訴二四四頁）。

三　「豫メ請求事物ノ狀態如何ヲ調査シ適當ノ訴訟手續ニ依リ之ヲ訴求スルハ原告タルモノノ當ニ執ル可キ手段ナレトモ請求事物ニシテ原告ノ知悉セサルモノ少カラス自己ノ所信ニ從ヒ訴訟ヲ提起シタルニ審理ノ結果豫期ニ反シテ訴訟提起前若クハ其中途ニ於テ請求事物ノ滅盡又ハ變更セルコト判明シ其儘訴訟手續ヲ遂行セシメハ訴求ノ目的ヲ達シ得サルコトアリ斯カル場合ニ更ニ適當ノ訴訟手續ニ依リ新訴ヲ提起セシムルハ原告ニ對シ苛酷ニ失スルモノニシテ寧ロ原告ヲシテ當初ノ訴訟手續ヲ續行シ事物ノ新狀態ニ適應スル訴訟行爲ヲ爲サシメ以テ訴訟ノ簡便ヲ計ルト共ニ經費ノ損失ヲ防ク必要アリ民事訴訟法第百九十三條第三號ハ此ノ趣旨ニ基キタルモノニシテ請求事物ノ滅盡又ハ變更カ訴訟提起後ニ生シタル場合ハ勿論訴訟提起前ニ生シタル場合ト雖モ苟モ原告タル者カ之ヲ知ラサリシ時ハ最初求メタル事物ニ代ヘテ賠償ヲ求メ得ルモノト解スルヲ相當トス原判決カ同條ヲ解釋スルニ當リ原告タルモノカ訴訟提起ノ當時過失ニ因リテ事物ノ滅盡又ハ變更ヲ知ラサリシ場合ヲ除外シタルハ狹キニ失スレトモ被上告人カ本訴提起ノ當時レールノ滅盡ヲ知ラサリシコトニ付キ過失ナカリシ旨認定シ結局被上告人ハ其ノ滅盡ヲ知ラサリシモノト認定シタルニ歸スルヲ以テ原判決ハ正當ナリトス」（大正七、八、一〇、大判、二四輯一六四七頁、判決總攬續民訴九三五頁、九三六頁）。

四　大正一〇、一〇、二一、大判、二七輯一九二五頁（後揭）。

五　反對判例

「本條第三號ノ所謂最初求メタル物トハ訴提起ノ際ニ請求シタル物ヲ謂フノ義ニ非スシテ同號ノ意義ハ權利拘束發生當時ニ存在シタル物カ訴訟進行中ニ滅盡若クハ變更シタルトキニ限リ賠償ヲ求ムルコトヲ許シタルモノトス」（明治四〇、東地判決、新聞四八二號一六頁、判決總攬民訴二四二頁）。

(b)物の滅盡又は變更の意義

物の滅盡又は變更中には主として物の引渡を求めたる場合に其の物が滅盡又は變更するときは之れに代はるべき塡補賠償を包含するものなること疑がないが、其の以外に遲延賠償をも包含すべく、又其の以外の諸種の場合を包含せしめ得べきものなることは夙に我が大審院判例の存在する所であり、學者も亦同一の見解を主張する所である（加藤氏批評集一卷二一一頁、二一二頁參照）。

一　「本條第三號ハ訴訟提起後ニ生シタル出來事ノ爲メ執行不能ト爲リタル場合ニ民法ノ原則ニ從ヒ賠償ノ責ヲ盡サシムルコトヲ許シタル規定ニシテ單ニ其物件ノ代價ニ限リ請求ヲ許スカ如キ狹隘ナル意義ニ解スヘキモノニ非ス」（明治二九、大判、六卷一〇頁、判決總攬民訴二四二頁）。

二　「公賣等ニ依リ現物ノ返還不能ニ至リタル場合ハ本條ニ依リ直ニ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得」（明治二九、大判、一〇卷七五頁、判決總攬民訴二四三頁）。

三　「訴カ適法ニ提起セラレタル以上ハ其後ニ於ケル目的物ノ消滅ハ本條第三號ニヨリ原告ノ爲メニ最初求メタルモノノ代リニ損害賠償ヲ求メ得ル訴權ヲ生スルニ止マル故ニ原告カ其訴權ニ依據セスシテ依然最初ノ訴ヲ持續スルモ之レカ爲メニ適法ノ訴ハ不適法ノ訴ニ變更スルモノニ非ス」（明治三五、大地判決、新聞一一三號五頁）。

四　「請求ノ目的物カ新法令ノ規定ニ因リテ給付不能ト爲リタル場合ニ於テハ請求者ハ本條第三號ノ規定ニ依リ賠償ヲ求メ得ルモノトス」（明治三九、大判、八七〇頁）。

五　「本條第三號ノ最初求メタル物トハ第百九十條第百九十五條等ニ於ケル請求ノ目的物又ハ訴訟物ト同シク請求ノ目的タル事物ヲ謂ヒ物（有體物）ヲ請求スル場合ニノミ限定セル法意ニ非ス故ニ確認ノ訴ニ付テモ亦同號ノ規定ヲ適用スヘキモノトス」（明治四〇、大判、八八六頁）。

六　「本條第三號ニ所謂物ノ滅盡トハ不法行爲ニ因ルト將タ其他ノ原因ニ因ルトヲ問ハス被告ノ責任ニ歸スヘキ事由ニ因リテ最初求メタル物ノ滅盡シタル場合ヲ指稱ス」（明治四一、大判、二七五頁）。

七　「乙カ甲業主ニ對シ賣買豫約ノ實行トシテ賣買ニ因ル業主權移轉登記ノ請求中甲ハ第三者タル丙トノ間ニ成立セル民事調停（乙出訴前ノ成立）ニ依リ丙名義ニ業主權移轉登記ヲ了シタル場合ニ物ノ滅盡ヲ理由トシテ損害賠償ニ變更スルハ適法ナリ」（明治四一、臺灣覆審判決、新聞五三三號一三頁）。

八　「原告カ初メ桐丸太ニ對スル所有權ヲ主張シテ其引渡ヲ求メタルモ該桐丸太ハ訴訟ノ進行中競賣セラレタルヲ以テ所有權ノ侵害ニ基ク損害賠償ヲ求メントスル如キハ本條第三號ニ所謂訴ノ原因ヲ變更セスシテ賠償ヲ求ムルモノニ該當ス本條ニハ最初求メタル物ノ滅盡又ハ變更ニ因リ賠償ヲ求ムルコトト規定シ其レ以上ノ制限ナキヲ以テ本條ニ所謂物ノ滅盡トハ物カ物質上ニ滅失變更シタル場合ノミナラス當事者カ之ヲ引渡スコト能ハサルニ至リタル場合モ亦之レニ包含セラルルコト明ニシテ被告ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ滅盡シタル場合ニノミ限定スヘキ根據ナク廣ク物ノ滅失又ハ變更シタル場合ヲ包含スルモノト解スルヲ相當トス（尤モ其滅盡又ハ變更ニヨリ被告ニ賠償責任アリヤ否ヤハ別問題ニシテ請求ノ當否ニ關スルモ訴ノ變更ノ適否ニハ關係セス）」（明治四五、東地判決、新聞八七八號二一頁）。

九　「强制執行異議ノ訴ヲ提起シタル後其强制執行ヲ實施シ終リタルカ爲メ異議執行ノ目的消滅シタル場合ハ第百九十六條第三號ニ依リ其請求ノ目的ヲ變更シテ賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘク而カモ訴ノ原因ニハ何等ノ變更ナキモノナルヲ以テ被告ハ之レニ對シ異議ヲ述フルヲ得ス」（明治四五、東控判決、新聞八一三號一九頁）。

一〇　「本條第三號ニ所謂物ノ滅盡ニ依ル賠償ノ請求トハ假差押ヲ爲シ等テ執達吏ニ競賣ノ委任ヲ爲ス等苟モ其責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ目的物ノ消滅シタル場合ニ於テ物ノ滅盡ヲ理由トシテ其賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘキモノトス」（大正五、長崎地方判決、新聞一一三三號二六頁）。

一一　「債務者カ强制執行ノ完結前請求ニ關スル異議ノ訴ヲ提起シタル以上其訴ノ進行中ニ執行完結シテ異議ノ目的ヲ達スルコ

ト能ハサルニ至リタルトキハ本條第三號ノ規定ニ依リ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス」(大正五、大判、一二〇九頁)。

一二　「第三者ヨリ執行異議ノ訴ヲ提起シタル後强制執行終了シタルトキハ其原告ハ本條第三號ニ因リ最初求メタル物ノ滅盡アリタルモノトシテ賠償ヲ求ムル申立ニ變更スルコトヲ得ルモノトス」(大正六、大判、一七九頁)。

一三　「本條第三號ノ賠償ニハ損害賠償ノミナラス最初求メタル物ノ代償ヲ請求スル場合ヲモ包含スルモノニシテ從テ其物ニ因リ相手方ノ受ケタル不當利得ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス」(大正六、大判、一七九頁)。

一四　「原告カ最初ノ口頭辯論ニ於テ其所有權ニ基キ建物明渡ヲ命スル判決ヲ求メタルモ其後ニ至リ該建物倒壞ノ爲メ動產ニ變更シタリトノ理由ニ基キ後ノ口頭辯論ニ於テ申立ヲ改メ其動產引渡ヲ命スル判決ヲ求メタルコトハ民事訴訟法第一九六條第三號ノ法意ヲ推究シ一層强キ理由ニヨリ之ヲ適法ナラシムルモノトス建物カ倒壞シタル爲メ動產ニ變更シタル場合ニ於テハ其原物(建物)ノ所有者ニ於テ變更後ニ於ケル物ノ所有權ヲ取得スヘキハ當然ナリトス」(大正七、東地判決、評論七卷民訴二四六頁)。

一五　「民事訴訟法第百九十六條第三號ニ賠償トアルハ履行ニ代ハル損害賠償ヲノミ指スモノト云フカ如ク狹義ニ之ヲ解スヘカラス當初ノ請求カ消滅シ之ニ代ハリテ生シタル請求ハ廣ク之ヲ包含スルモノト解セサル可カラス例ヘハ法律行爲カ取消サレ從ヒテ此法律行爲ニヨリ生シタル請求モ亦消滅シタルカ爲メ之ニ代ヘテ現存利益ノ返還ヲ請求スル場合ノ如キモ亦同條ノ適用ヲ受クヘキモノトス左レハ本件ニ於ケル如ク債務ノ本旨ニ從フ履行ハ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ不能ト爲リタルニ際シ豫ネテ不履行ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ヲ約定シアリシヲ以テ本旨ニ從フ履行ノ請求ニ代フルニ此賠償ノ請求ヲ以テスルカ如キハ勿論前記法條ニ該當スルモノトス」(大正一〇、一〇、二一、大判、二七輯一九二九頁)。

一六　「原告カ登錄ヲ得タル試堀權ニ基キ被告ニ對シ妨害行爲ノ排除ヲ求ムル訴ヲ提起シ其ノ訴訟ノ進行中右ノ試堀權カ存續期間二ケ年ノ滿了ニ因リ消滅スルニ至リタルヲ以テ原告ハ鑛業法ノ規定ニ依リ其ノ滿了後十日以內ニ同種鑛物ニ付キ更ニ鑛業出願ヲ爲シ前權利ト同區域ヲ鑛區トセル試堀權ノ登錄ヲ得之ニ基キ被告ニ對スル請求ヲ維持スル旨主張スルハ卽チ最初主張シタル試堀權ノ滅盡ニ因リテ更ニ新ニ取得シタル試堀權ヲ主張スルモノニ外ナラスシテ民事訴訟法第百九十六條ノ趣旨ニ從ヒ被告ハ異議ヲ述フルヲ得サル筋合ナリトス」(大正一三、大判、民四九三頁)。

一七　「占有回收ノ訴ノ目的物カ訴訟中假處分命令ニ依リ換價セラレタル場合ニ於テハ其換價金ハ該目的物ニ代ルモノナレハ換價金カ供託セラルルモ右ノ訴ニ依リ之カ引渡ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス」(大正一四、大判、二五五頁)。

一八　「控訴人甲カ先キニハ被控訴人乙ニ對シ消費貸借ニ基ク一定ノ金額ノ支拂ヲ請求シタルモ其ノ後ニ於テハ右消費貸借契約ハ被控訴人乙ニヨリテ取消サレタルカ故ニ不當利得ヲ原因トシテ右金額ノ返還ヲ請求スル旨主張スルトキハ民事訴訟法第百九十六條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ因リ賠償ヲ求ムルモノニ該リ被控訴人乙ハ之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得サルモノトス」(大正一五、東控判決、評論一六卷民訴二三二頁)。

一九　「民事訴訟法第百九十六條第三號ニ賠償トアルハ履行ニ代ル損害賠償ノミヲ指スモノニ非スシテ凡ソ當初ノ請求カ消滅シ之ニ代リテ生シタル請求ナル以上總テ之ヲ包含スル法意ナリト解スヘキヲ以テ質權無效確認ノ訴ヲ起シタルニ質權ノ目的タル物件ノ競落ナル新事由ニ依リ質權消滅シ之ニ代リテ右競賣賣得金ニ對スル配當請求權カ發生シタリト爲シ原告ハ之ニ基キ被告ニ對シ右配當要求ノ請求權ナキコトノ確認ヲ求ムルモノナルトキハ第百九十六條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ因リ賠償ヲ求ムル場合ニ外ナラサルモノトス」(昭和三、大地判決、評論一八卷民訴四一頁)。

二〇　「抵當權設定行爲ノ取消ト共ニ其ノ登記ノ抹消登記手續ヲ求メタルモ其ノ訴訟ノ進行中該抵當權實行セラレ訴訟物ノ一タル抵當權設定登記ハ其ノ實質ヲ失ヒ消滅ニ歸シタルヲ理由トシテ右請求ニ代ヘ抵當物件競賣代金ノ拂渡ヲ求ムル申立ヲ爲シタリトスルモ是民事訴訟法第百九十六條第三號ノ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ因リ賠償ヲ求ムル旨ノ規定ニ該當シ許サルヘキ申立ノ變更ニ外ナラス」(昭和三、鹿兒島地方判決、評論一七卷民訴五一七頁)。

二一　反對判例

(1)「異議訴訟ノ目的ハ主トシテ强制執行カ適法ニ執行セラレタルヤ否ヤノ判斷ヲ求ムルニアリ又損害要償ノ訴ハ違約若クハ不法行爲等ヲ原因トスルモノニシテ異議訴訟トハ全然其性質ヲ異ニス從テ異議訴訟ヲ變更シテ以テ損害要償ノ訴ト爲スハ訴ノ變更ナ

リ」(明治三五、新潟地方判決、新聞一一七號八頁)。

(2)「本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ因ル賠償ノ請求トハ請求ノ原因ヲ變更セスシテ金錢的賠償ヲ求ムル場合ニノミ限定セラルルモノトス」(明治四三、名古屋地方判決、新聞六七七號一四頁)。

(3)「權利者ニ非サル者カ係爭電話加入權ノ名義ヲ第三者ニ移シタレハトテ本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ該當スルモノニ非ス」(大正五、大控判決、評論六卷刑訴一八頁)。

4)「權利者ニ非サル者ノ爲シタル電話加入名義ノ變更ハ其ノ權利者ノ實體上ノ權利ノ存否ニ何等ノ消長ヲ來スモノニ非ス故ニ其電話加入名義ヲ第三者ニ移シタルハ本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ該當セス」(大正五、大控判決、新聞一二二〇號二一頁)。

(c)物の滅盡と請求原因の要否

物の滅盡に因る損害賠償を求むる場合は本條第三號自體が請求原因なるか、又は他に實體上の請求原因を必要とするかに關しては疑があり、本條第三號自體が請求原因を構成するもので、他に實體法上の請求原因を必要とせざるが如き見解が行はるるが如くに見えるけれども、夫れは正當でない。實體上の請求原因を必要とするものと解する。判例は兩種存在するが、結局、最近の判例は予と同說である。

一　「本條第三號請求物件ノ滅盡ニ因ル損害賠償ハ此法條ニ依リ當然發生スルモノニシテ不法行爲若クハ不當利得ノ規定ヲ適用スヘキモノニアラス」(明治三九、七、二七、東控判決、判決要錄一卷五五八頁、判決總攬民訴二四二頁)。

二　「原告カ本條第三號ニ因リ申立ヲ變更シタル場合ニ於テ損害賠償ニ基ク請求アリト主張シタルトキハ裁判所ハ此範圍ニ於テ審理裁判ヲ爲スヘキモノニシテ適ンテ不當利得ノ有無ニ付キ審理裁判ヲ爲スコトヲ得サルモノトス」

「原告カ本條第三號ノ規定ニ依リ申立ヲ變更シタル場合ニ於テハ別個ノ訴ヲ提起シタル場合ト同シク一定ノ請求原因ヲ主張スルコトヲ要シ若シ被告ニ於テ其物ニ因リ不當利得ヲ受ケタリト認ムルトキハ不當利得ノ原因ヲ主張スルコトヲ得ヘク又被告ノ不法行爲ニ因リテ損害ヲ被リタリト認ムルトキハ損害賠償ノ原因ヲ主張スルコトヲ得ルモノトス」(大正六、大判、一七九頁、評論六卷民訴六六頁)。

(d)物の滅盡訴訟と訴訟代理權

物の滅盡による訴訟は其の訴訟の代理人に於て當然代理權を有する。蓋し、此の場合に前後兩訴訟が存在するに非ずして、始めより同一訴訟が一個存在するのみなるが爲めである。

「本條第一項第三號ニ基キ損害賠償ヲ求ムルハ最初ノ訴ト獨立シテ之ヲ請求スルモノナレハ訴訟代理人ニ更ニ特別ナル授權ヲ必要トスルモノニ非ス」(大正六、大判、二二六二頁)。

(二)　請求及び請求原因の變更に關する現行民事訴訟法上の解決

我が舊民事訴訟法第百九十五條第三號は前示の如く「原告ハ訴ノ原因ヲ變更スル權利ナシ但變更シタル訴ニ對シ本案ノ口頭辯論前被告カ異議ヲ述ヘサルトキハ此限ニ在ラス」と規定し、請求の原因の變更、從つて、又勿論、請求の變更を禁止した。而して更に又第百九十六條に於て「原告カ訴ノ原因ヲ變更セスシテ右ノ諸件ヲ爲ストキハ被告ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス　第三　最初求メタル物ノ滅盡

リ」（明治三五、新潟地方判決、新聞一一七號八頁）。

(2)「本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ因ル賠償ノ請求トハ請求ノ原因ヲ變更セスシテ金錢的賠償ヲ求ムル場合ニノミ限定セラルルモノトス」（明治四三、名古屋地方判決、新聞六七七號一四頁）。

(3)「權利者ニ非サル者カ係爭電話加入權ノ名義ヲ第三者ニ移シタレハトテ本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ該當スルモノニ非ス」（大正五、大控判決、評論六卷刑訴一八頁）。

4)「權利者ニ非サル者ノ爲シタル電話加入名義ノ變更ハ其ノ權利者ノ實體上ノ權利ノ存否ニ何等ノ消長ヲ來スモノニ非ス故ニ其電話加入名義ヲ第三者ニ移シタルハ本條第三號ニ所謂最初求メタル物ノ滅盡ニ該當セス」（大正五、大控判決、新聞一二二〇號二一頁）。

(c)物の滅盡と請求原因の要否

物の滅盡に因る損害賠償を求むる場合は本條第三號自體が請求原因を必要とするかに關しては疑があり、本條第三號自體が請求原因を構成するもので、他に實體法上の請求原因を必要とせざるが如き見解が行はるるが如くに見えるけれども、夫れは正當でない。實體上の請求原因を必要とするものと解する。判例は兩種存在するが、結局、最近の判例は予と同說である。

一　「本條第三號請求物件ノ滅盡ニ因ル損害賠償ハ此法條ニ依リ當然發生スルモノニシテ不法行爲若クハ不當利得ノ規定ヲ適用スヘキモノニアラス」（明治三九、七、二七、東控判決、判決要錄一卷五五八頁、判決總攬民訴二四二頁）。

二　「原告カ本條第三號ニ因リ申立ヲ變更シタル場合ニ於テ損害賠償ニ基ク請求アリト主張シタルトキハ裁判所ハ此範圍ニ於テ審理裁判ヲ爲スヘキモノニシテ進ンテ不當利得ノ有無ニ付キ審理裁判ヲ爲スコトヲ得サルモノトス」

「原告カ本條第三號ノ規定ニ依リ申立ヲ變更シタル場合ニ於テハ別個ノ訴ヲ提起シタル場合ト同シク一定ノ請求原因ヲ主張スルコトヲ要シ若シ被告ニ於テ其物ニ因リ不當利得ヲ受ケタリト認ムルトキハ不當利得ノ原因ヲ主張スルコトヲ得ヘク又被告ノ不法行爲ニ因リテ損害ヲ被リタリト認ムルトキハ損害賠償ノ原因ヲ主張スルコトヲ得ルモノトス」（大正六、大判、一七九頁、評論六卷民訴六六頁）。

(d)物の滅盡訴訟と訴訟代理權

物の滅盡による訴訟は其の訴訟の代理人に於て當然代理權を有する。蓋し、此の場合に前後兩訴訟が存在するに非ずして、始めより同一訴訟が一個存在するのみなるが爲めである。

「本條第一項第三號ニ基キ損害賠償ヲ求ムルハ最初ノ訴ト獨立シテ之ヲ請求スルモノナレハ訴訟代理人ニ更ニ特別ナル授權ヲ必要トスルモノニ非ス」（大正六、大判、二二六二頁）。

(二)　請求及び請求原因の變更に關する現行民事訴訟法上の解決

我が舊民事訴訟法第百九十五條第三號は前示の如く「原告ハ訴ノ原因ヲ變更スル權利ナシ但變更シタル訴ニ對シ本案ノ口頭辯論前被告カ異議ヲ述ヘサルトキハ此限ニ在ラス」と規定し、請求の原因の變更、從つて、又勿論、請求の變更を禁止した。而して更に又第百九十六條に於て「原告カ訴ノ原因ヲ變更セスシテ右ノ諸件ヲ爲ストキハ被告ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス　第三　最初求メタル物ノ滅盡

又ハ變更ニ因リ賠償ヲ求ムルコト」と規定して居る。物の滅盡又は變更に因る損害賠償の請求は實は訴の原因の變更に外ならないのであるが、兎に角、此の場合には請求原因の變更が許される。約言すれば、舊民事訴訟法に於ては請求原因の變更は原則として禁止せられるのであるが、例外として(1)被告が異議を述べざる場合、及び、(2)物の滅盡又は變更に因る損害賠償を求むる場合が許される。而して原則として既に原因の變更を禁ずるのであるから、又原則として訴の變更（請求の變更）が禁止せられるものなること勿論であらう。

然るに、我が現行民事訴訟法に於ては第二百三十二條の新規定が設けらるるに至つた。卽ち

「原告ハ請求ノ基礎ニ變更ナキ限リ口頭辯論ノ終結ニ至ル迄請求又ハ請求ノ原因ヲ變更スルコトヲ得　但シ之ニ因リ著ク訴訟手續ヲ遲滯セシムヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

請求ノ變更ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス　前項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス」

と規定せらるるに至つた。

(1)　請求又は請求原因の變更には請求の基礎に變更なきことを要する。

請求の基礎（Unterlage des Anspruchs）とは原告の權利保護の主張の基本たる事實關係又は法律關係である。

請求の基礎が何を意味するやの問題は頗る難問であり、法文起草者の側に於ても此の事は問題とせられ憂慮せられたことであつたらしい。

改正理由書池田政府委員說明、松岡調査委員說明參照。尙、長島森田兩氏解釋二六八頁參照。

之れに關しては學說岐れ、或は請求の基礎とは請求の同一性のことであるとし（松岡調査委員說明）、或は訴訟の目的たる權利の同一認識標準の主要部分を謂ふものと爲し（山田氏改正民事訴訟法四五七頁）、或は之れを請求原因の淵源と爲し（岩本三ヶ尻兩氏要論一三七二頁）、或は之を請求の基礎及び權利保護請求の基礎にして、社會現象たる事實と爲し（細野氏二卷二二五頁）、或は請求の基礎とは請求の內容を爲す利益であるとし、請求の同一性とは請求利益の同一性と謂ふことであるとし（中村氏評釋一六一頁以下）、或は請求の基礎とは理論上訴訟物を法律的構成前の法律的狀態に迄還元し、擴大した特定の生活關係上の利益紛爭を指すものと解し（金子氏三一四頁）、或は請求の基礎とは原告の權利主張の依據する事實關係又は法律關係であるとする（菊井氏法學全集二六九頁）。

請求の基礎に關する學說判例の詳細は中村氏「訴の變更と請求の基礎」（民商法雜誌三卷一號二號三號）に詳細である。

兎に角、之れに對して抽象的に定義を與ふることは極めて困難であつて、結局、請求の基礎とは原告の權利保護の要求の基本たる事實關係又は法律關係であると謂ふ外はない。

尙、請求の基礎に關しては、菊井氏法學全集三〇三頁、金子氏講義案三一四頁、三一五頁參照。

判例も亦請求の基礎の何たるやに關して、統一的、總括的の意義を闡明したるもの嘗て存在せず、唯、僅に事案と爲り居る個々の具體的問題に對して、夫れが請求の基礎なるや否やを判定するに過ぎない。

一　昭和六、一〇、三〇、大判、法學一卷三號、一三三頁。
二　昭和六、一一、九、大判、法學一卷四號一一三頁。
三　昭和六、一二、一五、大判、法學一卷四號一二一頁。
四　昭和八、二、七、大判、一二卷一三六頁、兼子氏評釋、昭和八年度判例民事法四六頁以下。
五　昭和八、二、二五、大判、法學二卷一〇號一〇八頁。
六　昭和八、三、九、大判、法學二卷一〇號一一〇頁。
七　「貸金債權ノ擔保ノ爲授受セラレタル手形ニ因ル債權ノ訴ニ於テ其ノ請求原因ヲ貸金債權自體ニ變更スルモ請求ノ基礎ヲ變更シタルモノト謂フヲ得サルモノトス」(昭和八、四、一二、大判一二卷五八四頁、兼子氏評釋、昭和八年度判例民事法一六九頁以下)。
八　「賃借人カ賃貸人ニ代位シテ賃借地ノ不法占據者ニ對シ其ノ引渡ヲ求ムル訴ノ繫屬中該土地ノ所有權ヲ取得シタル爲自己ノ所有權ニ基ク請求ニ變更スルモ之ヲ以テ請求ノ基礎ヲ變更シタルモノト謂フヲ得サルモノトス」(昭和九、二、二七、大判、一三卷四四五頁)。
九　「請求ニ關スル異議ノ訴ヲ提起シタル原告カ訴狀ニ於テ被告ノ差押債權ハ原告ノ手形債權其ノ他ノ債權ヲ以テ相殺セラレタリト主張シ口頭辯論ニ於テ手形債權ヲ利得償還請求權ト改メ其ノ後更ニ之ヲ貸金債權ト改ムルハ請求ノ基礎ヲ變更シタルモノニ非サルモノトス」(昭和九、一〇、二五、大判一三卷一九九頁)。

一〇　「昭和一〇、三、二〇、大判、法學四卷一一號一三〇頁(齋藤氏評註同所)。
一一　「原告カ賣掛代金ノ請求ニ付初メ買主ハ被告ナリト主張シ後ニ買主ハ訴外人ニシテ被告ハ其ノ代金債務ヲ引受ケタルモノナリト變更スルモ請求ノ基礎ニハ變更ナキモノトス」(昭和一〇、四、一三、大判一四卷五二四頁、中村氏民商法雜誌二卷三號一七二頁、齋藤秀夫氏評釋、昭和十年度判例民事法一六〇頁)。
一二　昭和一〇、五、一八、大判、法學五卷一號一一七頁。
一三　昭和一〇、五、二五、大判、法學五卷一號一一七頁。
一四　昭和一〇、六、二〇、大判、法學五卷一號一一九頁。
一五　昭和一〇、六、二五、大判、法學五卷二號一三〇頁。
一六　昭和一〇、七、一三、大判、法學五卷二號一三三頁。
一七　昭和一〇、一〇、一四、大判、法學五卷三號一三二頁。
一八　昭和一一、三、一三、大判一五卷五號四五三頁、兼子氏評釋、法協五四卷八號一六〇二頁。
一九　昭和一一、四、二八、大判、法學五卷九號一二二頁。

(2)　著しく訴訟手續を遲延せしめざることを要する。之れに關しては第一審の準備手續に關する第二百五十五條、第二審の第三百八十條の規定との關係如何も問題と爲り來るであらう。

(3)　訴の變更は第一審の口頭辯論終結に至る迄(二三二ー)、第二審の口頭辯論の終結に至る迄(三七八)に之れを爲すことを要する。

(4) 請求及び請求原因の變更には(a)舊請求と共に新請求を追加する場合、(b)新請求を以て舊請求に代へる場合、及び(c)請求の減縮の場合があるが、(c)は訴の一部取下であり、(b)の場合には舊請求に付き訴の取下があり、被告の同意に付き第二百三十六條第一項の適用を受ける。請求の拋棄も行はれ得るであらう。

(5) 新請求に關しては他の裁判所の專屬管轄に屬せざることを要すること勿論である。第二百三十二條の規定は專屬管轄に關する原則に勝つものではない。

(6) 訴變更の方式は書面によることを要する(二三二Ⅱ)。

(7) 訴の變更に關する裁判に關しては民事訴訟法第百八十四條、第二百三十三條の適用がある。

(8) 要するに、訴訟提起の際、始めより、訴狀に於て、被告は原告に對して何々物件を引渡すべし若し之れを引渡すこと能はざるときは金何圓を支拂ふべしといふ判決を求むるときは訴の客觀的併合であり、訴提起の際は單に被告は原告に對して何々物件を引渡すべしと謂ふ請求を爲し、訴繫屬中に於て、若し之れを引渡すこと能はざるときは金何圓を支拂ふべしと謂ふ判決を求むる場合には訴の變更であり請求の基礎に變更がないこと明白なるが故に之れを適法とすべきである。

(三) 損害計算の時期

被告は原告に對し何々物件を引渡すべし、若し之れを引渡すこと能はざるときは金何圓を支拂ふべしと謂ふ訴訟に於て、右の物件の引渡に代はるべき塡補賠償としての物件の價格の評價は何時の價格に依るべきかに關しては判例法は判決當時の價格、嚴格に謂へば判決に接着する口頭辯論期日に於ける價格に依るべきものとして居る。

雉本氏論文集八二八頁註四及同所引用の Hellwig, Anspruch S. 114 參照。

雉本氏は此の場合に於ける損害の範圍は判決に接着する口頭辯論終結の時に於ける事情に基き豫定すべきことを主張せらる。Hellwig は他の方法をも提案して居る。

異說　前田氏講義二編六一頁。

前田氏は斯の如き訴訟に在りては、履行不能なる事實が今日に於ては未だ存在せざるが故に賠償額は之を算定すること原則として不能であるとせられ、斯る場合には此の請求に付ては原告の本案は敗訴に歸せざるを得ないのであるが、斯の如きは訴訟經濟の上より喜ぶべきことでないから、斯る場合には中間判決（民訴一八四後段）に關する規定を類推し、單に所謂原因ありとの判決のみを爲し置き他日事由が發生し賠償額を算定し得るに及び所謂數額に付辯論及び裁判を爲すことを得るものと解すべきものとせられる。併し、若し今日に於て既に數額を算定し得る場合ならば別問題である。例へば損害賠償額の豫定ある場合（四二〇）、將來、或る事由が生じたるときは金何圓の金錢債權に變更すとの特約の存在する場合、目的物の價格が久しきに亘りて變動なき場合、若くは騰貴するも下落する虞なき場合等の如し（前田氏講義六一頁、六二頁、尙同氏「何々すべし、能はざれば何々にすべしとの判決」法曹會雜誌二卷一二號五頁四參照）。

理論は精緻であるが、實際の運用として煩雜にして實行に困難の意見である。斯の如き場合は判決の性質上、判決に接着する口頭辯論終結當時の狀態にかて將來の價格を豫測審査して判決するの外はない。

本問題に關する判例は既に損害賠償額の算定に關する說明中に全部援用したる所である。

(四)　塡補賠償と遲延利息

通常の場合に於ける塡補賠償と遲延利息の問題は曩に說明したる所である。

玆には問題たる訴訟に於ける塡補賠償價格は前示の如く、判決に接着する口頭辯論期日に於ける價格に依りて之れを定むべきものではあるが、其の塡補賠償價格に對しては更に遲延利息の請求を爲し得べきや否やの問題がある。

(1)之れを訴訟と無關係に考ふるならば、債權者が本來の請求を爲さずして塡補賠償を請求する權利が請求當時既に發生し居る場合に在りては、塡補賠償金額に對して其の遲滯の日より遲延賠償をも請求することを得ること疑がない。

從つて、債權者が債務者に對し訴訟を提起し、其の塡補賠償請求權が既に訴訟提起前より發生し、且債務者が遲滯に在る場合にも、其の塡補賠償に對して訴訟に於て遲延賠償を請求し得ること論を俟たない。

(2)債權者が訴提起後、辯論繫屬中、本來の請求が既に不能となり、塡補賠償を請求し得べきことが確定したる場合には、其の塡補賠償に對して、更に、遲滯後、訴の擴張により、遲延利息の支拂を請求し得べきである。

此の點に關しては中間最高價格問題、遲延利息問題に關する說明をも參照せられたい。

(3)　併し乍ら、訴の任意的併合の場合、卽ち、判決執行の際の不能を豫想して塡補賠償を請求する場合に在りては、訴訟に於ては、未だ債務者は將來の塡補賠償に就いて何等の遲滯に在るものでないから、之れに對して遲延賠償を請求するを得ないこと疑なからう。

第四章　契約解除の效力としての同時履行

契約解除に因りて當事者雙方が相互に償還義務を負擔する場合には、雙務契約に因りて當事者雙方が相互に義務を負擔するものではないけれども、恰かも當事者雙方が雙務契約に依りて相互に債務を負擔する場合の關係と相類似して居る。從つて、民法は公平の原則上、第五百三十三條を準用し、當事者の一方は相手方が其の償還義務の履行を提供するまでは自己の償還義務の履行を拒むことを得るものとした（五四六）。

契約解除の效力として生ずる效力の主要なるものは原狀回復義務と損害賠償義務とである。

（一）　同時履行の抗辯が原狀回復義務に關して準用せらるることは些しも疑なき所である。卽ち、當事者雙方が相互に原狀回復義務を負擔する場合には、相互に同時履行の抗辯權を有するのである。

一　「雙務契約當事者ノ一方カ其解除權ヲ行使シ相手方ニ交付シタルモノノ返還ヲ訴求シタル場合ニ於テ相手方カ同時履行ノ抗辯ヲ提出スルニ當リ其反對債權ニ對スル利息ニ關シ何等ノ主張ヲ爲ササル以上裁判所ハ原告ニ對シテ利息ノ反對給付ヲ命スヘキモノニ非ス」（大正五、二、九、大判、二二輯二二一頁、抄錄六四卷一四〇八一頁、新聞一一一七號三二頁、評論五卷民法七五六頁）。

二　「當事者ノ一方ニ原狀回復ノ義務アリトスルモ相手方ニ於テ同時履行ノ抗辯ヲ提出セサル限リ裁判所ハ民法第五百四十六條ニ依リ同第五百三十三條ヲ準用スヘキモノニ非ス」（大正七、二、大判、二四輯九四九頁、抄錄七八卷一八一一八頁、新聞一四二三號二二頁、評論七卷民法八三六頁）。

三　「被上告人ト上告人先代甲トノ間ノ本件不動產賣買契約カ買主タル被上告人ノ不履行ニ因リ解除セラレタル場合ニハ被上告人ニ對シ得ヘカリシ利益ヲ失ヒタルニ因ル損害賠償ヲ請求シ得ルト同時ニ被上告人ハ上告人ニ對シ原狀回復トシテ內入代金及內入ノ日以後ノ利息ノ返還請求ヲ爲シ得ヘク上告人カ右原狀回復義務ノ履行ノ提供アル迄被上告人ハ民法第五百四十六條第五百三十三條ニ依リ前敍損害賠償義務ノ履行ヲ拒絕シ得ヘキ同時履行ノ抗辯權ヲ有スルモノトス」（昭和四、七、六、大判、評論一九卷民法一七六頁）。

（二）　同時履行の抗辯の準用は原狀回復の給付に關してのみ之を認むべきものとする說ありと雖も、斯の如き制限を認むべき法文上の根據なきが故に、損害賠償の給付に關しても亦之れを認むべきである。

契約解除の效力として發生する損害賠償義務の履行に關して同時履行の抗辯が認容せらるべきや否やに付き、

肯定說は我妻氏講義案五四頁、勝本氏概說一八三頁、末川氏契約總論二五六頁、石田氏總論講義八四頁、鳩山氏各論二四七頁、近藤氏各論六九頁、中村萬吉氏各論一二四頁、中島弘道氏通論六七一頁、沼氏綜合二四三頁、柚木氏「同時履行の抗辯權」民商三卷三號三八頁等がある。

否定說は岡村氏各論一六九頁がある。

其の他多くの說は原狀回復義務に關してのみ同時履行の抗辯を論じ、損害賠償義務に關しては沈默を守るものなるが故に、夫れ等の說は否定說に屬するものと推測し得る。例へば、

石坂氏二三一五頁、大綱三六六頁、磯谷氏各論上卷二八九頁、末弘氏二六三頁、橫田氏二〇三頁、梅氏四五六頁等の如し。

（三）　當事者雙方が相互に原狀回復義務を負擔する場合には相互に同時履行の抗辯權を有すべく、當事者の一方が原狀回復義務を負擔し、當事者の他方が損害賠償義務を負擔する場合には當事者雙方は相互に同時履行の抗辯權を有する。

（四）　第五百四十六條は公平觀に基き解除の效力として當事者雙方に同時履行の抗辯權（五三三）を認めたるに過ぎずして、解除に因りて發生する債務を雙務契約に因りて發生したるものとの擬制を設けたるものでないから、本條を基礎として解除の效力に關して第五百三十四條以下の規定を準用すべきではない。此の事は第五百四十六條か第五百三十三條のみを準用する文字解釋及び反對解釋に依りても疑がない。

——（下卷終り）——

判例索引

明治二八、一一、一二、大判、上卷五二〇頁、八四九頁
明治二八、一二、一四、大判、上卷一四四頁、一四六頁
明治二八、一二、一八、大判、上卷三二頁

明治二九、大判、下卷一六八二頁
明治二九、一、一一、大判、上卷一三五頁
明治二九、一、二一、大判、下卷一五〇五頁
明治二九、一、二四、大判、上卷四三五頁
明治二九、二、五、大判、上卷六〇九頁
明治二九、二、一四、大判、上卷八二九頁
明治二九、四、一〇、大判、上卷四二六頁
明治二九、四、一四、大判、下卷一五三四頁
明治二九、六、一六、大判、下卷一四九〇頁
明治二九、六、一九、大判、上卷五三九頁
明治二九、九、二八、大判、上卷四一九頁
明治二九、一〇、一二、大判、下卷一二二一頁
明治二九、一〇、二〇、刑大判、下卷一一六〇頁

明治三〇、大判下卷一六四九頁
判例索引

明治三〇、三、二、大判、下卷一五三六頁
明治三〇、三、一一、大判、下卷一四九二頁
明治三〇、四、二九、大判、下卷一四八七頁、一四八九頁
明治三〇、六、二二、刑大判、下卷一〇四九頁
明治三〇、六、二五、刑大判、下卷一〇五〇頁
明治三〇、一一、二四、大判、上卷一五〇頁

明治三一、大判、下卷一六四九頁
明治三一、二、一七、大判、下卷一五二八頁、一五三〇頁
明治三一、三、一四、大判、上卷四二七頁
明治三一、四、一六、大判、下卷一四九二頁
明治三一、六、二〇、大判、上卷二一〇頁
明治三一、九、一六、大判、上卷一四六頁、一四七頁
明治三一、一〇、一一、大判、下卷一二四四頁、一五二八頁
明治三一、一〇、一五、民刑局長回答、下卷一五〇五頁

明治三二、大判、五七九頁
明治三二(ネ)二三三號東控判決、下卷一五五五頁
明治三二、一、四、大判、下卷一六六一頁
明治三二、二、九、大判、上卷五三九頁

明治三二、二、二八、大判上巻三三〇頁、
明治三二、三、一〇、大判、上巻四四二頁
明治三二、六、一〇、大判、上巻一四七頁
明治三二、一〇、二、大判、上巻一四七頁、三九〇頁
明治三二、一〇、四、大判、上巻六五四頁
明治三二、一〇、七、大判、下巻一三〇四頁、一三〇七頁
明治三二、一〇、一四、大判、下巻一六二五頁
明治三二、一〇、二四、大判、下巻一六二五頁

明治三三(ワ)一九四號東地判決、下巻九一四頁
明治三三(カ)四六五號東地判決、上巻三七一頁
明治三三、二、二、大判、上巻三九頁
明治三三、二、二八、大判下巻一二九六頁
明治三三、三、一九、大判、上巻七二九頁、七三一頁
明治三三、四、一〇、大判、下巻一三二九頁、一三三五頁
明治三三、四、一八、大判、上巻二一〇頁
明治三三、五、四、大判、下巻一一一四頁
明治三三、五、三一、刑大判、下巻一三〇五頁
明治三三、七、七、法曹會決議、下巻一二二一頁
明治三三、一〇、二、大判、下巻一四八七頁
明治三三、一〇、一九、東控判決、上巻四七六頁、四七九頁
明治三三、一〇、二七、大判、下巻一五三七頁
明治三三、一二、二〇、大判、下巻一四八六頁、一四八七頁

明治三四、東地判決、上巻四七六頁
明治三四(ワ)四二一號、東地判決、上巻四七九頁
明治三四(ワ)一三一八號東地判決、下巻九七五頁
明治三四、二、一五、大判、下巻一〇四七頁
明治三四、二、二三、大判、下巻一三三五頁
明治三四、三、一三、大判、上巻八四九頁
明治三四、三、一五、東地判決、下巻一五三六頁
明治三四、三、二二、東控判決、下巻一二二五頁
明治三四、三、三〇、大判、下巻一六二六頁
明治三四、四、二四、大判、上巻二〇九頁、二一三頁
明治三四、五、八、大判、上巻二一三頁、下巻一二七九頁
明治三四、五、一一、大判、下巻一二二七頁
明治三四、五、二八、東控判決、上巻八四七頁
明治三四、六、五、東地判決、上巻二八九頁
明治三四、六、八、大判、上巻二一頁、二一三頁
明治三四、一〇、一、東地判決、下巻九六一頁
明治三四、一〇、四、東地判決、上巻二六九頁
明治三四、一〇、二二、大判、下巻一五二八頁、一五三〇頁
明治三四、一一、一三、東控判決、上巻二一〇頁
明治三四、一一、三〇、大判、下巻一四八七頁
明治三四、一二、七、大判、上巻二〇八頁
明治三四、一二、二七、刑大判、下巻一一六五頁

明治三五、新潟地方判決、下巻一六八六頁
明治三五、大地判決、下巻一六八二頁
明治三五(ラ)三二三號東控判決、上巻二八八頁
明治三五(ワ)一七四三號東地判決、上巻三七一頁
明治三五(ワ)二一六號東控判決、下巻一五三六頁
明治三五、二、七、大判、上巻二六四頁
明治三五、二、一五、大判、下巻一〇四七頁
明治三五、三、五、大判、上巻二一三頁
明治三五、三、七、東地判決、上巻二一二頁
明治三五、三、八、大判、下巻一二二五頁
明治三五、四、一二、大判、上巻一五三一頁
明治三五、四、一七、大判、下巻九〇五頁
明治三五、四、二三、大判、上巻七三六頁
明治三五、五、六、東控判決、上巻二〇九頁
明治三五、五、八、東控判決、上巻一三六頁
明治三五、五、一四、東控判決、上巻三七一頁
明治三五、五、一七、大判、下巻一五五頁
明治三五、七、五、大判、上巻一四四頁、一四七頁
明治三五、一〇、三、東地判決、上巻二六九頁、二八一頁
明治三五、一〇、九、東地判決、上巻二七七頁
明治三五、一〇、二五、大判、下巻一五三七頁、一五四八頁

明治三六(ネ)七九號大控判決、下巻一四九〇頁
明治三六(ネ)七七五號東控判決、下巻一二九六頁
明治三六(レ)三九號東地判決、上巻二六九頁
明治三六(ネ)五二號大控判決、下巻一一〇三頁
明治三六(ネ)三一二號東控判決、上巻二八九頁
明治三六、一、一〇、東控判決、下巻一六六一頁
明治三六、一、二二、大判、上巻三一八頁
明治三六、二、二、大判、上巻八三五頁
明治三六、三、一一、東地判決、下巻一〇〇〇頁
明治三六、三、八、大判、上巻一九六頁
明治三六、五、四、大控判決、下巻一一四七頁
明治三六、五、一六、大判、上巻二一四頁
明治三六、五、二二、東地判決、上巻二七〇頁
明治三六、六、一二、大判、上巻二七〇頁、二七八頁
明治三六、六、一九、東地判決、上巻二五七頁
明治三六、六、二三、大判、上巻三九一頁、四四三頁
明治三六、六、二四、東地判決、上巻六九九頁
明治三六、九、二五、宮城控訴判決、上巻一五六頁
明治三六、一〇、三、大判、上巻三七三頁
明治三六、一〇、六、東控判決、上巻七三三頁
明治三六、一〇、三〇、大判、上巻二七八頁
明治三六、一一、大判、上巻五三九頁、五六七頁

明治三六、一二、九、大判、下巻八七八頁、一六二八頁
明治三六、一二、一九、東控判決、下巻一六二八頁
明治三六、一二、二四、大地判決、上巻二八八頁

明治三七、大控判決、下巻一六五〇頁
明治三七、大判、上巻五一八頁
明治三七神戸地方判決、下巻一一二八頁
明治三七(レ)六〇號大津地方判決、上巻七九六頁
明治三七(ネ)六七三號東控判決、上巻六九八頁
明治三七(ワ)六〇七號東地判決、上巻二七〇頁
明治三七(ワ)一三〇六號東地判決、上巻六一〇頁
明治三七(ネ)八二二號東控判決、下巻一三〇八頁
明治三七、一、一九、大判、上巻五三六頁
明治三七、一、二七、東地判決、上巻一三六頁
明治三七、二、六、大判、下巻八八七頁
明治三七、二、一〇、大判、下巻一三三五頁
明治三七、二、一五、大判、上巻一七一頁
明治三七、二、一七、大判、下巻八八七頁、九〇〇頁
明治三七、三、一、東地判決、下巻一一四七頁
明治三七、三、三、刑大判、下巻一三〇四頁、一四九八頁
明治三七、三、五、大判、上巻二四〇頁
明治三七、三、一〇、東控判決、上巻六一〇頁
明治三七、三、二八、東控判決、上巻二七〇頁

明治三八、大判、下巻一六四九頁、一六六一頁

明治三八、大控判決、上巻二七〇頁、六一〇頁、六一一頁
明治三八(ネ)一三三號長崎控訴判決、下巻一五四八頁
明治三八(ワ)三五七號東地判決、上巻二八六頁
明治三八、一、二三、東地判決、上巻六九九頁
明治三八、一、二四、神戸地方判決、上巻二六二頁
明治三八、一、二五、大判、上巻二七一頁、二七八頁
明治三八、二、一七、大判、下巻一〇〇八頁
明治三八、二、一九、大判、上巻二九三頁
明治三八、三、一〇、東控判決、上巻六一一頁
明治三八、三、一〇、大判、上巻三九頁
明治三八、三、一一、大判、上巻六五五頁
明治三八、三、一八、東地判決、上巻二一四頁、下巻八八七頁
明治三八、三、二二、長崎地方判決、下巻一〇四五頁
明治三八、四、八、東控判決、上巻六七三頁
明治三八、四、二二、大判、下巻八八〇頁、一二七九頁
明治三八、五、三、東控判決、下巻八八七頁
明治三八、五、八、大判、下巻一〇一五頁
明治三八、五、一〇、大判、上巻五三九頁
明治三八、六、一〇、東控判決、下巻一二三五頁
明治三八、六、一〇、大判、下巻一四三一頁
明治三八、六、一四、大判、上巻四五六頁
明治三八、六、一九、大判、下巻一一七〇頁
明治三八、七、一〇、大判、下巻九四四頁、九五一頁

明治三九、大判、下巻一六八二頁
明治三九、長崎控訴判決、上巻五七九頁
明治三九(ネ)四八四號東控判決、下巻一二三二頁
明治三九、一、一六、大判、下巻一四八七頁、一四九〇頁、一四九七頁
明治三九、二、一三、大判、上巻六八一頁
明治三九、二、一七、長崎控訴判決、下巻一一二八頁
明治三九、二、一九、大判、下巻九八〇頁
明治三九、三、五、名古屋控訴判決、下巻一〇七七頁
明治三九、三、七、廣島控訴判決、上巻三九一頁、四七六頁、四九六頁
明治三九、三、一九、大判、下巻一三〇八頁
明治三九、四、二三、大判、下巻一一四頁、一三〇八頁
明治三九、四、二八、大判、下巻一一五三四頁、一五四八頁

明治三九、四、二九、大判、下巻、一二六五頁、一五〇五頁、一五三八頁
明治三九、五、一、長崎控訴判決、上巻三〇九頁
明治三九、五、一〇、東控判決、上巻六三六頁
明治三九、五、一九、大判、下巻一五五五頁
明治三九、六、二、大判、下巻九五〇頁
明治三九、六、一三、大判、下巻一三七三頁
明治三九、六、二八、東控判決、上巻三九一頁、四四二頁
明治三九、七、五、東控判決、上巻六五五頁
明治三九、七、二七、東控判決、下巻一六八六頁
明治三九、九、二八、東控判決、下巻一一四七頁
明治三九、九、二九、長崎控訴判決、上巻五三九頁
明治三九、九、二九、東地判決、上巻六三八頁
明治三九、一〇、一八、大判、上巻三〇九頁
明治三九、一〇、二二、大判、下巻九五二頁
明治三九、一〇、二七、長崎控訴判決、上巻三七二頁
明治三九、一〇、二九、大判、上巻七七四頁、八三六頁、下巻一四四六頁
明治三九、一一、一、東控判決、下巻一三三六頁
明治三九、一一、一二、長崎控訴判決、下巻九七六頁
明治三九、一一、一二、東地判決、下巻一一六六頁
明治三九、一一、一七、大判、上巻一二四頁、三七八頁
明治三九、一二、一、大判、上巻一三六頁
明治三九、一二、三、刑大判、下巻一三六四頁
明治三九、一二、四、東地判決、上巻八三九頁
明治三九、一二、五、東控判決、上巻二五二頁
明治三九、一二、一一、大判、上巻三九一頁、四四三頁、下巻一四九〇頁

明治四〇、東地判決、下巻一六五七頁、一六八一頁

明治四〇、大判、下巻一六四九頁、一六六八頁、一六八二頁
明治四〇、東控判決、下巻一三〇八頁
明治四〇(明治三八(ネ)六五六號)東控判決、下巻九五二頁
明治四〇(ネ)二〇八號東控判決、上巻六九九頁
明治四〇(ワ)四二七號、東地判決、上巻四一二頁
明治四〇(ワ)一二九七號東地判決、下巻九二〇頁
明治四〇、二、大判、下巻一二四一頁
明治四〇、二、七、東控判決、上巻八四〇頁
明治四〇、二、一三、東控判決、上巻五五一頁
明治四〇、三、一一、大判、上巻二九二頁
明治四〇、三、一八、大控判決、上巻七一七頁、下巻九五〇頁、一〇五九頁
明治四〇、三、五、東控判決、下巻一五三四頁
明治四〇、三、二一、東地判決、上巻六九九頁
明治四〇、三、二五、大判、下巻一一七〇頁、一一七二頁
明治四〇、三、二七、大判、下巻一一四八頁
明治四〇、三、二九、東控判決、下巻一〇三五頁
明治四〇、四、五、大判、下巻一〇〇七頁
明治四〇、四、六、東地判決、上巻四〇六頁
明治四〇、四、七、東地判決、下巻一一八八頁
明治四〇、四、一九、神戸地方判決、上巻三九一頁
明治四〇、五、三、東地判決、下巻一一一〇頁
明治四〇、五、一五、東地判決、下巻一一一一頁
明治四〇、六、一、東控判決、下巻一一三五頁
明治四〇、六、一九、大判、下巻一一〇三頁
明治四〇、六、二五、大判、下巻九四四頁
明治四〇年、六、二六、大判、下巻一二五五頁
明治四〇、六、二九、東控判決、上巻三九一頁
明治四〇、七、二、大判、下巻九二三頁
明治四〇、七、一六、大地判決、上巻四七六頁、四八〇頁、下巻一一〇三頁
明治四〇、七、二四、宮城控訴判決、上巻二一一頁
明治四〇、一〇、大判、上巻二八〇頁
明治四〇、一〇、二一、大控判決、下巻一〇七七頁
明治四〇、一〇、二一、大判、下巻一五〇五頁
明治四〇、一〇、二三、大控判決、上巻四七六頁、四九六頁
明治四〇、一一、二、大判、上巻四一二頁、下巻一一五三頁
明治四〇、一一、一三、東控判決、下巻一一四三頁
明治四〇、一一、一八、大判、上巻八一九頁
明治四〇、一一、三〇、大控判決、下巻一一〇三頁
明治四〇、一二、一四、法曹會決議、下巻一五三二頁
明治四〇、一二、二六、長崎控訴判決、下巻八八八頁

明治四一、臺灣覆審判決、下巻一六八三頁

明治四一、大判、下巻一六四九頁、一六八三頁
明治四一、廣島控訴判決、下巻一一六七頁
明治四一、東地判決、下巻一六四九頁、一六五〇頁
明治四一(ネ)二一八號宮城控訴判決、下巻一〇七一頁
明治四一(ネ)四五二號東控判決、上巻六九九頁
明治四一(ワ)五一一號大地判決、上巻八〇六頁
明治四一(レ)三〇號浦和地方判決、上巻二七九頁
明治四一(ネ)四六號大控判決、上巻五九四頁
明治四一(ワ)一五七號東地判決、上巻四一三頁、下巻一一五三頁
明治四一(ワ)五一一號大地判決、上巻四三五頁
明治四一、一七、宮城控訴判決、下巻一一八頁
明治四一、二一、大判、下巻九四四頁、一〇七四頁
明治四一、二二、大地判決、上巻八四九頁
明治四一、二、一、東控判決、下巻一二八七頁
明治四一、二、六、名古屋控訴判決、上巻五九一頁
明治四一、二、一五、大判、上巻四一二頁、下巻一一五三頁
明治四一、二、一八、名古屋控訴判決、下巻九七六頁
明治四一、二、二一、大判、上巻二一〇頁

明治四一、二、二二、大判、上卷三九一頁
明治四一、三、一〇、大判、上卷三九一頁、四四二頁、四四三頁
明治四一、三、一二、刑大判、下卷一〇四五頁
明治四一、三、一三、東控判決、下卷一〇七八頁
明治四一、三、一八、大判、下卷一〇五四頁、一四四六頁
明治四一、四、一、大判、上卷四一九頁、六一一頁、六五五頁
明治四一、四、六、大判、下卷一〇一八頁、一〇七八頁
明治四一、四、一三、大判、下卷一三五八頁
明治四一、四、一四、東控決決、下卷一〇七一頁
明治四一、四、一八、名古屋控訴判判、上卷五三九頁
明治四一、四、二一、東控判決、下卷一五〇四頁
明治四一、四、二一、長野地方松本支部判決、上卷二七六頁
明治四一、四、二三、大判、上卷五三七頁、五四〇頁、五八二頁、五九二頁、六三七頁、七八四頁、下卷一三三六頁
明治四一、四、二七、刑大判、下卷一〇一九頁
明治四一、五、二五、大判、下卷一〇九三頁
明治四一、五、二五、廣島控訴判決、下卷一五三四頁
明治四一、六、四、大判、下卷九二三頁
明治四一、六、一六、宮城控訴判決、下卷一二〇九頁
明治四一、六、一七、大判、上卷五三七頁、五四〇頁、五九一頁
明治四一、六、三〇、名古屋控訴判決、上卷六五五頁、六九〇頁
明治四一、七、三、東地判決、上卷三七三頁
明治四一、七、八、大判、上卷三九頁、八八頁、下卷八九三頁

明治四一、一〇、一三、東地判決、上卷三七三頁
明治四一、一〇、一五、大控判決、下卷九七六頁、九八一頁
明治四一、一〇、二〇、東控判決、下卷一六二六頁
明治四一、一〇、二三、大判、下卷一三〇五頁
明治四一、一〇、二八、大判、下卷一三三五頁、一三三七頁
明治四一、一〇、二九、東控判決、上卷七三三頁
明治四一、一一、四、東地判決、六九九頁
明治四一、一一、二〇、大控判決、下卷一三〇九頁
明治四一、一一、二〇、大判、上卷八四九頁、上卷一〇〇七頁、一六二八頁
明治四一、一一、二一、大判、上卷五九三頁
明治四一、一一、二六、大判、下卷一〇七八頁
明治四一、一二、一、大判、下卷九九〇頁
明治四一、一二、一一、大控判決、下卷一四七七頁
明治四一、一二、二三、大判、下卷八八八頁

明治四二、長崎地方判決、下卷九五〇頁、一一一四頁、一六四九頁

明治四二、長崎控訴判決、上卷七三一頁
明治四二(ワ)九號大分地方豆田支部判決
明治四二(ネ)一〇六號長崎控訴判決、上卷七二三頁、七三〇頁
明治四二(ワ)一二四號長崎地方判決、下卷九七六頁
明治四二(ワ)一六五號鹿兒島地方判決、下卷八八八頁

明治四二(ネ)二六三號廣島控訴判決、上卷八五〇頁
明治四二(ネ)五八三號東控判決、下卷一二〇九頁
明治四二、大區判決、下卷一〇九七頁
明治四二(レ)八五號東地判決、下卷一二二九頁
明治四二(レ)一九九號大地判決、上卷六八一頁
明治四二(ワ)四三八號大地判決、上卷五四一頁
明治四二(ワ)一三五號長崎地方判決、上卷二七一頁
明治四二(オ)六二八號東控判法、上卷二〇九頁
明治四二(ツ)四〇一號大地判決、上卷三一〇頁
明治四二(ネ)五九五號東控判決、上卷四一二頁、下卷九五七頁
明治四二(ネ)四七〇號、東控判決、上卷七三〇頁
明治四二、一、二六、札幌地方判決、下卷一一三五頁
明治四二、一、二九、大控判決、下卷九八二頁
明治四二、一、三一、名古屋地方判決、下卷一〇二六頁
明治四二、二、九、大控判決、上卷七〇〇頁
明治四二、二、二六、大控判決、下卷九〇五頁、一四九〇頁
明治四二、三、三、東控判決、上卷七一七頁、七二四頁
明治四二、三、三、盛岡區判決、下卷一〇六六頁
明治四二、三、九、名古屋控訴判決、下卷一六二八頁
明治四二、三、一〇、關地判決、下卷一二六二頁
明治四二、三、一五、刑大判、下卷一二一一頁
明治四二、三、一七、東地判決、上卷三七二頁
明治四二、四、一、大判、上卷三七三頁

明治四二、四、二一、東地判決、下卷一五三六頁
明治四二、四、二七、東地判決、上卷三七二頁
明治四二、四、二一、東地判決、下卷一五三五頁
明治四二、四、二七、大判、下卷一三〇四頁、一三〇六頁
明治四二、五、一、東控判決、上卷五四一頁
明治四二、五、一〇、大控判決、下卷一〇七八頁
明治四二、五、一四、大判、上卷五三二頁、五七〇頁、下卷九一七頁、九一九頁、九二二頁、一五五六頁
明治四二、五、一九、大判、下卷九二三頁
明治四二、五、二八、大判、下卷一〇七一頁
明治四二、六、一四、東地判決、上卷七三三頁、七三六頁
明治四二、七、一、東控判決、下卷一一三五頁
明治四二、七、一、大控判決、下卷一一四三頁
明治四二、七、二、東控判決、上卷四七六頁、四七七頁
明治四二、七、三、大判、下卷一五三八頁、一五四八頁
明治四二、七、六、東控判決、下卷八九四頁
明治四二、七、七、東控判決、下卷一五五六頁
明治四二、七、一〇、東控判決、上卷六八一頁、下卷一六二六頁
明治四二、一〇、四、大判、下卷一〇七八頁
明治四二、一〇、九、法曹會決議、上卷二七一頁
明治四二、一〇、一二、東控判決、上卷八五〇頁
明治四二、一〇、一五、東地判決、下卷一〇五四頁
明治四二、一〇、一九、大判、上卷三九二頁、下卷一四九〇頁

明治四二、一〇、二二、東控判決、上卷六一一頁
明治四二、一〇、二五、東地判決、下卷一〇六八頁
明治四二、一〇、二九、大地判決、下卷九一五頁
明治四二、一一、六、大判下卷一〇七一頁
明治四二、一一、一三、東控判決、下卷八九四頁
明治四二、一一、二一、東控判法、上卷七八頁
明治四二、一一、二五、東控判決、上卷三九二頁
明治四二、一二、八、長崎區判決、下卷九七六頁
明治四二、一二、一〇、大判、上卷三〇一頁
明治四二、一二、一四、東控判決、下卷一三二五頁
明治四二、一二、一七、大判、下卷一〇九七頁
明治四二、一二、一四、大判、下卷一四四六頁
明治四三、名古屋地方判決、下卷一六八六頁
明治四三(ネ)一七六號廣島控訴判決、下卷八八八頁
明治四三(ワ)一七七號京都地方判決、上卷四一三頁、六五五頁
明治四三、大地判決(明治四二(ワ)五九五號)、上卷二八九頁
明治四三(ワ)八七號宇都宮地方判決、下卷一一九〇頁
明治四三(ネ)一一二號東地判決、上卷一三六頁
明治四三(レ)二五五號東地判決、下卷一一二五頁、一二四一頁
明治四三(ネ)二一〇號東控判決、下卷一一四〇頁
明治四三(ワ)一六號横濱地方判決、下卷一一八七頁
明治四三、年民控一一三號名古屋控訴判決、上卷六九九頁
明治四三東地判決(明治四二(ワ)九三二號)、上卷三七六頁
明治四三、一、二四、大地判決、上卷三九二頁
明治四三、二、二、大判、下卷一四四七頁、一五三八頁
明治四三、二、一〇、大判、上卷八五〇頁
明治四三、二、一四、大地判決、上卷二七一頁
明治四三、二、一四、東控判決、下卷一三〇九頁
明治四三、三、一二、東控判決、上卷四五九頁、下卷一〇七九頁
明治四三、三、一五、東控判決、下卷一五三六頁
明治四三、三、二二、東地判決、上卷三七二頁
明治四三、三、二三、東控判決、下卷一四二八頁、一六五七頁
明治四三、三、二九、名古屋控訴判決、下卷一五三五頁
明治四三、四、六、神戸地方判決、下卷九五三頁
明治四三、四、一三、東控判決、下卷一一四八頁
明治四三、四、一五、大判、下卷九五三頁
明治四三、五、六、大判、下卷一〇五九頁
明治四三、六、七、刑大判、下卷九六七頁
明治四三、六、一八、法曹會決議、下卷一二四八頁
明治四三、六、二〇、東控判決、下卷一〇一五頁
明治四三、六、三〇、東控判決、上卷三七六頁
明治四三、七、七、八、東控判決、下卷一二〇九頁
明治四三、八、二二、東控判決、上卷八五〇頁
明治四三、一〇、三、大判、下卷一〇三〇頁
明治四三、一〇、一二、長崎控訴判決、下卷八八四頁

明治四三、一〇、二〇、大判、下卷一〇五〇頁
明治四三、一〇、二二、大地判決、上卷八四七頁
明治四三、一〇、二二、東控判決、上卷六五五頁、下卷一三二九頁
明治四三、一〇、三一、大判、上卷三七六頁
明治四三、一一、一、東控判決、上卷二二三頁、五四一頁、六五六頁
明治四三、一一、五、東控判決、下卷九六七頁
明治四三、一一、一八、東控判決、上卷二七一頁
明治四三、一一、二五、大判、下卷一一八五頁
明治四三、一一、二六、東控判決、上卷二一一二頁、下卷九七一頁、一三二五頁
明治四三、一一、二八、大判、下卷八八八頁
明治四三、一二、七、東控判決、下卷九五三頁
明治四三、一二、九、大判、上卷二二六頁
明治四三、一二、一〇、大判、下卷一五三八頁
明治四三、一二、一九、大判、下卷一〇四四頁
明治四四、横濱地方判決、下卷一六五七頁
明治四四、大地判決、下卷一六五〇頁
明治四四、大判、下卷一六四九頁
明治四四、大控判決、下卷一六五〇頁
明治四四、横濱地方判決、上卷四七七頁
明治四四(ネ)三六八號東控判決、下卷一二二九頁、一四九〇頁
明治四四(ネ)三一號長崎控訴判決、下卷一一四八頁
明治四四(ネ)一〇四號東控判決、下卷一一四三頁
明治四四(ワ)四一九號大地判決、下卷一一四〇頁
明治四四(ワ)三七九號東地判決、上卷七三〇頁
明治四四(ワ)七三號青森地方判決、下卷九一五頁
明治四四(ワ)七四號大地判決、上卷八四七頁
明治四四(ワ)九三七號大地判決、下卷一一一四頁
明治四四(ネ)一三三號長崎控訴判決、下卷一五三〇頁
明治四四(ワ)一三六四號東地判決、下卷一三〇九頁、一三三七頁
明治四四(ハ)三四六四號東區判決、下卷一〇七一頁
明治四四(ワ)三七七號横濱地方判決、上卷四九七頁、五三七頁、六一一頁
明治四四(リ)四號青森地方弘前支部判決、上卷三九二頁
明治四四(ネ)九三號宮城控訴判決、上卷二一六頁
明治四四(ネ)一二七號東控判決、上卷四四九頁
明治四四(ネ)二八八號東控判決、上卷三七四頁
明治四四(レ)一一〇號前橋地方判決、下卷一五三八頁
明治四四(ワ)六〇六號大地判決、下卷一〇一三頁
明治四四(ワ)七六一號大地判決、下卷一四〇六頁、一四四七頁
明治四四、一、二四、刑大判、下卷九五五頁
明治四四、一、二四、東控判決、上卷三七八頁
明治四四、一、二五、東控判決、上卷四四九頁、四五六頁

明治四四、一、二五、大判、上卷五〇頁、四二〇頁、七七五頁、七七六頁
明治四四、二、一三、大判、下卷一〇五〇頁
明治四四、二、二一、大判、上卷六〇二頁
明治四四、二、二二、東控判決、上卷六七三頁
明治四四、二、二三、東控判決、下卷一〇七二頁
明治四四、二、二〇、大判、下卷一〇七九頁
明治四四、三、二四、東控判決、上卷五九一頁
明治四四、三、二五、大判、下卷一二二五頁
明治四四、四、一一、大判、下卷一二五五頁
明治四四、四、一七、刑大判、下卷一三〇二頁、一三〇五頁
明治四四、四、一八、東控判決、上卷三九二頁
明治四四、四、二〇、宮城控訴判決、下卷一三〇五頁
明治四四、四、二九、東控判決、上卷三九二頁
明治四四、五、四、東控判決、上卷三七八頁、三九二頁
明治四四、五、一〇、大判、下卷一五五六頁
明治四四、五、一六、東控判決、下卷一〇五四頁
明治四四、五、一六、大判、下卷一四九八頁
明治四四、六、八、大判、上卷八五〇頁
明治四四、六、一三、大判、上卷三一一頁、五三八頁、六三七頁
明治四四、六、一三、京都地方判決、上卷二二六頁
明治四四、六、一五、東控判決、下卷一一四八頁
明治四四、六、二〇、東控判決、下卷一〇一五頁
明治四四、七、八、東控判決、下卷一二一一頁
明治四四、七、一〇、東控判決、上卷三九三頁
明治四四、七、三〇、東控判決、上卷二六一頁
明治四四、九、二六、東控判決、上卷六五六頁、下卷一三〇九頁
明治四四、九、二八、東地判決、上卷一三六頁、四七七頁、四九六頁
明治四四、九、二八、東控判決、上卷三一四頁、四〇一頁
明治四四、九、二九、大判、下卷一〇〇〇頁、一〇〇七頁、一〇一九頁
明治四四、九、三〇、東控判決、下卷一二三九頁
明治四四、一〇、一〇、大判、下卷八七九頁
明治四四、一〇、一二、東控判決、上卷一九二頁
明治四四、一〇、三〇、東控判決、上卷三〇六頁
明治四四、一一、一、大判、下卷一一三五頁
明治四四、一一、四、東控判決、上卷六五六頁
明治四四、一一、一四、東地判決、上卷一一一頁
明治四四、一一、一四、大判、上卷四〇六頁
明治四四、一一、一五、横濱地方判決、上卷四八七頁
明治四四、一一、一七、東控判決、上卷六四五頁
明治四四、一一、一八、東地判決、上卷一六〇頁
明治四四、一一、二七、東控判決、下卷一五四八頁
明治四四、一一、二九、東控判決、下卷一二二九頁
明治四四、一二、一、大判、上卷七八頁、二五〇頁
明治四五、一、一六、大判、下卷一三八七頁
明治四五、二、一、大判、上卷九五〇頁

明治四四、一二、四、東地判決、上卷二七八頁
明治四四、一二、一一、大判、上卷五八七頁、五九四頁、七四〇頁
明治四四、一二、一二、東控判決、下卷一二九六頁
明治四四、一二、一三、大判、下卷一〇九七頁
明治四四、一二、一六、一一、一四三頁
明治四四、一二、一九、一五五六頁
明治四四、一二、二五、東控判決、上卷一三六頁
明治四四、一二、二六、大判、上卷七七頁
明治四五、東控判決、下卷八九四頁、一〇一五頁、一六八三頁
明治四五、東地判決、上卷一六〇頁、七三四頁、下卷一六八三頁
明治四五(ネ)二三號東控判決、上卷七七四頁
明治四五(ワ)五一三號大地判決、上卷二六八頁
明治四五、一、一八、長崎控訴判決、上卷三九三頁
明治四五、一、二四、東控判決、上卷七〇〇頁
明治四五、一、二五、大判、上卷九三頁、一〇〇頁、一〇二頁
明治四五、一、二六、大判、下卷一一八二頁
明治四五、四、東地判決、下卷一二二四頁
明治四五、二、九、大判、上卷三三二頁、三三三頁、三三九頁、三四〇頁
明治四五、二、一六、大判、下卷一三八七頁
明治四五、二、二一、大判、下卷九五〇頁
明治四五、二、二七、東控判決、下卷一三〇五頁
明治四五、三、四、大控判決、下卷一一六七頁
明治四五、三、七、東控判決、上卷三七四頁
明治四五、三、九、東地判決、下卷一一二八頁
明治四五、三、一九、大判、下卷、一一四三頁
明治四五、三、二三、大判(民聯)、下卷一〇〇八頁、一一七八頁
明治四五、三、二七、東控判決、下卷一〇七三頁
明治四五、三、三〇、東地判決、下卷一〇七九頁
明治四五、三、三〇、東控判決、下卷一二一一頁
明治四五、四、二〇、東控判決、下卷九八二頁
明治四五、五、四、大判、上卷二二六頁
明治四五、五、二〇、東地判決、下卷八九二頁、九〇五頁
明治四五、五、二九、大判、上卷九三頁、一五七頁
明治四五、六、三、東地判決、下卷九六一頁
明治四五、六、六、東控判決、上卷七〇〇頁
明治四五、六、一五、大判、下卷一四八七頁、一四八八頁
明治四五、六、二五、大判、下卷一二七三頁
明治四五、六、二七、東控判決、上卷八五一頁
明治四五、六、一五、大判、下卷一四八六頁
明治四五、六、二八、東地判決、上卷七一七頁、七三四頁
明治四五、七、二、東控判決、上卷四五九頁、四七七頁、四九七頁
明治四五、七、三、大判、上卷七六二頁

明治四五、七、四、東控判決、上卷九三頁、一〇〇頁、一〇三頁
明治四五、七、九、東控判決、上卷三三二頁、下卷一四七八頁
明治四五、七、二三、東控判決、上卷二一〇頁
明治四五、七、二四、東地判決、上卷四四頁、一九七頁、二一九頁

大正元、東地判決、上卷一四二頁

大正元、大地判決、下卷一六四九頁
大正元、橫濱地方判決(明治四四(ワ)三七七號)、上卷一二四頁、二二六頁、四二〇頁
大正元(ネ)一六三號廣島控訴判決、上卷七〇一頁
大正元(ワ)七四六號大地判決、上卷一〇八頁
大正元(ワ)二五六號橫濱地方判決、下卷一一四三頁
大正元、大地判決(明治四四(ワ)八三四號)、上卷一三四頁
大正元、八、五、大判、上卷二一六頁
大正元、九、一七、東控判決、下卷一〇一九頁、一〇二〇頁
大正元、一〇、四、大判、上卷八四頁
大正元、一〇、四、東控判決、上卷七一七頁
大正元、一〇、五、東控判決、上卷七一三頁
大正元、一〇、九、函館地方判決、上卷八一四頁、八二六頁、下卷一一八七頁、一一八八頁、一六二八頁
大正元、一〇、一九、法曹會決議、上卷七八頁
大正元、一〇、一九、東控判決、下卷一一八五頁
大正元、一〇、二五、東控刑判決、下卷一一一八頁
大正元、一一、一五、東地判決、上卷三九三頁
大正元、一一、二八、大判、下卷一五三八頁
大正元、一二、一一、大判、下卷一一四頁、一五〇八頁
大正元、一二、六、和歌山地方田邊支部判決、上卷七〇一頁
大正元、一二、一一、大判、下卷一六二九頁
大正元、一二、一六、大判、下卷一〇六七頁
大正元、一二、二〇、大判、上卷五四一頁、五六八頁
大正元、一二、二一、東控判決、下卷一〇四七頁、一六二六頁

大正二、長崎控訴判決、下卷一六八〇頁

大正二、大地判決、下卷一六四九頁
大正二、大控判決、上卷四七七頁
大正二(ワ)二九號千葉地方判決、下卷一〇九四頁
大正二(通)二二號名古屋地方判決、上卷二三五頁
大正二(ワ)八〇號仙臺地方判決、下卷一〇七九頁
大正二(民控)一九八號名古屋地方判決、上卷三一八頁
大正二(ネ)五一五號大控判決、上卷四八〇頁、下卷一四九八頁
大正二(ワ)九〇六號大地判決、下卷九八二頁
大正二(ワ)五六號和歌山地方判決、上卷七八頁
大正二(ワ)二四二號京都地方判決、上卷八七頁
大正二、一、一四、長野地方松本支部判決、下卷一〇六二頁
大正二、一、一四、大控判決、下卷一一一四頁、一四一〇頁

大正二、一、二二、大判、下卷一五四九頁
大正二、一、二三、東控判決、下卷一二八七頁
大正二、一、二四、大判、上卷二八七頁
大正二、二、一、東控判決、下卷一五三八頁
大正二、二、五、大判、下卷一一九八頁
大正二、二、一九、大判、上卷三九三頁
大正二、二、二〇、東控判決、上卷四七七頁、四八〇頁、六五六頁、七五〇頁
大正二、三、一、東地判決、下卷一〇五四頁、一三七九頁
大正二、三、八、東控判決、下卷一一一八頁
大正二、三、八、大判、上卷九三頁、九五頁、一〇一頁、一〇三頁、一〇四頁
大正二、三、一三、東控判決、上卷一四七頁、三九三頁
大正二、三、一八、大地判決、上卷二六五頁
大正二、三、二六、刑大判、下卷一三〇五頁
大正二、三、二七、大判、下卷一五三九頁
大正二、三、三一、東地判決、下卷一二二五頁
大正二、四、二、大判、下卷一一一八頁
大正二、四、一九、東控判決、下卷九四五頁
大正二、四、二二、函館地方判決、下卷一〇一五頁
大正二、四、二六、東地判決、上卷三七六頁
大正二、四、二六、大判、下卷一〇一八頁、一一二八頁
大正二、五、三、大控判決、下卷一一〇二頁
大正二、五、三、東地判決、上卷七〇一頁
大正二、五、一二、大判、上卷八一五頁、八二六頁、下卷一六二九頁
大正二、六、二五、二八、大判、下卷九一九頁
大正二、六、九、大判、上卷六八六頁
大正二、六、一二、大判、下卷一一四四頁
大正二、六、一六、東控判決、下卷九九〇頁
大正二、六、一八、東控判決、下卷一三八七頁
大正二、六、一九、大判、上卷三九三頁、四四二頁、四四三頁、七〇一頁、七〇二頁
大正二、六、二四、東控判決、下卷一三〇九頁
大正二、六、二八、東地判決、下卷一〇〇〇頁
大正二、六、三〇、東地判決、上卷八一五頁
大正二、七、九、東地判決、上卷八五一頁
大正二、七、一〇、大判、上卷五四二頁、五七一頁
大正二、七、一六、大決、上卷六七四頁
大正二、七、二八、東地判決、上卷四四九頁
大正二、九、四、東控判決、上卷三七六頁
大正二、九、一五、東地判決、上卷八〇頁、二五七頁
大正二、九、二二、刑大判、下卷一二一一頁
大正二、九、二五、東地判決、下卷一三八七頁
大正二、九、二六、東控判決、下卷一二八二頁、一二九一頁
大正二、一〇、一〇、大判、下卷一〇九七頁

大正二、一〇、一〇、東地判決、上卷七六二頁
大正二、一〇、二〇、大判、下卷一〇三四頁、一三〇九頁、一三七〇頁
大正二、一一、一〇、刑大判、下卷一〇五〇頁
大正二、一一、一一、東控判決、下卷九八二頁
大正二、一一、一二、東控判決、下卷一六二九頁
大正二、一一、一五、大判、上卷四一三頁、下卷一〇一五頁
大正二、一一、一五、東控判決、下卷一〇四〇頁
大正二、一一、一五、大判、下卷一一一頁、一一五三頁
大正二、一一、二四、大判、上卷六四七頁、七一七頁
大正二、一二、四、大判、上卷六一二頁、六三八頁
大正二、一二、一五、東地判決、上卷五七四頁
大正二、一二、一八、東地判決、下卷一三七三頁
大正二、一二、二〇、大判、下卷一一四〇頁、一一八五頁
大正二、一二、二二、大判、上卷四四二頁、四四三頁、四五六頁、七〇二頁
大正二、一二、二三、東地判決、下卷一四九八頁
大正二、一二、二五、東地判決、上卷一一九頁
大正三、奈良地方判決、下卷一六五〇頁
大正三、仙臺地方判決、下卷一六四九頁
大正三、長崎控訴判決、下卷一六五七頁
大正三(オ)二號樺太地方判決、上卷七〇二頁
大正三、四、一一、刑大判、上卷五五一頁、五六九頁、下卷一〇六六頁、一三七三頁
大正三、五、二、刑大判、下卷九七二頁
大正三、五、五、東控判決、下卷八八八頁
大正三、五、一四、東地判決、下卷一二二〇頁
大正三、五、一六、東地判決、下卷一一四四頁
大正三、五、二三、東控判決、上卷六一二頁
大正三、五、三〇、大判、下卷一三一〇頁
大正三、六、五、東控判決、上卷七八〇頁
大正三、六、九、東控判決、上卷二四六頁
大正三、六、二四、大判、下卷一〇五一頁
大正三、六、二九、東控判決、下卷一〇九四頁
大正三、七、二、判決、下卷一〇八〇頁
大正三、七、一〇、大判、下卷九八二頁
大正三、七、一五、大地判決、上卷七三四頁
大正三、七、一七、長野區判決、下卷九六四頁
大正三、九、二二、大判、下卷九六四頁
大正三、一〇、二、東地判決、上卷八二一頁
大正三、一〇、一九、大判、上卷三九四頁、四〇〇頁
大正三、一〇、二九、大判、下卷一〇〇一頁
大正三、一一、大控判決、下卷一四九九頁
大正三、一一、六、東地判決、上卷五一頁、二二七頁
大正三、一一、九、大控判決、上卷一一六頁、下卷九四五頁
大正三、一一、九、水戸地方判決、上卷五九一頁
大正三、一一、九、東控判決、下卷一五三九頁
大正三、一一、一七、東控判決、下卷一一〇二頁
大正三、一一、二五、東地判決、下卷九〇九頁、一二三六頁
大正三、一二、一、大判、上卷七五一頁
大正三、一二、八、大判、下卷一二九一頁、一二九二頁
大正三、一二、九、東地判決、上卷三七四頁
大正三、一二、一四、東地判決、上卷二一四頁
大正三、一二、一五、東地判決、上卷五七四頁
大正三、一二、二五、大判、下卷一〇一八頁、一一七二頁
大正三、六、二四、大判、下卷一四九六頁
大正三、八、一五、東地判決、下卷一二三一頁
大正三、一〇、一四、大判、下卷一五二九頁
大正三、一〇、二七、大判、下卷一五一三頁
大正三、七、二五、東控判決、下卷一二二五頁
大正三、一〇、二、東地判決、下卷一二三八頁
大正三、一一、九、大控判決、下卷一四四七頁
大正三、一一、二五、東地判決、下卷一二七六頁
大正三、一二、八、大判、下卷一二九二頁、一二九四頁
大正三、一二、一五、東地判決、下卷一三三八頁
大正三(ネ)五二號大控判決、下卷一〇八〇號
大正三(ワ)四一號佐賀地方判決、下卷一〇七〇頁、一一一五頁
大正三(ネ)三三六號大控判決、下卷一〇六八頁
大正三(ワ)一一號京都地方判決、下卷一四九九頁
大正三(ネ)五二號大控判決、上卷三四五頁、七九六頁
大正三(ワ)一二號大地判決、上卷二六六頁
大正三(ワ)三〇號大地判決、上卷四三八頁、四四〇頁
大正三(ワ)五三七號大地判決、上卷二五一頁、二五六頁、二五七頁
大正三(通)五號名古屋地方判決、上卷二六七頁
大正三(レ)九七號東地判決、上卷三九四頁
大正三、一、二〇、大判、上卷七一三頁
大正三、一、二四、東控判決、下卷一〇〇一頁
大正三、一、二八、東地判決、上卷二一九頁
大正三、一、三〇、東地判決、上卷二二六頁
大正三、二、四、東控判決、上卷三九四頁
大正三、二、六、大判、上卷三七九頁
大正三、二、二六、東控判決、上卷八〇六頁
大正三、三、二、刑大判、下卷一三〇二頁、一三〇七頁
大正三、三、五、大判、上卷一八三頁、三五〇頁
大正三、三、一二、大判、上卷三八七頁、三九四頁
大正三、三、二七、大判、下卷一五三八頁
大正三、四、二、東控判決、上卷六一二頁

大正三、四、一一、刑大判、上卷五五一頁、五六九頁、下卷一〇六六頁、一三七三頁
大正三、五、二、刑大判、下卷九七二頁
大正三、五、五、東控判決、下卷八八八頁
大正三、五、一四、東地判決、下卷一二二〇頁
大正三、五、一六、東地判決、下卷一一四四頁
大正三、五、二三、東控判決、上卷六一二頁
大正三、五、三〇、大判、下卷一三一〇頁
大正三、六、五、東控判決、上卷七八〇頁
大正三、六、九、東控判決、上卷二四六頁
大正三、六、二四、大判、下卷一〇五一頁
大正三、六、二九、東控判決、下卷一〇九四頁
大正三、七、二、判決、下卷一〇八〇頁
大正三、七、一〇、大判、下卷九八二頁
大正三、七、一五、大地判決、上卷七三四頁
大正三、七、一七、長野區判決、下卷九六四頁
大正三、九、二二、大判、下卷九六四頁
大正三、一〇、二、東地判決、上卷八二一頁
大正三、一〇、一九、大判、上卷三九四頁、四〇〇頁
大正三、一〇、二九、大判、下卷一〇〇一頁
大正三、一一、大控判決、下卷一四九九頁
大正三、一一、六、東地判決、上卷五一頁、二二七頁
大正三、一一、九、大控判決、上卷一一六頁、下卷九四五頁
大正三、一一、九、水戸地方判決、上卷五九一頁
大正三、一一、九、東控判決、下卷一五三九頁
大正三、一一、一七、東控判決、下卷一一〇二頁
大正三、一一、二五、東地判決、下卷九〇九頁、一二三六頁
大正三、一二、一、大判、上卷七五一頁
大正三、一二、八、大判、下卷一二九一頁、一二九二頁
大正三、一二、九、東地判決、上卷三七四頁
大正三、一二、一四、東地判決、上卷二一四頁
大正三、一二、一五、東地判決、上卷五七四頁
大正三、一二、二五、大判、下卷一〇一八頁、一一七二頁
大正三、六、二四、大判、下卷一四九六頁
大正三、八、一五、東地判決、下卷一二三一頁
大正三、一〇、一四、大判、下卷一五二九頁
大正三、一〇、二七、大判、下卷一五一三頁
大正三、七、二五、東控判決、下卷一二二五頁
大正三、一〇、二、東地判決、下卷一二三八頁
大正三、一一、九、大控判決、下卷一四四七頁
大正三、一一、二五、東地判決、下卷一二七六頁
大正三、一二、八、大判、下卷一二九二頁、一二九四頁
大正三、一二、一五、東地判決、下卷一三三八頁
大正四、東地判決、下卷一六八一頁
大正四年(ネ)二六號東控判決、下卷九一五頁

大正四年(ネ)二八四號大地判決、下卷一三一〇頁
大正四年(ハ)四二九四號、大區決、下卷一二七四頁
大正四年(ハ)一二五三號大區判決、下卷八八八頁
大正四、一、二八、東控判決、下卷一〇五四頁
大正四、一二、六、大判、下卷一六四三頁
大正四、一、二九、大控判決、下卷八九五頁
大正四、二、三、東地判決、上卷四七七頁、四九七頁
大正四、二、八、大判、下卷一〇八〇頁
大正四、二、七、大判、上卷二五一頁、二五六頁
大正四、二、八、大判、下卷一二〇九頁、一二一〇頁
大正四、二、一三、東地判決、上卷一二一頁
大正四、二、一九、大判、上卷三七七頁
大正四、二、二二、東控判決、下卷一三二九頁
大正四、三、八、東控判決、下卷一〇二〇頁
大正四、三、一一、東地判決、下卷一一四〇頁、一一四四頁
大正四、三、一七、大判、上卷一一七頁
大正四、三、二四、大判、上卷三七七頁、下卷一一七二頁
大正四、三、二四、東控判決、下卷一一四〇頁
大正四、三、二四、大判、下卷一一七〇頁
大正四、三、二五、東地判決、下卷一二一二頁
大正四、四、一、東控判決、上卷四〇一頁
大正四、四、一二、東控判決、下卷一一六七頁、一五五六頁、一五六〇頁
大正四、四、二二、東控判決、下卷九七一頁、一〇三〇頁
大正四、四、二七、大判、下卷一一〇四頁
大正四、五、六、大判、上卷三九四頁
大正四、五、一二、大判、上卷三二七頁、下卷一一三五頁、一一六六頁、一一六七頁
大正四、五、一三、東控判決、上卷七〇二頁
大正四、五、一七、大判、上卷三七八頁
大正四、五、一九、大判、下卷一三〇五頁、一三〇七頁
大正四、五、二二、東區判決、上卷三六八頁
大正四、五、二四、大判、上卷六一二頁
大正四、五、二九、大判、上卷四三〇頁、下卷一二五二頁
大正四、六、二、大控判決、上卷四三〇頁
大正四、六、一一、大判、上卷八五一頁
大正四、六、一二、大判、下卷一六三〇頁
大正四、六、一五、大判、下卷一三四六頁、一三五四頁
大正四、六、二四、大判、上卷六四六頁
大正四、七、七、大判、下卷一〇八〇頁
大正四、七、一三、大判、上卷三四五頁
大正四、九、八、東地判決、上卷八〇六頁、一四二九頁
大正四、九、二五、東地判決、上卷六一三頁
大正四、一〇、二、大判、下卷一四四七頁
大正四、一〇、六、大判、上卷二六七頁、二九七頁、二九八頁
大正四、一〇、七、東控判決、下卷一二七八頁

大正四、一〇、一三、大判、下卷一三一〇頁、一三五四頁
大正四、一〇、一九、大邸覆審法院判決、上卷八二一頁
大正四、一〇、二〇、大判、下卷一一四九頁、一一七一頁
大正四、一〇、二〇、東控判決、下卷一二六〇頁
大正四、一〇、二八、東地判決、上卷二五二頁
大正四、一一、一二、東地判決、上卷一九七頁
大正四、一一、一八、東控判決、上卷五五二頁、下卷一三三八頁、一四九七頁
大正四、一一、二〇、大判、上卷一七三頁
大正四、一一、二六、東控判決、下卷一〇八〇頁
大正四、一一、二四、大判、上卷三四一頁
大正四、一一、二九、刑大判、下卷一〇二〇頁頁、一〇五一頁
大正四、一二、一、大判、上卷三七九頁、下卷一二二二頁
大正四、一二、四、大判、上卷一一五頁
大正四、一二、一〇、東地判決、上卷七〇三頁、下卷一三三八頁、一四五八頁、一四九九頁
大正四、一二、一八、法曹會決議、下卷一四九三頁
大正四、一二、一五、唐津區判決、下卷一〇二七頁、一〇三〇頁
大正四、一二、二一、東地判決、上卷二五一頁、二五六頁
大正四、一二、二八、大判下卷八七九頁、一〇二五頁
大正四、一二、二四、大控判決、上卷三四五頁
大正四、一二、二七、東地判決、上卷三三頁
大正四、一二、二八、東地判決、上卷二〇九頁、下卷八七九頁
大正四、一二、二八、大判、上卷二四六頁
大正四、一二、二八、東控判決、上卷四〇六頁
大正五、大判、下卷一六八四頁
大正五、大控判決、下卷一六八六頁
大正五、名古屋控訴判決、上卷七八〇頁、下卷一六四九頁
大正五、長崎地方判決、下卷一六八三頁
大正五、一、二〇、大判、下卷九六九頁、九七〇頁、一〇二〇頁、一一一五頁、一一六〇頁
大正五、一、二六、刑大判、下卷一三一〇頁
大正五、一、二九、大判、下卷一一七七頁
大正五、一、二四、東地判決、上卷二五四頁
大正五、一、二六、大判、上卷三八九頁
大正五、一、二九、東控判決、上卷二八九頁
大正五、二、七、東地判決、下卷九八三頁
大正五、二、九、大判、上卷五九五頁、下卷一六九六頁
大正五、二、一四、東地判決、下卷九四五頁、一三一〇頁
大正五、二、一五、大判、下卷一二五二頁、一二六〇頁
大正五、二、一五、東控判決、下卷一〇二五頁
大正五、二、一六、大判、下卷九七六頁
大正五、二、一七、東控判決、下卷一〇五一頁
大正五、二、二八、東控判決、下卷一〇三一頁、一〇三五頁
大正五、二、二八、大判、下卷一四一〇頁

大正正、三、一、大地判決、下巻一六四五頁
大正五、三、二、東區判決、上巻三六九頁
大正五、二、四、東控判決、下巻一四九九頁
大正五、三、七、東地判決、上巻二二七頁
大正五、三、七、大判、上巻六七四頁
大正五、三、一五、大判、上巻八一頁
大正五、三、二三、東控判決、下巻一一六九頁
大正五、三、二三、大判、上巻四二〇頁、七七五頁、七七六頁
大正五、三、二四、東控判決、下巻一〇二五頁
大正五、三、二五、東地判決、下巻一二二三頁
大正五、三、二七、東控判決、上巻四七七頁、四八〇頁、下巻一〇七三頁
大正五、三、二九、東地判決、下巻八七八頁、九四五頁
大正五、三、三一、東地判決、上巻七一三頁
大正五、四、一、東控判決、上巻七〇三頁
大正五、四、一、大判、上巻三四一頁
大正五、四、一、玉島區判決、下巻一四九九頁
大正五、四、六、大地判決、下巻一六四三頁、一六四五頁
大正五、四、一一、大判、上巻四〇頁
大正五、四、二一、八王子區判決、上巻一三七頁
大正五、四、二四、東地判決、下巻八七九頁
大正五、四、二六、大判、上巻七三四頁、七三六頁
大正五、四、二八、東地判決、下巻一〇八〇頁、一二二九頁
大正五、四、二九、大判、上巻、三四二頁、三四六頁
大正五、五、一三、大判、下巻一一一一頁
大正五、五、一五、東控判決、上巻五五二頁
大正五、五、一五、東地判決、上巻三九四頁
大正五、五、二二、大判、上巻二九四頁、二九五頁
大正五、五、二三、東地判決、上巻二六五頁
大正五、五、二五、大判、上巻二九〇頁
大正五、五、二六、東地判決、上巻一六四頁
大正五、五、二七、大判、上巻三六九頁
大正五、五、三〇、大判、上巻五七一頁、六三九頁
大正五、五、三〇、東控判決、上巻七四〇頁
大正五、五、三一、東地判決、下巻一〇四三頁、一三二五頁
大正五、六、三、大控判決、下巻一一一五頁
大正五、六、五、札幌地方小樽支部判決、上巻七〇三頁
大正五、六、七、大判、下巻一四二〇頁、一六五七頁
大正五、六、九、大控判決、下巻一〇六六頁
大正五、六、二一、東地判決、下巻一一七四頁
大正五、六、二九、東地判決、上巻一四二頁
大正五、七、一、大判、上巻六五七頁、八〇五頁
大正五、七、五、大判、下巻一四九九頁
大正五、七、五、大判、上巻三四五頁
大正五、七、一〇、大判、上巻一〇九〇頁
大正五、七、一〇、大判、上巻二九〇頁、二九四頁
大正五、七、一〇、東地判決、上巻二二七頁
大正五、七、一〇、大判、上巻六七四頁
大正五、七、一〇、甲府地方判決、下巻九六七頁、一三〇二頁、一三〇六頁、一四二五頁
大正五、七、一〇、大判、上巻、三四二頁、三四六頁
大正五、七、一三、大判、下巻一一一一頁
大正五、七、一五、東地判決、上巻五五二頁
大正五、七、一五、東地判決、上巻三九四頁
大正五、七、二二、大判、上巻二九四頁、二九五頁
大正五、七、二三、東地判決、上巻二六五頁
大正五、七、二五、大判、上巻二九〇頁
大正五、七、二六、東地判決、上巻一六四頁
大正五、七、二七、大判、上巻三六九頁
大正五、七、三〇、大判、上巻五七一頁、六三九頁
大正五、七、三〇、東控判決、上巻七四〇頁
大正五、八、三一、東地判決、下巻一〇四三頁、一三二五頁
大正五、八、三、大控判決、下巻一一一五頁
大正五、八、五、札幌地方小樽支部判決、上巻七〇三頁
大正五、八、七、大判、下巻一四二〇頁、一六五七頁
大正五、八、九、大控判決、下巻一〇六六頁
大正五、八、二一、東地判決、下巻一一七四頁

大正五、八、二三、大判、上巻三四一頁
大正五、八、二六、大控判決、上巻三八一頁
大正五、八、二九、東地判決、上巻五四二頁
大正五、八、三〇、朝高判決、下巻一一九八頁
大正五、八、一、大判、下巻一〇八一頁
大正五、八、五、大判、上巻四五〇頁
大正五、八、五、長崎地方判決、下巻一三一〇頁
大正五、八、八、松山地方判決、下巻一〇四〇頁
大正五、八、八、東地判決、下巻一四九九頁
大正五、八、一五、大判、下巻一三〇二頁
大正五、八、一八、大判、下巻八七八頁、一五〇一頁
大正五、八、一九、大地判決、下巻一二七六頁
大正五、八、二〇、大地判決、上巻四七七頁、四九七頁
大正五、八、二一、東地判決、下巻一四四八頁
大正五、八、二七、大判、下巻一三五〇頁
大正五、八、二九、東控判決、下巻一〇六七頁
大正五、八、二、東控判決、上巻三八一頁
大正五、八、四、東控判決、下巻一一七一頁
大正五、八、一〇、大判、上巻六〇一頁
大正五、八、一二、大判、下巻一四九四頁
大正五、八、一四、東地判決、下巻一三七九頁
大正五、八、一三、大判、上巻四〇八頁
大正五、八、一六、大區判決、上巻六五七頁
大正五、九、二〇、大地判決、上巻一五三頁、一九二頁
大正五、九、二一、東控判決、下巻一二二八頁
大正五、九、二五、大區判決、上巻六五七頁、八五一頁
大正五、九、二八、大控判決、下巻一一三六頁
大正五、一〇、四、東地判決、上巻二一八九頁
大正五、一〇、七、大判、上巻六七五頁
大正五、一〇、一二、東控判決、上巻三九五頁
大正五、一〇、一三、東地判決、下巻九二〇頁
大正五、一〇、一六、東地判決、下巻九一五頁
大正五、一〇、二〇、大判、下巻一一五頁
大正五、一〇、二三、名古屋地方判決、上巻三七七頁
大正五、一〇、二五、東地判決、下巻一〇〇一頁
大正五、一〇、二五、名古屋控訴判決、下巻一一九八頁
大正五、一〇、二六、東區判決、上巻八〇頁、二七一頁
大正五、一〇、二七、大判、下巻一四四八頁
大正五、一〇、二八、大地判決、下巻一〇八一頁
大正五、一〇、三〇、東地判決、上巻二五一頁
大正五、一〇、三〇、山口地方下關支部判決、下巻一〇八一頁
大正五、一一、一五、大地判決、下巻一二三三頁
大正五、一一、一七、刑大判、下巻一四四八頁、一四七一頁
大正五、一一、二七、大判、上巻五五二頁、五六七頁、五六九頁、五七二頁、六一三頁、六四〇頁、下巻一二七一頁
大正五、一一、三〇、大地判決、上巻六一四頁
大正五、一二、三、長崎控訴判決、上巻九三頁、一〇〇頁、一〇

四頁
大正五、一二、七、大控判決、上卷一二四頁、一二八頁、三八一頁、下卷一四四八頁
大正五、一二、一二、神戸地方判決、下卷一五三三頁
大正六、大判、下卷一六八四頁、一六八七頁
大正六、東控判決、下卷一六四三頁
大正六(ワ)八六三號東地判決、下卷一一四〇頁
大正六(ネ)二三五號大控判決、上卷五五二頁
大正六、一、一二、東控判決、下卷一〇八一頁
大正六、一、二六、大判、上卷三八一頁
大正六、一、二七、東控判決、下卷一四四八頁、一四五八頁
大正六、一、二九、山口區判決、下卷一二五二頁
大正六、一、三〇、東控判決、下卷一〇二六頁
大正六、一、二七、東控判決、上卷七九七頁、下卷一六三〇頁
大正六、一、三〇、東控判決、上卷六五七頁
大正六、二、一四、大判、下卷一〇七二頁
大正六、二、二一、東控判決、下卷一三一一頁
大正六、二、二二、盛岡地方判決、下卷一五〇六頁
大正六、二、二六、東控判決、上卷四〇七頁
大正六、二、二八、大判、下卷八八四頁
大正六、三、五、大判、下卷一四八七頁、一四九四頁、一四九五頁
大正六、三、七、大判、上卷一一五頁、五五三頁、五八〇頁、六一三頁、六一五頁、六四一頁、六七五頁、下卷一二八六頁
大正六、三、八、山口地方判決、下卷一五〇〇頁
大正六、三、一三、長野地方判決、下卷一一四一頁
大正六、三、二三、東控判決、下卷一一一五頁
大正六、三、八、山口地方判決、下卷一〇五一頁
大正六、三、二六、大地判決、下卷一三三八頁
大正六、四、一六、大判、上卷一六四頁、一七四頁、下卷九一五頁、一五二九頁、一五三九頁、一五四五頁
大正六、四、一九、大判、上卷六一三頁、六一五頁
大正六、四、二八、長崎控訴判決、下卷一四四八頁
大正六、四、三〇、大判、下卷一一六六頁
大正六、五、一四、名古屋地方判決、下卷一三七九頁
大正六、五、一五、大控判決、上卷三四六頁、下卷一〇八一頁
大正六、五、一六、大判、上卷二七七頁、六一五頁
大正六、五、二二、大地判決、上卷六一三頁、七〇三頁
大正六、五、二三、大判、上卷八二九頁
大正六、五、二五、大控判決、下卷一三一一頁
大正六、五、二六、大判、下卷一二三九頁、一四九二頁
大正六、五、三〇、大地判決、上卷五五三頁
大正六、六、四、東控判決、上卷七九七頁、下卷一六三一頁
大正六、六、四、大判、下卷一二〇九頁、一二一〇頁
大正六、六、七、大判、上卷六五六頁
大正六、六、九、四、大地判決、下卷八八九頁、一四二〇頁、一五三四頁
大正六、六、一四、横濱地方判決、上卷七二四頁、下卷一二八二頁
大正六、六、一六、東控判決、上卷三九五頁
大正六、六、一六、大判、上卷八八頁、一二一頁、一四三頁、下卷八九五頁
大正六、六、一八、大地判決、上卷三一〇頁、四七七頁、四八〇頁、下卷一二九八頁
大正六、六、二六、東地判決、上卷七三四頁、下卷一三二六頁
大正六、六、二七、大判、上卷四一二頁、四二一頁、四九一頁、五一〇頁、六〇九頁
大正六、六、二八、東控判決、上卷七九七頁、下卷一六三一頁
大正六、六、二八、刑大判、下卷一三一一頁
大正六、六、三〇、東控判決、上卷八三〇頁
大正六、七、二、大判、上卷三八一頁
大正六、七、一〇、大判、上卷四七七頁、四八一頁、七八五頁
大正六、七、一九、大地判決、上卷一六四頁
大正六、七、二〇、大地判決、下卷一二一〇頁
大正六、七、二一、大判、下卷一〇七二頁
大正六、八、大判、下卷一五五六頁
大正六、八、二二、大判、下卷一〇七三頁
大正六、八、二四、大判、下卷一五〇六頁
大正六、九、四、大地判決、下卷八八九頁、一四二〇頁、一五三四頁
大正六、九、一〇、大區決定、上卷六〇一頁
大正六、九、一三、東地判決、下卷一四四八頁
大正六、九、一八、大地判決、上卷五四二頁
大正六、九、二二、東控判決、上卷七〇三頁
大正六、九、二二、大地判決、上卷一三七頁
大正六、九、二二、大判、下卷九九四頁、一〇二六頁
大正六、九、二六、大判、下卷一〇九八頁
大正六、九、二八、神戸地方判決、下卷一二一二頁
大正六、九、二九、大控判決、下卷一三一二頁
大正六、一〇、四、大判、下卷八八二頁
大正六、一〇、九、大控判決、下卷一三一二頁
大正六、一〇、一二、大地判決、上卷七四七頁、下卷一二九二頁
大正六、一〇、二〇、大判、上卷三六六頁、下卷一〇一六頁、一〇二〇頁
大正六、一〇、二七、大判、上卷六一六頁、下卷八八三頁、九二三頁、九四五頁、一二三一頁
大正六、一一、二、宇和島區判決、上卷六一六頁
大正六、一一、七、大控判決、下卷一〇八二頁
大正六、一一、八、大判、上卷七五一頁、七六七頁
大正六、一一、九、大地判決、下卷一四四九頁
大正六、一一、一〇、大判、上卷五四二頁、五七〇頁、五八八頁、五九五頁、六〇二頁
大正六、一一、一三、大地判決、上卷六九〇頁

大正六、一一、一四、大判、上卷三四六頁、三四七頁、七九七頁
大正六、一一、二四、大判、上卷三八二頁
大正六、一一、二六、神戸地方判決、下卷一二三四頁、一二三六頁
大正六、一二、六、東控判決、下卷一四一〇頁
大正六、一二、七、東控判決、上卷七四〇頁
大正六、一二、七、大控判決、上卷一一六頁
大正六、一二、一二、大判、上卷三一八頁
大正六、一二、一三、東地判決、下卷一〇八二頁
大正六、一二、一七、神戸地方判決、上卷一二二頁
大正六、一二、二〇、大地判決、上卷五五三頁
大正六、一二、二四、東控判決、下卷九八三頁
大正六、一二、二五、大判、上卷一八三頁、下卷一〇八二頁
大正六、一二、二六、大判、下卷一三一二頁
大正六、一二、二七、大判、下卷八九六頁
大正七、東地判決、下卷一六八四頁
大正七、大判、下卷一六四九頁
大正七、大控判決、下卷一四二〇頁
大正七、一、二八、大判、下卷一四二一頁、一四四九頁、一五二八頁、一五三〇頁、一六五八頁
大正七、一、三〇、大判、下卷一二三四頁、一二三六頁、一六三一頁
大正七、四、一三、大判、下卷九二五頁
大正七、四、一五、大判、上卷五九六頁
大正七、四、一六、大控判決、下卷一四二一頁
大正七、四、一七、東地判決、上卷四三〇頁
大正七、四、一九、大地判決、上卷一一〇頁
大正七、四、二〇、東控判決、下卷一四〇六頁
大正七、四、二五、大判、下卷一五〇六頁
大正七、四、二五、大控判決、上卷一二五頁、五五四頁、下卷一四五〇頁
大正七、四、二九、大判、上卷五五四頁、五七四頁
大正七、四、二九、大地判決、上卷五六二頁
大正七、五、二、大判、上卷五三八頁、五九二頁、下卷一六九六頁
大正七、五、六、東控判決、上卷六一六頁
大正七、五、九、長崎控判決、上卷八一五頁、八五一頁
大正七、五、一三、大判下卷一〇七六頁
大正七、五、一五、大區判決、上卷七九八頁
大正七、五、一八、大判(民聯)、下卷一〇一四頁
大正七、五、三一、大判、下卷一四二九頁
大正七、六、四、大判、上卷八二頁
大正七、六、七、東控判決、上卷一四四頁、一四六頁
大正七、六、八、大判、上卷六五八頁
大正七、六、二〇、大控判決、上卷七五二頁、下卷一四一七頁
大正七、六、二二、宮城地方判決、下卷一三七九頁
大正七、六、二九、東地判決、下卷一〇九八頁
大正七、六、二九、横濱區判決、下卷八八九頁
大正七、七、三、大判、上卷四三五頁、四四〇頁、四五四頁
大正七、七、九、大判、上卷一三八頁
大正七、七、一〇、大判、上卷一四頁、一一四頁、二四一頁、二四七頁
大正七、七、一二、大判、下卷一一九六頁
大正七、七、一六、大判下卷一二二三頁
大正七、七、一九、大地判決、下卷一一六七頁
大正七、七、二六、刑大判、下卷九七七頁
大正七、七、二七、横濱地方判決、下卷一〇三一頁
大正七、七、三一、大判、上卷八五一頁
大正七、八、七、東控判決、上卷五四三頁
大正七、八、九、大判、下卷九四六頁、一二八七頁、一二九五頁、一二九七頁
大正七、八、一〇、大判、下卷一六八一頁
大正七、八、一四、大判、上卷五四三頁、五六七頁、五八一頁、六四二頁、六五八頁、七二〇頁
大正七、八、一四、大控判決、上卷六五八頁
大正七、八、二〇、東地判決、下卷一〇八三頁
大正七、八、二七、大判、下卷一三三三頁
大正七、九、一、大判、下卷一四八七頁

大正七、九、五、大判、上卷一二五頁、下卷一四八六頁
大正七、九、二五、大判、上卷四七七頁、四九七頁、下卷九一九頁、九二二頁
大正七、九、二七、大判、上卷二九三頁
大正七、一〇、九、大判、下卷一〇七三頁
大正七、一〇、一〇、大判、下卷九六二頁、一〇二〇頁、一〇四五頁、一〇五四頁、一一〇四頁、一二一一頁
大正七、一〇、一二、京都地方判決、上卷六八七頁
大正七、一〇、一九、大判、下卷一〇二一頁、一一三六頁
大正七、一〇、一九、廣島控訴判決、下卷一二一二頁
大正七、一〇、二二、東控判決、上卷六九〇頁、四〇〇頁
大正七、一〇、二二、富山地方高岡支部判決、上卷六一七頁、六八七頁
大正七、一〇、二三、東地判決、下卷一一一八頁
大正七、一〇、二五、大判、下卷一一〇〇頁
大正七、一〇、三〇、東控判決、下卷八八九頁、一一六七頁
大正七、一一、二、大阪判決、上卷六五九頁
大正七、一一、八、和歌山地方判決、下卷一二八二頁
大正七、一一、一一、東地刑判決、下卷一〇二一頁
大正七、一一、一二、東地判決、上卷六一七頁
大正七、一一、五、刑大判、下卷九七七頁
大正七、一一、一四、大判、下卷九四七頁、一四五〇頁
大正七、一一、一五、東控判決、上卷七〇四頁

大正七、一一、一九、朝高判決、下卷一二一二頁
大正七、一一、二二、東地判決、上卷一二二二頁
大正七、一一、二六、大判、下卷一四五一頁
大正七、一二、四、大判、上卷六五九頁、七二四頁
大正七、一二、一四、大判、上卷二〇二頁
大正七、一二、二三、大判、上卷二二頁、四八頁、五一頁、三四一頁
大正七、一二、二四、長崎控訴判決、上卷七一八頁
大正七、一二、二六、長崎控訴判決、上卷二五〇頁
大正八、一、二一、東控判決、上卷五四三頁、六一七頁
大正八、一、二七、東控判決、上卷三八二頁、六一七頁
大正八、一、二九、大判、上卷六一七頁
大正八、二、一、大判、上卷七三二頁
大正八、二、五、大地判決、上卷四二一頁、六一八頁、下卷一二二九頁
大正八、二、五、西條區判決、下卷一三三八頁
大正八、二、六、大判、上卷三八二頁、下卷一五三九頁
大正八、二、八、大判、上卷二四五頁
大正八、二、一〇、札幌地方小樽支部判決、上卷六一八頁
大正八、二、一二、東控判決、下卷八八九頁
大正八、二、一四、大判、上卷五九六頁
大正八、二、一五、大阪判決、上卷六五九頁

大正八、二、二四、西條區判決、下卷一六二七頁
大正八、二、二八、神戸地方判決、下卷一一〇一頁
大正八、三、一、大判、下卷一二二三頁
大正八、三、三、東地判決、下卷一一九七頁
大正八、三、一〇、東地判決、上卷八五二頁、下卷一六四三頁
大正八、三、一〇、大判、上卷七〇四頁
大正八、三、一〇、東地判決、下卷一〇六一頁
大正八、三、二一、大判、下卷一一四一頁、一六四三頁
大正八、三、二八、東地判決、上卷四七七頁、四九八頁
大正八、三、二八、大判、上卷五九七頁
大正八、三、二八、東地判決、下卷一二四一頁、一二七七頁
大正八、四、二、東控判決、下卷九四七頁
大正八、四、三、大地判決、下卷一四一〇頁
大正八、四、四、東地判決、上卷二二七頁、六一八頁、六七五頁
大正八、四、七、大判、上卷八八頁、下卷八九六頁
大正八、四、一四、大判、上卷八五二頁、下卷一二三四頁、一六三三頁
大正八、四、一五、東控判決、下卷一一六〇頁
大正八、四、二三、大判、上卷五二七頁
大正八、四、三〇、大控判決、上卷七〇五頁、八三〇頁、八五二頁
大正八、五、二、大控判決、下卷一二三一頁
大正八、五、六、名古屋控訴判決、上卷三三頁
大正八、五、八、東區判決、上卷三七七頁
大正八、五、九、神戸地方姫路支部判決、上卷五一一頁、六一八頁、七五二頁
大正八、五、一二、大控判決、上卷七〇五頁
大正八、五、一三、大判、上卷八八頁、下卷八九六頁
大正八、五、一五、大地判決、下卷一〇三九頁
大正八、五、一七、長崎控訴判決、下卷八九六頁
大正八、五、二〇、大區判決、上卷四三一頁
大正八、五、二八、大判、下卷一〇一八頁
大正八、五、三〇、東地判決、上卷一三七頁
大正八、五、三一、東控判決、下卷一五三九頁
大正八、六、五、大判、下卷一〇三一頁
大正八、六、七、東地判決、下卷一二二一頁、一二四八頁
大正八、六、一四、東地判決、下卷一二八三頁
大正八、六、二〇、東控判決、下卷一一四二頁、一三五〇頁
大正八、六、二一、宮城控訴判決、下卷一〇八三頁
大正八、六、二三、大控判決、下卷一一四四頁
大正八、六、二八、大判、上卷六六〇頁、七一八頁、七二五頁
大正八、七、二八、東控判決、下卷一〇一三頁
大正八、七、四、東控判決、上卷八三〇頁
大正八、七、四、横濱地方判決、下卷一三一二頁
大正八、七、五、東地判決、上卷六一九頁、六九〇頁
大正八、七、七、大判、上卷六八一頁

大正八、七、八、大判、上卷一二六頁
大正八、七、一五、大判、上卷六八二頁
大正八、七、一九、和歌山地方判決、上卷四九一頁、六九一頁
大正八、七、二二、大控判決、上卷二二八頁、七二五頁、下卷一四五一頁
大正八、七、二二、神戸地方判決、下卷一三一三頁
大正八、七、二二、大判、下卷九九〇頁、一〇七四頁、一一一二頁
大正八、七、二二、神戸地方判決、下卷一一一五頁
大正八、八、七、東控判決、上卷三一四頁、四〇〇頁、六一九頁、六八七頁
大正八、八、一八、東控判決、下卷一三一三頁
大正八、八、二八、大判、上卷六九一頁
大正八、八、二九、大控判決、上卷八四〇頁
大正八、九、八、大判、下卷一〇九一頁
大正八、九、一〇、東控判決、上卷二五一頁、二五六頁
大正八、九、一一、大判、上卷七七六頁
大正八、九、一五、大判、上卷一五四頁、一五八頁
大正八、九、一七、大判、上卷八三六頁、下卷一六五八頁
大正八、九、一八、東地判決、上卷八五二頁、下卷一〇五九頁
大正八、九、二五、函館控訴判決、上卷七五二頁
大正八、九、二五、大區判決、上卷四三六頁
大正八、九、二六、大地判決、上卷七〇六頁、下卷九九〇頁、一〇六三頁、一〇六四頁
大正八、九、二七、東地判決、上卷八〇頁
大正八、一〇、一、大判、上卷五四四頁、五六八頁
大正八、一〇、三、大判、上卷三九五頁
大正八、一〇、三、東地判決、上卷六一九頁、七〇五頁
大正八、一〇、九、大判、上卷、一四〇頁、一五二頁
大正八、一〇、二〇、大判、下卷一一一二頁
大正八、一〇、二二、東控判決、上卷七九八頁、八〇六頁
大正八、一〇、二九、大控判決、下卷一〇六九頁
大正八、一〇、二九、大判、下卷一〇七五頁
大正八、一〇、三〇、長崎控訴判決、上卷三八二頁、七五三頁、下卷一三一四頁、一四〇六頁、一四五六頁
大正八、一〇、三〇、東控判決、下卷九九〇頁、一〇九七頁
大正八、一一、四、東地判決、上卷三七四頁
大正八、一一、四、大判、下卷一一四五頁
大正八、一一、一〇、大控判決、下卷一四五二頁
大正八、一一、一二、大判、上卷一八九頁、二一四頁
大正八、一一、一四、東地判決、下卷一〇八三頁
大正八、一一、一五、札幌地方小樽支部判決、上卷五六二頁
大正八、一一、一九、東控判決、上卷一三七頁
大正八、一一、二四、大判、上卷一八九頁、二一五頁
大正八、一一、二七、大判、上卷七八五頁
大正八、一一、二九、大判、下卷一〇五二頁

大正八、一一、三〇、東控判決、下卷一二八七頁
大正八、一二、八、東控判決、下卷一五二三頁
大正八、一二、一一、大判、上卷五四四頁
大正八、一二、一三、法曹會決議、下卷一五二一頁
大正八、一二、一五、大判、下卷一五二一頁
大正八、一二、一八、廣島控訴判決、下卷一〇八三頁
大正八、一二、二〇、大判、下卷一〇一六頁
大正八、一二、二三、長崎控訴判決、下卷一五三九頁、一五四八頁
大正八、一二、二四、東地判決、下卷一三七九頁
大正八、一二、二四、大判、上卷六九二頁
大正八、一二、二五、大判、上卷七〇六頁
大正八、一二、二六、東控判決、上卷八三一頁、下卷一二九八頁
大正八、一二、二九、大判、下卷九九一頁
大正九(ワ)五七號新潟地方判決、下卷九七〇頁
大正九、一、九、松山地方判決、下卷一二五二頁
大正九、一、二一、東控判決、下卷一二八〇頁
大正九、一、二四、長崎控訴判決、上卷五四四頁、六二〇頁
大正九、一、二六、大控判決、下卷一三一四頁、一四〇〇頁
大正九、一、二九、大判、上卷六二〇頁
大正九、二、一、大判、下卷一一四五頁
大正九、二、一〇、東控判決、下卷一〇八三頁
大正九、二、一四、大判、下卷一〇二六頁
大正九、二、一六、長崎控訴判決、下卷九四七頁
大正九、二、一九、長崎控訴判決、下卷一三八四頁
大正九、二、二〇、東地判決、上卷六二〇頁、七五三頁、下卷九四七頁、一四五二頁
大正九、二、二三、東地判決、上卷四七七頁、四九八頁、七五二頁、下卷一四一一頁
大正九、二、二三、東控判決、上卷六八八頁
大正九、二、二四、大判、上卷三一一頁
大正九、二、二六、長崎控訴判決、下卷一二三六頁
大正九、二、二八、大判、上卷六八二頁
大正九、三、三、東控判決、下卷一一〇四頁
大正九、三、六、札幌地方小樽支部判決、上卷一八四頁、五五四頁、五六二頁、下卷一四五二頁
大正九、三、六、東區判決、下卷一一二五頁
大正九、三、八、東區判決、下卷一二四頁、一三五一頁
大正九、三、一〇、大判、下卷一〇九四頁
大正九、三、一〇、東地判決、下卷九五三頁
大正九、三、一二、橫濱地方判決、上卷一八四頁
大正九、三、一三、東控判決、下卷一〇四一頁
大正九、三、一三、大判、上卷六九八頁、七〇六頁
大正九、三、一五、東控判決、上卷二二八頁、七五三頁
大正九、三、一七、東控判決、上卷一三〇頁、下卷一四五三頁

大正九、三、一八、函館地方判決、下巻一一一六頁
大正九、三、二六、東地判決、下巻一五四〇頁
大正九、三、二九、大判、上巻六八四頁、六八八頁、七三二頁
大正九、三、三〇、東控判決、上巻三六五頁、下巻九四七頁
大正九、三、三一、大地判決、上巻一六〇頁
大正九、四、五、大判、上巻四一三頁、八二二頁
大正九、四、七、大判、下巻八八〇頁
大正九、四、八、大判、下巻一一七三頁
大正九、四、一二、大判、上巻五八五頁、下巻一二一三頁
大正九、四、二〇、大判、下巻一〇三七頁、一〇四六頁
大正九、四、二一、旭川地方判決下巻一〇〇一頁
大正九、四、二一、東地判決、下巻一六三三頁
大正九、四、二二、大判、上巻三八三頁
大正九、四、二三、東地判決、下巻一五三六頁
大正九、五、三、東控判決、上巻七〇七頁
大正九、五、八、大判、上巻八四頁
大正九、五、一五、大判、上巻六九二頁
大正九、五、一七、東地判決、上巻七〇七頁
大正九、五、二一、大地判決、下巻一〇九八頁
大正九、五、二八、朝高判決、上巻三一一頁、八〇六頁
大正九、五、三一、東區判決、下巻一〇一六頁
大正九、五、四、東地判決、上巻四七七頁、四九八頁、五五四頁
大正九、五、三、三〇、東控判決、上巻三六五頁、下巻九四七頁
大正九、五、三一、大地判決、上巻一六〇頁
大正九、六、一、大判、上巻六四六頁
大正九、六、二、大判、上巻六四六頁
大正九、六、二、東控判決、上巻八三一頁
大正九、六、八、東地判決、下巻一二九三頁
大正九、六、一五、大判、下巻一四七八頁、一四七九頁
大正九、六、一六、東地判決、上巻一五二頁
大正九頁六、一九、東地判決、下巻一三一四頁、一六三三頁
大正九、六、二六、大判(民事聯合)、下巻一二四八頁、一二六六頁、一五二八頁
大正九、六、二九、大判、下巻一〇九五頁
大正九、七、七、東控判決、上巻一三〇頁
大正九、七、八、大判、上巻四二一頁、六三七頁
大正九、七、一〇、大判、下巻一五三一頁
大正九、七、一三、東控判決、上巻四五〇頁
大正九、七、一四、長野地方松本支部判決、上巻四三六頁、五四五頁
大正九、七、一五、大判、上巻八一九頁
大正九、七、二一、東地判決、上巻四七七頁、四九八頁
大正九、八、二八、大判、下巻九四八頁、一四五三頁
大正九、八、二八、東控判決、上巻七五四頁、下巻一四一一頁
大正九、九、一三、東地判決、下巻一四五三頁

大正九、九、一五、大判、下巻一四五三頁
大正九、九、二八、大判、下巻一四六〇頁
大正九、九、三〇、大區判決、下巻九八四頁
大正九、一〇、一、東地判決、上巻五六二頁、六二〇頁
大正九、一〇、二、東地判決、上巻七五四頁
大正九、一〇、四、神戸地方判決、下巻一三一四頁
大正九、一〇、五、東區判決、上巻一六一頁
大正九、一〇、八、東地判決、上巻七〇七頁
大正九、一〇、八、大控判決、上巻七五四頁
大正九、一〇、一二、大判、上巻八五二頁
大正九、一〇、一八、大判、下巻一二一三頁
大正九、一〇、三〇、大判、下巻一五四〇頁
大正九、一一、二五、東地判決、下巻九四八頁
大正九、一一、二一、長崎控訴判決、上巻六二一頁、七六三頁
大正九、一〇、二三、東地判決、上巻三九五頁
大正九、一〇、三〇、長崎控訴判決、下巻一四二九頁
大正九、一一、四、東控判決、下巻一一九八頁
大正九、一一、四大判、上巻六二一頁、七二〇頁
大正九、一一、六、東控判決、上巻六九〇頁、下巻一二八三頁
大正九、一一、八、大地判決、上巻六二一頁
大正九、一一、一一、大判、上巻七五四頁
大正九、一一、一五、大判、上巻七九九頁
大正九、一一、二五、大判、下巻一三四四頁、一四三〇頁

大正九、九、一五、大判、下巻一四五三頁
大正九、九、二八、大判、下巻一四六〇頁
大正九、九、三〇、大區判決、下巻九八四頁
大正九、一〇、一、東地判決、上巻五六二頁、六二〇頁
大正九、一〇、二、東地判決、上巻七五四頁
大正九、一〇、四、神戸地方判決、下巻一三一四頁
大正九、一〇、五、東區判決、上巻一六一頁
大正九、一〇、八、東地判決、上巻七〇七頁
大正九、一〇、八、大控判決、上巻七五四頁
大正九、一〇、一二、大判、上巻八五二頁
大正九、一〇、一八、大判、下巻一二一三頁
大正九、一〇、三〇、大判、下巻一五四〇頁
大正九、一一、二五、東地判決、下巻九四八頁
大正九、一一、二一、長崎控訴判決、上巻六二一頁、七六三頁
大正九、一〇、二三、東地判決、上巻三九五頁
大正九、一〇、三〇、長崎控訴判決、下巻一四二九頁
大正九、一一、四、東控判決、下巻一一九八頁
大正九、一一、四大判、上巻六二一頁、七二〇頁
大正九、一一、六、東控判決、上巻六九〇頁、下巻一二八三頁
大正九、一一、八、大地判決、上巻六二一頁
大正九、一一、一一、大判、上巻七五四頁
大正九、一一、一五、大判、上巻七九九頁
大正九、一一、二五、大判、下巻一三四四頁、一四三〇頁

大正九、一一、二六、大判下巻一三六五頁
大正九、一一、二九、東控判決、下巻一三五四頁
大正九、一二、二、大判、下巻一五二一頁
大正九、一二、八、東地判決、上巻六九二頁、七〇七頁
大正九、一二、一三、東地判決、上巻七五四頁
大正九、一二、一四、東控判決、下巻九七〇頁
大正九、一二、一六、長崎控訴判決、上巻六六〇頁
大正九、一二、一七、大判、上巻五四五頁、五七六頁、六八九頁
大正九、一二、一八、大判、上巻五八一頁
大正九、一二、二〇、長崎控訴判決、下巻一三一四頁
大正九、一二、二二、長野地方、松本支部判決、上巻六二一頁、下巻一二九三頁
大正九、一二、二三、東區判決、下巻一二二六頁
大正九、一二、二三、東區判決、下巻一九四三頁
大正九、一二、二五、長崎控訴判決、上巻六六〇頁
大正九、一二、二七、東地判決、下巻一三三九頁

大正一〇、東控判決、下巻一六四三頁、一六五八頁
大正一〇、一、一一、東控判決、下巻一三一五頁
大正一〇、一、一八、大判、上巻一七六頁、下巻八八〇頁
大正一〇、一、一九、阪田支部判決、下巻一二七七頁
大正一〇、一、一九、長野地方判決、上巻一九七頁
大正一〇、一、二〇、大判、下巻一一四五頁

大正一〇、二、三、大判、下卷一一六六頁
大正一〇、二、七、東控判決、上卷八三二頁、八三六頁、下卷一三一五頁
大正一〇、二、八、東地判決、上卷六二二頁、七二〇頁
大正一〇、二、一〇、大判、上卷一二二頁、一二六頁
大正一〇、二、一四、東控判決、上卷六二二頁、六九二頁
大正一〇、二、一七、東地判決、土卷七六三頁
大正一〇、二、一七、大判、下卷九七七頁
大正一〇、二、一九、大判、上卷一一一頁、下卷一二九九頁
大正一〇、二、一九、法曹會決議、上卷四〇〇頁
大正一〇、二、二三、長野地方上田支部判決、上卷二二八頁、四七七頁、四九八頁、下卷一三一五頁、一四五三頁
大正一〇、二、二三、東控判決、上卷七八一頁
大正一〇、三、二、大判、上卷一二六頁
大正一〇、三、五、長野地方判決、上卷七三七頁
大正一〇、三、五、大判、上卷三四七頁
大正一〇、三、五、東地判決、下卷一五二一頁
大正一〇、三、五、大判、下卷一五四八頁
大正一〇、三、七、東控判決、上卷一八五頁
大正一〇、三、八、朝高判決、上卷一五八頁
大正一〇、三、一一、東控判決、上卷四七七頁、四九九頁
大正一〇、三、一九、大判、上卷六二三頁
大正一〇、三、二三、大判、上卷六六一頁、八五二頁
大正一〇、三、二四、大判、下卷一一六六頁
大正一〇、三、三〇、大判、下卷一四五八頁、一四六一頁
大正一〇、三、三一、大判、上卷八〇頁、一四三頁
大正一〇、四、四、大判、下卷一〇五六頁、一四五四頁、一四七二頁
大正一〇、四、七、長崎控訴判決、上卷四七七頁、四八一頁、下卷一四一一頁、一四五四頁
大正一〇、四、八、東控判決、上卷八三二頁
大正一〇、四、二五、東地判決、上卷一九八頁
大正一〇、四、二五、大判、下卷一〇九六頁
大正一〇、四、三〇、大判、上卷七一八頁、七二五頁
大正一〇、五、七、東區判決、下卷一二四八頁、一二六三頁
大正一〇、五、三、大地判決、下卷一三八〇頁
大正一〇、五、三、大判、下卷一〇一四頁
大正一〇、五、三、橫濱地方判決、上卷三八三頁
大正一〇、五、七、大判、下卷一三八〇頁
大正一〇、五、一一、東地判決、下卷八九〇頁、一三三九頁
大正一〇、五、一二、東地判決、下卷九八四頁
大正一〇、五、一三、京城地方判決、上卷七〇八頁
大正一〇、五、一七、大判、上卷八八頁、下卷八九六頁
大正一〇、五、一八、大判、下卷一三一五頁、一五一六頁
大正一〇、五、二三、大判、上卷三八三頁、下卷一五二一頁
大正一〇、五、二六、大判、下卷一五二二頁
大正一〇、五、二七、大判、上卷四一三頁、四四二頁、下卷一〇六〇頁
大正一〇、五、三〇、橫濱地方判決、上卷三九五頁
大正一〇、五、三一、東地判決、下卷九七七頁
大正一〇、六、二、東控判決、上卷一二二頁、六二三頁、七五五頁、下卷一〇六〇頁
大正一〇、六、二、大判、上卷五五五頁、五七一頁、六四〇頁
大正一〇、六、東控判決、上卷七九九頁
大正一〇、六、七、刑大判、下卷一〇一六頁
大正一〇、六、一三、大判、上卷一〇九頁
大正一〇、六、一八、東控判決、下卷一四一一頁
大正一〇、六、二七、浦和地方判決、下卷一〇九一頁
大正一〇、六、二一、大判、下卷一二八〇頁
大正一〇、六、二二、大判、下卷一〇〇七頁、一〇一四頁
大正一〇、六、二八、東控判決、下卷九四九頁
大正一〇、七、八、東地判決、上卷四七八頁、四八九頁
大正一〇、七、八、大判、上卷六四四頁、六五一頁、六五三頁、六六一頁、七一八頁、七二一頁
大正一〇、七、二六、東控判決、下卷九九五頁
大正一〇、七、三一、東控判決、上卷七四六頁
大正一〇、八、三、東控判決、下卷一〇九一頁
大正一〇、八、四、東控判決、上卷二一九頁、五二〇頁
大正一〇、八、一〇、大判、下卷一一六一頁
大正一〇、八、一二、前橋地方判決、下卷一二九五頁
大正一〇、八、一三、安濃津地方判決、下卷一三八一頁
大正一〇、八、一六、東地判決、上卷四二二頁
大正一〇、八、二九、東控判決、上卷四七八頁、四九九頁
大正一〇、九、八、臺高上告部判決、上卷四三一頁
大正一〇、九、二四、大判、下卷一二三六頁、一二七七頁
大正一〇、九、二六、大判、上卷五四六頁
大正一〇、一〇、一、法曹會決議、下卷一五三五頁
大正一〇、一〇、三、大判、下卷一二六九頁
大正一〇、一〇、六、大判、上卷四三六頁、四四〇頁
大正一〇、一〇、九、橫濱地方判決、上卷二五〇頁、二五一頁
大正一〇、一〇、一一、東控判決、上卷八〇七頁
大正一〇、一〇、一二、東控判決、上卷四二二頁、六二三頁
大正一〇、一〇、一五、千葉地方判決、下卷一六四四頁
大正一〇、一〇、二一、大判、下卷一六八一頁、一六八四頁
大正一〇、一〇、二一、橫濱地方判決、上卷七三四頁
大正一〇、一〇、二二、大判、上卷七七四頁
大正一〇、一一、一、東地判決、上卷四七八頁、四八一頁
大正一〇、一一、三、大判、下卷一二九六頁
大正一〇、一一、三、東控判決、下卷一〇二五頁、一四〇六頁

大正一〇、一一、八、函館控訴判決、下巻一三一五頁、一四〇七頁
大正一〇、一一、八、大判、上巻七二六頁
大正一〇、一一、九、大判、上巻七五五頁
大正一〇、一一、一〇、大判、下巻一六四九頁
大正一〇、一一、一六、咸興地方法院永興支部判決、下巻一一〇四頁、一一三六頁
大正一〇、一一、一六、京地判決、上巻七五五頁
大正一〇、一一、一八、大判、下巻一〇九九頁、一三〇五頁
大正一〇、一一、一九、東地判決、下巻九七八頁
大正一〇、一一、二二、大判、上巻四一四頁、四一七頁
大正一〇、一一、二五、千葉區判決、下巻一四五四頁
大正一〇、一一、二六、甲府地方判決、上巻三三三頁、三四〇頁
大正一〇、一一、二八、大判、下巻一五二八頁
大正一〇、一二、三、大判、上巻五九七頁
大正一〇、一二、一五、甲府地方判決、上巻四三一頁
大正一〇、一二、一六、長崎控訴判決、上巻六六二頁
大正一〇、一二、二六、大判、下巻一六四八頁
大正一〇、一二、二七、東地判決、上巻一五四九頁
大正一一、一、三、法曹會決議、下巻一四一二頁
大正一一、一、七、名古屋地方判決、上巻七九九頁
大正一一、一、一一、朝高判決、上巻三九六頁、四七八頁、四八一頁
大正一一、一、一二、法曹會決議、上巻八五三頁
大正一一、一、二一、水戸地方下妻支部判決、下巻一〇〇一頁
大正一一、一、二七、東地判決、上巻二三五頁
大正一一、一、二九、大地判決、上巻一八五頁
大正一一、一、三一、臺高判決、上巻六七五頁
大正一一、二、四、高松地方判決、上巻六二三頁、六八九頁、八〇七頁
大正一一、二、七、東地判決、下巻一六四三頁
大正一一、二、一〇、東控判決、下巻一〇二一頁
大正一一、二、一〇、和歌山地方判決、上巻一八五頁
大正一一、二、一七、大判、下巻一四五四頁
大正一一、二、二一、大判、下巻一〇九九頁
大正一一、二、二一、朝高判決、上巻五九一頁
大正一一、二、二四、東地判決、上巻六六二頁
大正一一、三、二、大判、上巻一一四頁、六七五頁、六七六頁
大正一一、三、一〇、朝高判決、下巻一四五四頁
大正一一、三、一三、横濱地方判決、上巻二四七頁
大正一一、三、一六、大判、下巻九九五頁
大正一一、三、二三、東控判決、上巻六二四頁、下巻一四一二頁、一六四九頁、一六五〇頁
大正一一、三、二九、大判、上巻七五六頁

大正一一、四、六、大判、上巻二四二頁、七一四頁
大正一一、四、一一、東控判決、上巻六二四頁
大正一一、四、一四、朝高判決、下巻一五三五頁
大正一一、四、一五、長崎控訴判決、上巻九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇四頁、八一五頁
大正一一、四、一七、大判、上巻四七八頁、四八二頁、五一八頁
大正一一、四、二〇、東控判決、上巻一九八頁
大正一一、四、二二、東控判決、上巻六二四頁、六九三頁、七二二頁
大正一一、四、二二、新潟地方判決、下巻九八四頁
大正一一、四、二九、大控判決、下巻一〇九九頁
大正一一、五、二、朝高判決、下巻八九七頁
大正一一、五、二、大判、上巻七二七頁、七三〇頁
大正一一、五、六、東地判決、下巻一一四二頁
大正一一、五、九、東地判決、上巻五四六頁、八三二頁
大正一一、五、一一、東控判決、上巻三七四頁
大正一一、五、二五、臺高判決、上巻七五六頁
大正一一、五、二七、東地判決、上巻七〇八頁、七一四頁、下巻一〇六四頁
大正一一、六、二、大判、上巻六六三頁、七二二頁
大正一一、六、五、大判、下巻一三三一頁、一四五六頁
大正一一、六、六、水戸地方判決、上巻三八四頁
大正一一、六、一二、京城覆審法院判決、上巻八五三頁
大正一一、六、一六、大判、上巻一六八頁
大正一一、六、二二、大判、上巻一六二頁
大正一一、六、二二、廣島控訴判決、下巻九六七頁
大正一一、六、二八、東控判決、上巻八三六頁
大正一一、六、二九、東控判決、上巻四二二頁、六二五頁、六六三頁、七二七頁、七三〇頁
大正一一、七、四、朝高判決、上巻六六三頁
大正一一、七、一〇、長崎控訴判決、上巻五一一頁
大正一一、七、一三、東控判決、上巻四七八頁、四九九頁、六二五頁、七二二頁
大正一一、七、一八、東控判決、上巻六九七頁、下巻一一八三頁、一五一三頁
大正一一、七、二六、大判、下巻一二四一頁
大正一一、七、二六、横濱地方判決、上巻六八五頁、下巻一三四〇頁、一六三三頁
大正一一、七、二七、東控判決、下巻九六七頁
大正一一、七、二八、大判、下巻一二一四頁
大正一一、七、二九、大判、下巻一二四二頁
大正一一、八、四、大判、上巻四七八頁、四八二頁、五〇〇頁
大正一一、八、一〇、東控判決、上巻一三八頁
大正一一、八、二五、朝高判決、上巻七九頁、下巻一三一六頁
大正一一、九、四、大判、下巻一二八一頁
大正一一、九、一六、大判、上巻一五八頁、六三六頁、六七六頁
大正一一、九、一六、東控判決、上巻六二六頁

大正一一、九、一八、横濱區判決、上卷五四六頁
大正一一、九、二三、大判、下卷一四二一頁
大正一一、九、二六、大判、下卷一一〇〇頁
大正一一、九、二七、高松地方判決、下卷九八五頁
大正一一、九、二七、東地判決、下卷一五〇〇頁
大正一一、一〇、四、東控判決、上卷五〇〇頁、下卷一三一六頁
大正一一、一〇、五、大判、下卷一五四〇頁
大正一一、一〇、六、朝高判決、下卷九二四頁
大正一一、一〇、一〇、大判、上卷五五六頁、五七六頁
大正一一、一〇、一九、東區判決、上卷一九八頁
大正一一、一〇、二四、朝高判決、下卷一四六一頁
大正一一、一〇、二五、大判、上卷七六三頁、下卷一一五六頁
大正一一、一〇、二六、東控判決、下卷一二二一頁
大正一一、一〇、二六、法曹會決議、上卷七三五頁、七三六頁
大正一一、一〇、二七、旭川地方判決、上卷六六四頁
大正一一、一一、大判、上卷四三一頁
大正一一、一一、四、大判、上卷六六四頁
大正一一、一一、六、東控判決、下卷一四一三頁
大正一一、一一、九、東控判決、上卷一六一頁
大正一一、一一、九、朝高判決、下卷一五三二頁
大正一一、一一、一〇、朝高判決、上卷七〇八頁
大正一一、一一、一〇、大判、下卷一六四九頁
大正一一、一一、大判、上卷七五六頁

大正一一、一一、一三、大判、上卷八一六頁
大正一一、一一、一四、東控判決、上卷二三六頁
大正一一、一一、一四、大判、下卷一四一三頁
大正一一、一一、一四、新潟地方判決、下卷九六七頁
大正一一、一一、二二、東地判決、上卷三〇四頁
大正一一、一一、二四、大判、上卷一六五頁
大正一一、一一、二四、釧路地方判決、下卷一五〇七頁
大正一一、一一、二五、東控判決、上卷八四〇頁
大正一一、一一、二五、大判、上卷五一七頁、五一九頁
大正一一、一一、二八、東控判決、下卷一四一三頁
大正一一、一二、一、東地判決、下卷一二二四頁
大正一一、一二、二、大判、上卷八一六頁、八五三頁、八五四頁
大正一一、一二、五、東控判決、下卷九二一頁
大正一一、一二、一四、旭川地方判決、上卷二二〇頁、下卷八九一頁
大正一一、一二、一八、名古屋地方判決、上卷七〇八頁
大正一一、一二、二一、大判、上卷四一頁
大正一一、一二、二六、東控判決、上卷八五四頁
大正一一、一二、二八、東控判決、下卷一四五六頁
大正一二(民上)一三六號朝高判決、上卷六二六頁
大正一二、一、九、東控判決、下卷一四五六頁
大正一二、一、一九、大決、上卷二七二頁
大正一二、一、一九、刑大判、上卷六九三頁
大正一二、一、二六、東控判決、下卷九七〇頁、一三一六頁、一三四〇頁
大正一二、一、二七、大判、下卷一三一七頁
大正一二、一、三一、東地判決、上卷七〇八頁、下卷一〇六三頁
大正一二、二、一、大判、下卷一三一七頁
大正一二、二、七、横濱地方判決、下卷一二二二頁
大正一二、二、二六、東地判決、下卷一二二二頁、一二五二頁
大正一二、二、二六、大判、上卷七〇八頁
大正一二、三、二、東控判決、上卷一四六頁、一四八頁
大正一二、三、五、東地判決、上卷六六四頁
大正一二、三、六、法曹會決議、上卷二七六頁
大正一二、三、七、大判、下卷一四二二頁
大正一二、二、二六、東地判決、上卷二八七頁
大正一二、三、二六、大判、上卷三一四頁、四〇一頁
大正一二、三、一三、東地判決、下卷一二八五頁
大正一二、四、五、熊本地方判決、下卷一一六頁
大正一二、四、五、浦和地方判決、上卷八三二頁
大正一二、四、九、東地判決、上卷六二七頁、八〇七頁
大正一二、四、一四、東控判決、下卷一一六八頁
大正一二、四、一六、大控判決、下卷九六三頁、一三一七頁
大正一二、四、二四、刑大判、下卷一一〇〇頁、一一〇三頁
大正一二、四、三〇、東控判決、上卷八五四頁
大正一二、五、二、宇都宮地方判決、下卷一四二九頁、一四六一頁
大正一二、五、三、東控判決、上卷一九九頁、下卷八八〇頁
大正一二、五、四、法曹會決議、上卷五三一頁、下卷一四二二頁
大正一二、五、四、東控判決、下卷一三一七頁、一三四一頁
大正一二、五、一五、東控判決、下卷一二九三頁
大正一二、五、二〇、大判(民聯)、下卷一二六一頁
大正一二、五、二二、大判、下卷一三四一頁
大正一二、五、二三、東地判決、下卷九二四頁、一二三五頁
大正一二、五、二三、大判、上卷三九六頁
大正一二、五、二六、東控判決、上卷一二八頁
大正一二、五、二八、大判、上卷五八〇頁、六四二頁
大正一二、六、一、大判、上卷二四八頁
大正一二、六、六、東地判決、上卷七六三頁
大正一二、六、一二、東控判決、上卷六二七頁、下卷一四一三頁
大正一二、六、一三、靜岡地方判決、上卷七五六頁
大正一二、六、二五、東控判決、上卷五〇〇頁
大正一二、六、二八、東控判決、上卷四七八頁、四八二頁
大正一二、七、一二、東控判決、下卷一六二七頁
大正一二、七、一三、東地判決、上卷八〇七頁
大正一二、七、一七、神戸地方姫路支部判決、下卷一五二六頁
大正一二、七、一九、東控判決、上卷一六一頁
大正一二、七、二〇、大判、上卷七一九頁

大正一二、七、三一、名古屋地方判決、上卷七〇九頁、下卷九五五頁、一四一三頁、一四一八頁、一四六一頁
大正一二、八、七、朝高判決、上卷一四五頁
大正一二、八、一八、大判、上卷四七八頁、四八二頁、五〇一頁
大正一二、八、二四、刑大判、下卷一二一四頁
大正一二、一〇、九、刑大判、下卷一一〇三頁
大正一二、一〇、二〇、東控判決、上卷二一六頁
大正一二、一〇、二〇、大判、下卷一三六一頁
大正一二、一一、一、長崎控訴判決、下卷一三一七頁、一四〇七頁
大正一二、一一、九、朝高判決、下卷一六三四頁
大正一二、一一、二二、大判、上卷二一六頁
大正一二、一二、一四、朝高判決、上卷二二九頁、五一二頁、七五六頁
大正一二、一二、二〇、東地判決、下卷九七八頁
大正一二、一二、二二、大判、上卷七四頁
大正一二、一二、二五、大判、上卷二一二頁
大正一二、一二、二五、東地判決、上卷七一四頁
大正一二、一二、二八、大判、上卷七六三頁
大正一二、一二、二八、東控判決、下卷一一八三頁
大正一三、大判、下卷一六八五頁
大正一三、一、二九、大判、上卷一四二頁
大正一三、二、五、長崎地方判決、上卷七一四頁
大正一三、二、六、東控判決、下卷一一〇一頁
大正一三、二、九、大判、下卷一二七四頁
大正一三、二、二五、東控判決、上卷六二七頁、六九三頁
大正一三、二、二七、東控判決、上卷六二七頁
大正一三、三、一、大判、上卷八五四頁、下卷一〇四四頁
大正一三、三、一、東控判決、上卷三八四頁
大正一三、三、五、大判、上卷五五六頁
大正一三、三、八、大判、下卷一一〇一頁
大正一三、三、一三、大判、下卷五四六頁
大正一三、三、一四、大判、下卷一一八三頁
大正一三、三、一四、大地判決、上卷七〇九頁
大正一三、三、一七、東控判決、上卷三九六頁
大正一三、三、一九、大判、上卷三四一頁
大正一三、三、二六、大判、下卷一四一八頁
大正一三、三、二七、東地判決、上卷六四〇頁、八三三頁
大正一三、四、一、大判、下卷一二二五頁
大正一三、四、一、東地判決、上卷一三〇頁、七五七頁
大正一三、四、二、東控判決、上卷四七八頁、四八八頁、六二七頁
大正一三、四、四、東地決定、上卷二七二頁、二七三頁
大正一三、四、八、東控判決、上卷六六五頁
大正一三、四、一七、大判、上卷三四一頁

大正一三、四、一九、東控判決、下卷一〇六三頁、一二二八頁
大正一三、四、二一、大判、上卷四二頁
大正一三、四、二六、東控判決、上卷八〇四頁
大正一三、五、七、大判、上卷四二二頁、五一二頁、六二八頁
大正一三、五、一三、東控判決、下卷一〇五六頁
大正一三、五、一四、東地判決、上卷二三六頁、下卷一六三四頁
大正一三、五、一五、東控判決、下卷一二七七頁
大正一三、五、二一、東控判決、上卷六二八頁
大正一三、五、二一、大判、下卷一二五八頁
大正一三、五、二七、大判、上卷五一二頁、六〇八頁、六二九頁、下卷一四六三頁
大正一三、五、二八、東地判決、上卷六八六頁
大正一三、五、三一、東控判決、下卷一三八一頁
大正一三、六、六、大判、上卷五五七頁、五七七頁
大正一三、六、二七、大判、下卷一一一八頁
大正一三、六、三〇、東控判決、上卷一八五頁
大正一三、七、一、東地決定、上卷二七三頁
大正一三、七、一五、大判、上卷四九一頁、四九三頁、五〇七頁
大正一三、七、一六、東控判決、下卷一一六七頁
大正一三、七、一八頁、大判、上卷六二九、六八五頁
大正一三、七、二九、東控判決、上卷七五七頁
大正一三、八、六、大判、上卷五八八頁、七三八頁、下卷八九一頁
大正一三、九、一八、東地判決、下卷一三二六頁
大正一三、九、二〇、大判、下卷九九三頁
大正一三、九、二八、東地判決、上卷七五七頁
大正一三、九、三〇、朝高判決、下卷一六三四頁
大正一三、一〇、一四、東控判決、上卷五四六頁
大正一三、一〇、二〇、東控判決、上卷四八七頁、五〇一頁
大正一三、一〇、二五、大控判決、上卷一八六頁、八〇七頁
大正一三、一〇、三〇、大控判決、下卷一四六五頁
大正一三、一三〇、東地判決、上卷一五二頁
大正一三、一一、八、東控判決、下卷一二五八頁
大正一三、一一、六、東控判決、上卷三八四頁
大正一三、一一、一二、東控判決、下卷一一四六頁
大正一三、一一、一七、東地判決、下卷一一六八頁
大正一三、一一、二七、大判、下卷一〇〇二頁
大正一三、一一、二八、東控判決、下卷一四一三頁
大正一三、一二、一、東地判決、上卷四二二頁、六九三頁
大正一三、一二、二、東地判決、上卷四七〇頁
大正一三、一二、一三、東地判決、上卷四二三頁、五一四頁
大正一三、一二、二四、大判、上卷一四五頁、一四六頁、下卷一五〇〇頁
大正一三、一二、二四、大判(民聯)、下卷一〇〇七頁
大正一三、一二、二五、東控判決、上卷六六五頁
大正一三、一二、二六、東控判決、上卷六二九頁、七〇九頁

大正一四、大判、下卷一六八五頁
大正一四、東地判決、下卷一五七七頁
大正一四、一、一五、東地決定、上卷二七八頁
大正一四、一、二五、川越區判決、下卷一六五〇頁
大正一四、一、二七、東地判決、上卷七〇九頁
大正一四、一、二八、大判、上卷四九三頁、五〇七頁
大正一四、二、一九、大判、上卷一三三頁
大正一四、二、二七、朝高判決、上卷八四一頁、八五四頁
大正一四、二、二七、大判、上卷四一四頁、四一七頁、五四七頁、八四三頁、八四八頁、下卷一一七四頁
大正一四、三、七、東控判決、下卷一三八一頁、一三八二頁
大正一四、三、九、東地判決、下卷一六四九頁、一六五〇頁
大正一四、三、一三、大判、上卷一一四頁、四一五頁、六五五頁、八六三頁
大正一四、四、四、大判、上卷三七七頁
大正一四、四、五、東控判決、上卷六二九頁
大正一四、四、六、東地判決、上卷七〇九頁
大正一四、四、六、浦和區判決、上卷四二三頁、下卷一一八九頁
大正一四、四、八、橫濱地方判決、上卷六三〇頁
大正一四、四、一六、東地判決、下卷一五四〇頁、一五四五頁
大正一四、四、一六、東控判決、下卷一二七五頁
大正一四、四、二〇、大判、上卷四七八頁、四八二頁、四九三頁
大正一四、五、四、東地判決、下卷一五〇〇頁
大正一四、五、一二、大判、上卷四一五頁
大正一四、五、一四、安濃津地方判決、上卷一八三頁、三五〇頁
大正一四、五、一九、鹿兒島地方判決、上卷一三頁、一六八頁
大正一四、五、二五、東控判決、下卷一〇八四頁
大正一四、五、二六、東地判決、上卷一六六頁
大正一四、五、二九、大判、下卷一三一八頁
大正一四、六、一、大判、下卷一一四六頁
大正一四、六、九、朝高判決、下卷九九一頁
大正一四、六、一二、東控判決、上卷八三七頁
大正一四、六、一六、東控判決、下卷一四五七頁
大正一四、六、一七、東地判決、上卷二二八頁
大正一四、六、一八、東控判決、上卷二二九頁、下卷一四五七頁
大正一四、六、二四、大判、上卷七一〇頁
大正一四、六、二八、東控判決、上卷五八〇頁、六六六頁
大正一四、六、二九、甲府地方判決、下卷一一四六頁
大正一四、六、二九、法曹會決議、下卷一二四八頁
大正一四、七、四、東地判決、上卷四七八頁、五〇二頁
大正一四、七、六、東地判決、下卷九七九頁
大正一四、七、一〇、東地判決、下卷一一八九頁
大正一四、七、一八、大判、上卷一六六頁
大正一四、七、二〇、大判、下卷一四一四頁
大正一四、七、二一、宇都宮地方判決、上卷三六九頁、七六四頁、下卷一四五七頁
大正一四、八、八、東地判決、上卷二七九頁
大正一四、八、五、東控判決、上卷三八五頁、四七八頁、五〇二頁、六三〇頁
大正一四、八、一〇、東控判決、上卷六三一頁
大正一四、九、一七、東控判決、上卷六三一頁
大正一四、九、二〇、東地判決、上卷四七八頁、五〇二頁
大正一四、九、二八、東地判決、上卷七二七頁
大正一四、一〇、五、大判、上卷二四〇頁
大正一四、一〇、一二、東地判決、下卷一二四九頁、一五三〇頁
大正一四、一〇、一三、朝高判決、上卷四二頁、一九九頁、下卷九一五頁
大正一四、一〇、一五、大判、上卷九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇二頁
大正一四、一〇、二〇、東控判決、上卷四七八頁、五〇二頁、五四七頁、八五五頁、下卷一二八三頁
大正一四、一〇、二〇、東地判決、上卷一三五頁、一三八頁
大正一四、一〇、二〇、東控判決、下卷一二八七頁
大正一四、一〇、二一、東地判決、上卷一九九頁
大正一四、一〇、二七、東地判決、上卷四二四頁
大正一四、一〇、二八、大判、上卷六九頁
大正一四、一〇、二九、大判、上卷五四七頁、五七八頁
大正一四、一〇、三〇、大地判決、下卷一三八二頁
大正一四、一一、二、朝高判決、上卷七一〇頁
大正一四、一一、四、大控判決、上卷八〇八頁
大正一四、一一、一九、東地判決、下卷一四二五頁
大正一四、一一、二一、東地判決、下卷一三八七頁、一三八八頁
大正一四、一一、二七、大判、下卷一一八三頁
大正一四、一一、二八、東控判決、上卷一三〇頁、四四二頁、七二七頁、七五七頁
大正一四、一二、三、大判、上卷四五一頁、六三二頁、七一〇頁
大正一四、一二、四、東地判決、下卷一〇六七頁
大正一四、一二、四、大判、上卷六七六頁
大正一四、一二、六、神戶地方判決、下卷九八五頁
大正一四、一二、八、東控判決、上卷七七五頁
大正一四、一二、一一、大判、下卷一一〇二頁
大正一四、一二、一二、東地判決、上卷五五七頁、下卷一三二六頁
大正一四、一二、一五、東地判決、下卷一一八九頁
大正一四、一二、一五、大判、上卷二三六頁
大正一四、一二、一七、東地判決、上卷四九四頁

大正一四、七、六、東地判決、下卷九七九頁
大正一四、七、一〇、東地判決、下卷一一八九頁
大正一四、七、一八、大判、上卷一六六頁
大正一四、七、二〇、大判、下卷一四一四頁
大正一四、七、二一、宇都宮地方判決、上卷三六九頁、七六四頁、下卷一四五七頁
大正一四、八、八、東地判決、上卷二七九頁
大正一四、八、五、東控判決、上卷三八五頁、四七八頁、五〇二頁、六三〇頁
大正一四、八、一〇、東控判決、上卷六三一頁
大正一四、九、一七、東控判決、上卷六三一頁
大正一四、九、二〇、東地判決、上卷四七八頁、五〇二頁
大正一四、九、二八、東地判決、上卷七二七頁
大正一四、一〇、五、大判、上卷二四〇頁
大正一四、一〇、一二、東地判決、下卷一二四九頁、一五三〇頁
大正一四、一〇、一三、朝高判決、上卷四二頁、一九九頁、下卷九一五頁
大正一四、一〇、一五、大判、上卷九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇二頁
大正一四、一〇、二〇、東控判決、上卷四七八頁、五〇二頁、五四七頁、八五五頁、下卷一二八三頁
大正一四、一〇、二〇、東地判決、上卷一三五頁、一三八頁
大正一四、一〇、二〇、東控判決、下卷一二八七頁
大正一四、一〇、二一、東地判決、上卷一九九頁
大正一四、一〇、二七、東地判決、上卷四二四頁
大正一四、一〇、二八、大判、上卷六九頁
大正一四、一〇、二九、大判、上卷五四七頁、五七八頁
大正一四、一〇、三〇、大地判決、下卷一三八二頁
大正一四、一一、二、朝高判決、上卷七一〇頁
大正一四、一一、四、大控判決、上卷八〇八頁
大正一四、一一、一九、東地判決、下卷一四二五頁
大正一四、一一、二一、東地判決、下卷一三八七頁、一三八八頁
大正一四、一一、二七、大判、下卷一一八三頁
大正一四、一一、二八、東控判決、上卷一三〇頁、四四二頁、七二七頁、七五七頁
大正一四、一二、三、大判、上卷四五一頁、六三二頁、七一〇頁
大正一四、一二、四、東地判決、下卷一〇六七頁
大正一四、一二、四、大判、上卷六七六頁
大正一四、一二、六、神戶地方判決、下卷九八五頁
大正一四、一二、八、東控判決、上卷七七五頁
大正一四、一二、一一、大判、下卷一一〇二頁
大正一四、一二、一二、東地判決、上卷五五七頁、下卷一三二六頁
大正一四、一二、一五、東地判決、下卷一一八九頁
大正一四、一二、一五、大判、上卷二三六頁
大正一四、一二、一七、東地判決、上卷四九四頁

大正一四、一二、一八、大判、上卷八五五頁
大正一四、一二、一八、朝高判決、下卷九〇五頁
大正一四、一二、一九、大判、上卷一七三頁
大正一四、一二、二一、大判、上卷八一頁、二四二頁
大正一四、一二、二四、東控判決、上卷五四八頁
大正一四、一二、二五、東地判決、下卷一二五五頁
大正一四、一二、二五、東控判決、上卷六六六頁、七一〇頁
大正一四、一二、二六、東控判決、下卷一三一八頁
大正一四、一二、二七、大判、上卷四一五頁

大正一五、東地判決、下卷一六七五頁
大正一五、東控判決、下卷一五七八頁、一六八五頁
大正一五、大判、下卷一五七八頁、一六七二頁
大正一五(ソ)五四六號東地決定、上卷二七三頁
大正一五(ハ)一〇五〇二號東區判決、上卷四九四頁
大正一五(ワ)六四三號東地判決、下卷一五七二頁
大正一五、一、一五、大判、上卷一五二頁
大正一五、一、二五、大判、上卷五一九頁
大正一五、一、二六、大判、下卷一〇四六頁、一〇五二頁、一〇五五頁、一三八三頁
大正一五、二、一〇、大判、下卷一六五八頁
大正一五、二、一六、東地判決、下卷一〇四二頁
大正一五、二、一六、大判、下卷一〇三九頁、一三七三頁
大正一五、二、二〇、東區判決、上卷五二頁、四七〇頁
大正一五、二、二二、大判(民刑聯合)、下卷九九八頁、一〇五二頁、一二〇五頁、一二一四頁、一四〇八頁、一四二五頁、一四三六頁、一四四〇頁、四七六頁
大正一五、五、二七、東地判決、上卷六六七頁
大正一五、五、二七、東控判決、上卷四七九頁、五〇三頁、八〇〇頁
大正一五、六、一、朝高判決、上卷一九二頁
大正一五、六、八、大控判決、下卷一〇六九頁
大正一五、六、一〇、東控判決、下卷一二八六頁
大正一五、六、二四、大判、上卷五四八頁
大正一五、六、二五、東地判決、上卷八三八頁、八五五頁
大正一五、六、二六、大判、下卷一二五七頁
大正一五、七、六、東地判決、下卷一四二五頁
大正一五、七、一〇、大判、下卷一五四〇頁
大正一五、七、一二、大判、上卷四六四頁
大正一五、七、二〇、大判、上卷八四四頁
大正一五、七、二三、大判、上卷二七九頁、三〇六頁
大正一五、七、二九、東地判決、上卷四五九頁
大正一五、八、七、東地判決、上卷三九六頁
大正一五、八、二一、大判、上卷六六七頁
大正一五、八、二八、大判、上卷二七六頁、二七九頁
大正一五、九、一三、朝高判決、下卷一五三一頁
大正一五、九、一五、東控判決、上卷七五七頁、八〇四頁
大正一五、九、一八、東控判決、上卷二七四頁
大正一五、九、二〇、大控判決、下卷一〇四三頁
大正一五、九、二三、東控判決、上卷一二七頁、一八三頁、六三一頁
大正一五、九、二九、岡山地方判決、下卷一三二六頁
大正一五、九、三〇、大判、上卷六八三頁
大正一五、一〇、四、大判、上卷五四八頁
大正一五、一〇、九、東地判決、下卷一三二六頁
大正一五、一〇、一一、東地判決、下卷一〇一六頁、一一〇五頁
大正一五、一〇、一二、大判、上卷五二頁
大正一五、一〇、一二、關高覆審部判決、上卷一五八頁、三六五頁
大正一五、一〇、一三、大判、下卷一五四五頁
大正一五、一〇、六、大判、下卷一六三五頁、一六五九頁
大正一五、一〇、二一、大判、下卷一六六〇頁
大正一五、一〇、一四、東地判決、下卷八八三頁、一二九八頁
大正一五、一〇、一四、大判、下卷九二〇頁
大正一五、一〇、二〇、東控判決、上卷六三一頁

大正一五、一〇、二六、東控判決、下卷一〇三五頁
大正一五、一〇、二九、大判、上卷六三一頁
大正一五、一一、二、朝高判決、上卷五一三頁、七二三頁
大正一五、一一、一〇、東地判決、上卷八五五頁
大正一五、一一、一二、東控判決、上卷七一四頁
大正一五、一一、一三、福島地方判決、上卷二四九頁
大正一五、一一、一五、大判、上卷八〇一頁
大正一五、一一、二〇、朝高判決、下卷一二四二頁
大正一五、一一、二二、大判、上卷八一七頁
大正一五、一一、二五、大判、上卷五三頁、八四二頁
大正一五、一二、四、東控判決、下卷九五三頁、一三一八頁
大正一五、一二、七、長崎控訴判決、下卷一二一五頁
大正一五、一二、八、東地判決、下卷一二五三頁
大正一五、一二、一三、刑大判、下卷一二八九頁
大正一五、一二、一四、朝高判決、上卷八三七頁、下卷一三一八頁、一四五八頁
大正一五、一二、一六、大判、下卷一二七一頁
大正一五、一二、二四、東控判決、下卷一〇八四頁
昭和二、東地判決、下卷一五七二頁、一五七八頁、一五七九頁
昭和二、大控判決、上卷七二八頁
昭和二(上)二號關高判決、下卷一五〇〇頁
昭和二(上)三號關高判決、上卷三九六頁

昭和二、一、一〇、千葉區判決、下卷一二五三頁
昭和二、一、一五、大判、上卷七八一頁
昭和二、一、一八、大判、下卷八九七頁
昭和二、一、二一、大判、上卷七五八頁
昭和二、一、二五、大判、上卷四九六頁
昭和二、一、二六、大地判決、上卷四七〇頁
昭和二、一、三一、大判、上卷二八一頁
昭和二、二、二、東區判決、上卷三一〇頁、八一一頁
昭和二、二、大判、上卷四八八頁
昭和二、二、五、東地判決、上卷五四八頁、下卷一三二七頁
昭和二、二、九、東控判決、下卷一二五八頁、一二六二頁
昭和二、二、二一、大判、下卷一〇七〇頁
昭和二、二、二六、大判、下卷一六四四頁
昭和二、三、三、東控判決、下卷一一〇二頁
昭和二、三、三、岡山地方判決、下卷一二二六頁
昭和二、三、四、大判、上卷二一五頁、八五五頁
昭和二、三、五、東控判決、下卷一一六八頁
昭和二、三、一六、大判、下卷一三一九頁
昭和二、三、一七、大判、下卷一六四四頁
昭和二、三、二二、大判、上卷四五七頁、七六〇頁
昭和二、三、二二、東地判決、上卷五三八頁、五五七頁、五八二頁、六六七頁
昭和二、三、二六、大判、上卷八三四頁

昭和二、三、二七、大判、下卷一五四〇頁
昭和二、四、七、福山區判決、下卷一五〇〇頁
昭和二、四、七、東控判決、下卷一四〇八頁
昭和二、四、一二、朝高判決、上卷九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇四頁、二一二頁
昭和二、四、一三、大判、上卷五四頁
昭和二、四、一五、大判、上卷六六七頁、八六四頁
昭和二、四、一五、朝高判決、上卷一六五頁
昭和二、四、二〇、東地判決、上卷八二頁、四〇七頁
昭和二、四、二一、東控判決、上卷四二四頁、下卷一〇三五頁
昭和二、四、二二、東控判決、下卷一三二七頁
昭和二、四、二三、大判、上卷五五七頁
昭和二、四、二五、大地判決、下卷一五五七頁
昭和二、四、二六、大判、下卷一一〇五頁、一四一五頁、一四七八頁
昭和二、四、二八、大判、下卷一四八四頁、一六三五頁
昭和二、五、一二、大判、上卷四二五頁、五一三頁
昭和二、五、一六、廣島控訴判決、上卷六八九頁
昭和二、五、一六、長崎控訴判決、上卷一四五頁、一四八頁
昭和二、五、一六、大判、上卷四四七頁
昭和二、五、一九、大判、上卷三八五頁、四二六頁、五一三頁、七一九頁、下卷一四八四頁、一六三六頁
昭和二、五、二〇、神戶地方判決、下卷一三八四頁
昭和二、五、三〇、大判、下卷一〇三二頁
昭和二、五、三〇、大控判決、下卷九九六頁
昭和二、五、三一、東控判決、下卷九九六頁
昭和二、六、八、大判、下卷一五二二頁
昭和二、六、一三、東控判決、下卷一六六〇頁
昭和二、六、一三、大判、上卷一三一頁
昭和二、六、一四、大判、下卷一一〇六頁
昭和二、六、一五、大判、下卷一〇一九頁
昭和二、六、二二、行政判決、下卷一三一九頁
昭和二、六、二九、大判、上卷三九六頁、五六五頁
昭和二、六、三〇、東地判決、上卷一八六頁
昭和二、七、七、大判、下卷一〇二五頁、一〇五二頁
昭和二、七、一二、高等法院聯合部判決、下卷一六三九頁
昭和二、七、一四、大判、下卷一二五六頁
昭和二、七、二二、東區判決、上卷一八一頁、一九九頁
昭和二、八、六、東控判決、下卷一三八九頁
昭和二、八、二七、東地判決、上卷二七四頁
昭和二、九、五、仙臺地方決定、上卷五七六頁
昭和二、九、九、刑大判、下卷一一九〇頁
昭和二、九、一二、釧路區判決、下卷一〇一六頁
昭和二、九、一四、大決、上卷三六九頁
昭和二、九、一六、東地判決、上卷三七〇頁
昭和二、九、二二、東地判決、上卷四七九頁、五〇四頁、下卷一

三二〇頁
昭和二、九、二八、栃木區判決、下卷一二五九頁
昭和二、九、二九、上諏訪區判決、上卷五五頁
昭和二、一〇、四、東地判決、上卷四四七頁
昭和二、一〇、六、大控判決、下卷一二一五頁
昭和二、一〇、八、東地判決、上卷四五八頁
昭和二、一〇、一一、東控判決、上卷四七九頁、五〇四頁
昭和二、一〇、一二、東控判決、上卷七七五頁
昭和二、一〇、二六、大判、上卷五五八頁
昭和二、一〇、三一、上諏訪區判決、上卷四四頁、四七九頁、五〇四頁
昭和二、一〇、三一、大判、下卷一一八八頁
昭和二、一一、五、東地判決、上卷四三二頁
昭和二、一一、一七、大判、下卷九九六頁、一〇〇七頁
昭和二、一一、二一、大判、下卷一五六九頁
昭和二、一一、二四、東地判決、上卷一五二頁
昭和二、一一、二六、大判、上卷四九四頁
昭和二、一二、三、大判、上卷三八五頁
昭和二、一二、七、民事局長回答、上卷六五六頁
昭和二、一二、八、東控判決、上卷一七一頁
昭和二、一二、一〇、大判、上卷三七四頁
昭和二、一二、一三、大判、上卷五九七頁
昭和二、一二、一四、大判、下卷一〇三二頁、一一〇六頁
和昭三、大地判決、下卷一六八五頁
昭和三、東地判決、下卷一五七三頁
昭和三、鹿兒島地方判決、下卷一六八五頁
昭和三(ワ)一三二九號大地判決、下卷九八六頁
昭和三、一、三〇、東控判決、上卷二五四頁
昭和三、二、一〇、東控判決、上卷三九七頁
昭和三、二、一五、朝高判決、上卷三九七頁
昭和三、二、一五、大判、上卷一七七頁
昭和三、二、一五、東控判決、下卷九四九頁
昭和三、二、一七、朝高判決、下卷一〇九六頁、一三二一頁
昭和三、二、二一、大判、下卷九八六頁
昭和三、二、二一、七尾區判決、下卷一二六三頁
昭和三、二、二八、朝高判決、上卷一一五七頁
昭和二、一二、一五、大判、上卷五九七頁、六六八頁
昭和二、一二、一九、大控判決、上卷八四三頁、下卷八八三頁、八九一頁
昭和二、一二、一九、大判、下卷一五二二頁
昭和二、一二、二二、大判、上卷四六八頁
昭和二、一二、二三、岐阜地方判決、上卷三八五頁
昭和二、一二、二六、大判、上卷三九七頁、五六九頁、下卷八八三頁
昭和二、一二、二七、刑大判、下卷九九六頁

昭和二、二、二八、大判、上卷二三七頁
昭和三、三、五、大判、上卷五九七頁
昭和三、三、六、朝高判決、上卷八三七頁
昭和三、三、一〇、大判、上卷一〇六頁、一六七頁、一七五頁、下卷九一六頁、九八一頁、一〇三三頁、一〇四一頁、一三七四頁
昭和三、三、一七、東控判決、上卷四七九頁、五〇四頁
昭和三、三、二〇、東控判決、下卷一五六六頁
昭和三、三、二二、旭川地方判決、上卷九五頁
昭和三、三、二三、岡山地方判決、上卷七一五卷
昭和三、三、二八、東控判決、下卷一五四五頁
昭和三、三、三一、大判、下卷一五七九頁
昭和三、三、三一、大決、下卷一五七三頁
昭和三、四、四、大判、下卷一三二一頁
昭和三、四、一四、大判、下卷、一五四九頁、一五五〇頁
昭和三、四、二八、東地判決、上卷五九二頁
昭和三、四、三〇、東控判決、上卷六六八頁
昭和三、五、一五、大判、下卷、一五七四頁
昭和三、五、一六、東控判決、下卷一六三七頁
昭和三、五、二五、朝高判決、上卷七六七頁
昭和三、五、二八、大判、上卷二二一頁、七二七頁、七二八頁
昭和三、五、三一、名古屋地方判決、上卷四二六頁
昭和三、五、三一、大判、上卷五八八頁、六七六頁、七四〇頁、七四五頁、七四八頁、七八六頁
昭和三、六、一、東地判決、上卷七七五頁
昭和三、六、五、大判、下卷一一三頁
昭和三、六、六、大判、下卷一一五七頁
昭和三、六、七、大判、上卷二〇〇頁
昭和三、六、八、大判、下卷一三四一頁
昭和三、六、一三、大判、下卷一〇〇七頁、一〇一七頁、一〇二一頁、一〇二二頁
昭和三、六、二六、東地判決、上卷二八一頁
昭和三、六、二七、大判、下卷一四三一頁
昭和三、六、二八、大判、上卷二九九頁
昭和三、七、三、長崎控訴判決、上卷七一一頁、下卷一〇六四頁
昭和三、七、四、大判、上卷五四九頁
昭和三、七、一四、關地判決、上卷三九七頁
昭和三、七、一九、大判、下卷一五六九頁
昭和三、七、二六、大地判決、上卷八三四頁、下卷一〇一四頁
昭和三、八、一、大判、下卷一三六五頁、一四六七頁
昭和三、八、二、東控判決、下卷一三四一頁
昭和三、八、六、東地判決、上卷三七〇頁
昭和三、八、二三、大控判決、下卷九九六頁
昭和三、一〇、一、大地判決、上卷四一六頁、六六八頁、七一一頁
昭和三、一〇、四、大判、上卷八三四頁

昭和三、一〇、一一、大判、下巻一〇一七頁、一〇二二頁
昭和三、一〇、一二、朝高判決、上巻六八一頁
昭和三、一〇一三、大判、下巻一〇六七頁
昭和三、一〇、一六、朝高判決、上巻六九三頁
昭和三、一〇、一六、大判、上巻三四一頁
昭和三、一〇、二〇、大判、上巻七一二頁、下巻一一〇二頁
昭和三、一〇、二二、東地判決、上巻三八六頁
昭和三、一〇、二三、東地判決、下巻九六一頁
昭和三、一〇、三〇、大判、上巻六三三頁、六四〇頁、七四四頁、七六〇頁、下巻一五七六頁
昭和三、一一、大判、下巻一一八八頁
昭和三、一一、一二、東地判決、上巻三九八頁
昭和三、一一、一二、廣島地方吳支部判決、上巻七一二頁
昭和三、一二、九、東地判決、下巻一〇三三頁
昭和三、一二、一七、大判、上巻八五六頁
昭和三、一一、二〇、大判、上巻六九四頁
昭和三、一一、二八、大判、上巻六九五頁
昭和三、一二、八、東地判決、上巻四七五頁
昭和三、一二、一二、大判、上巻五二二頁、六六八頁、六六九頁
昭和三、一二、一八、大地判決、上巻一八〇頁
昭和三、一二、一八、東地判決、上巻一八六頁
昭和三、一二、一九、大判、上巻九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇五頁
昭和三、一二、一九、大地判決、上巻五五八頁、五七六頁
昭和三、一二、一九、朝高判決、上巻六八一頁
昭和三、一〇一三、大判、下巻一〇六七頁
昭和三、一〇、一六、朝高判決、上巻六九三頁
昭和三、一〇、一六、大判、上巻三四一頁
昭和三、一〇、二〇、大判、上巻七一二頁、下巻一一〇二頁
昭和三、一〇、二二、東地判決、上巻三八六頁
昭和三、一〇、二三、東地判決、下巻九六一頁
昭和三、一〇、三〇、大判、上巻六三三頁、六四〇頁、七四四頁、七六〇頁、下巻一五七六頁
昭和三、一一、大判、下巻一一八八頁
昭和三、一一、一二、東地判決、上巻三九八頁
昭和三、一一、一二、廣島地方吳支部判決、上巻七一二頁
昭和三、一二、九、東地判決、下巻一〇三三頁
昭和三、一二、一七、大判、上巻八五六頁
昭和三、一一、二〇、大判、上巻六九四頁
昭和三、一一、二八、大判、上巻六九五頁
昭和三、一二、八、東地判決、上巻四七五頁
昭和三、一二、一二、大判、上巻五二二頁、六六八頁、六六九頁
昭和三、一二、一八、大地判決、上巻一八〇頁
昭和三、一二、一八、東地判決、上巻一八六頁
昭和三、一二、一九、大判、上巻九三頁、一〇〇頁、一〇一頁、一〇五頁
昭和三、一二、一九、大地判決、上巻五五八頁、五七六頁
昭和四、一、七、富山地方判決、上巻七一二頁
昭和四、一、二三、大判、下巻一四八八頁
昭和四、二、六、大田原區判決、上巻二〇〇頁
昭和四、二、九、大判、上巻三七〇頁
昭和四、二、二〇、福岡地方判決、上巻七九頁、一五三頁
昭和四、二、二五、吳區判決、下巻一六三七頁
昭和四、三、二、大判、上巻一四五頁、一四八頁
昭和四、三、六、東地判決、下巻一〇五五頁、一〇六〇頁
昭和四、三、六、栃木區判決、下巻一二六〇頁
昭和四、三、六、東地判決、下巻一四〇八頁
昭和四、三、一一、長崎控訴判決、下巻一〇九二頁、一〇九四頁、一〇九六頁
昭和四、三、一二、臺高判決、上巻六三三頁、八〇九頁
昭和四、三、一三、大判、上巻一六七頁
昭和四、三、一六、大判、上巻一七一頁
昭和四、三、一八、大判、上巻八一七頁、八五六頁
昭和四、三、二五、盛岡地方一關支部判決、上巻二七五頁
昭和四、東地判決、下巻一六四九頁
昭和四(ネ)一七九號、東控判決、下巻九七〇頁
昭和四(ワ)三六七號、名古屋地方判決、下巻一〇三九頁、一三七二頁
昭和四、七、富山地方判決、上巻七一二頁
昭和四、一、二三、大判、下巻一四八八頁
昭和四、二、六、大田原區判決、上巻二〇〇頁
昭和四、二、九、大判、上巻三七〇頁
昭和四、二、二〇、福岡地方判決、上巻七九頁、一五三頁
昭和四、二、二五、吳區判決、下巻一六三七頁
昭和四、三、二、大判、上巻一四五頁、一四八頁
昭和四、三、六、東地判決、下巻一〇五五頁、一〇六〇頁
昭和四、三、六、栃木區判決、下巻一二六〇頁
昭和四、三、六、東地判決、下巻一四〇八頁
昭和四、三、一一、長崎控訴判決、下巻一〇九二頁、一〇九四頁、一〇九六頁
昭和四、三、一二、臺高判決、上巻六三三頁、八〇九頁
昭和四、三、一三、大判、上巻一六七頁
昭和四、三、一六、大判、上巻一七一頁
昭和四、三、一八、大判、上巻八一七頁、八五六頁
昭和四、三、二五、盛岡地方一關支部判決、上巻二七五頁
昭和四、三、二六、大判、上巻一七七頁
昭和四、三、三〇、大判、下巻一〇〇七頁、一一五三頁、一一六一頁
昭和四、四、五、大判、下巻一二〇一頁、一二〇六頁、一三三二頁、一三三三頁
昭和四、四、六、大判、上巻五三一頁
昭和四、四、九、東地判決、上巻二〇〇頁
昭和四、四、九、大判、下巻一四一四頁
昭和四、四、一七、岐阜地方判決、上巻二〇〇頁
昭和四、五、一、大控判決、上巻八三五巻
昭和四、五、三、大判、下巻一〇一七頁
昭和四、五、一五、大判、上巻二〇一頁
昭和四、五、一八、大判、上巻二八七頁
昭和四、五、二五、大判、上巻六七〇頁
昭和四、五、三〇、東地判決、上巻五五八頁
昭和四、五、三一、大判、下巻一〇九二頁
昭和四、六、五、大判、上巻四五八頁、四六〇頁
昭和四、六、一二、大地判決、下巻一〇六七頁
昭和四、六、一九、大判、下巻一一五三頁、一一六二頁
昭和四、六、二六、大判、上巻八六頁
昭和四、六、二七、大判、下巻一五六九頁、一五七四頁
昭和四、六、二九、名古屋地方判決、上巻六三三頁
昭和四、七、二、朝高判決、下巻一三五八頁
昭和四、七、四、大判、下巻一三七四頁
昭和四、七、六、大判、上巻五九七頁、下巻八九一頁、一六九七頁
昭和四、七、九、朝高判決、上巻七一頁
昭和四、七、一三、長崎控訴判決、上巻一六五頁
昭和七、一九、朝高判決、下巻一〇八四頁
昭和四、七、三〇、大判、下巻一五七四頁
昭和四、九、六、朝高判決、下巻八九七頁、九一六頁
昭和四、九、七、大判、上巻四二六頁、五一三頁
昭和四、九、一五、名古屋地方判決、上巻六三四頁
昭和四、九、一六、大判、下巻一五六九頁
昭和四、一〇、四、朝高判決、下巻一二九三頁
昭和四、一〇、一一、朝高判決、上巻四八九頁
昭和四、一〇、二三、大判、上巻四七九頁、四八五頁、五〇四頁
昭和四、一〇、二三、横濱地方判決、上巻六七〇頁
昭和四、一〇、二三、東地判決、下巻一二六四頁
昭和四、一一、九、大判、上巻三八六頁
昭和四、一二、四、大判、下巻一五七七頁
昭和四、一二、六、東控判決、下巻一〇一四頁
昭和四、一二、一一、大判、上巻二五四頁
昭和四、一二、一三、法曹會決議、上巻七一頁
昭和四、一二、二〇四、大控判決、上巻六〇頁
昭和四、一二、二一、大判、上巻四七三頁

昭和四、一二、二七、大判、下卷一三二一頁

昭和四、一二、二八、臺高判決、下卷一四〇九頁

昭和五、名古屋地方判決、下卷一二六四頁

昭和五(ハ)一三二五號、熊本區判決、上卷六七〇頁、下卷一五一三頁

昭和五、一、二八、大判、上卷二一五頁、五一三頁、下卷一五五〇頁、一五五一頁

昭和五、二、一五、長崎控訴判決、上卷一九二頁

昭和五、二、一八、京都地方判決、下卷一一〇〇頁

昭和五、二、二一、東控判決、下卷一〇三四頁

昭和五、三、一〇、大判、上卷四六三頁

昭和五、三、二七、東地判決、上卷五四九頁

昭和五、四、七、大判、上卷六三四頁、六七〇頁

昭和五、四、一二、東區判決、上卷四七〇頁

昭和五、四、一四、大判、下卷一一二六頁

昭和五、四、一九、大判、上卷四五二頁

昭和五、四、一九、臺高上告部判決、上卷五一九頁

昭和五、五、一、東區判決、上卷二二九頁、五五八頁

昭和五、五、二、朝高判決、下卷一〇八四頁

昭和五、五、三、東區判決、上卷四五八頁、七四一頁

昭和五、五、八、大判、下卷八九二頁、一五〇一頁

昭和五、五、八、大控判決、上卷六七一頁

昭和五、五、一九、大判、下卷一五四一頁

昭和五、五、二二、大判、上卷四六〇頁、下卷一四二二頁、一六六〇頁

昭和五、六、二三、大判、上卷二八〇頁

昭和五、七、一、大判、下卷一四〇九頁、一四二六頁

昭和五、七、二、大判、上卷一八七頁

昭和五、七、四、東地判決、下卷一三二一頁

昭和五、七、七、大判、下卷一五七五頁

昭和五、七、九、大判、下卷一五五七頁

昭和五、七、一〇、大判、上卷三〇四頁

昭和五、七、一四、大判、下卷一三九一頁

昭和五、七、一四、東地判決、下卷九八六頁

昭和五、七、一六、大控判決、下卷一〇八五頁

昭和五、七、一七、東地判決、上卷二八〇頁

昭和五、七、一七、大判、下卷一五五一頁

昭和五、七、二二、東控判決、下卷一三二七頁

昭和五、七、二三、關高判決、下卷一三〇四頁

昭和五、七、二四、東區判決、上卷二二九頁、四七九頁、五〇四頁

昭和五、七、二六、大判、下卷一三二七頁

昭和五、七、二六、東區判決、上卷六三四頁

昭和五、八、九、東控判決、下卷一〇二三頁、一一〇六頁、一三二一頁

昭和五、八、二〇、東地判決、下卷一〇八五頁

昭和五、八、二三、臺高上告部判決、上卷七六一頁、八一〇頁

昭和五、九、三、熊本地方判決、下卷一三二二頁

昭和五、九、五、大判、上卷二二一頁、四八九頁

昭和五、九、一三、大判、上卷二九七頁

昭和五、九、一六、名古屋地方判決、上卷二七五頁

昭和五、九、二七、大判、下卷一五四一頁、一五四八頁

昭和五、九、三〇、東控判決、上卷二七七頁、三〇二頁、三〇三頁、三〇五頁

昭和五、一〇、一、大判、上卷三八六頁

昭和五、一〇、四、東控判決、上卷八五六頁

昭和五、一〇、一一、大判、上卷四二六頁

昭和五、一〇、一三、東地判決、上卷七八六頁

昭和五、一〇、二二、大地判決、下卷一〇一三頁、一一八四頁

昭和五、一〇、二二、東地判決、上卷四七九頁、五〇五頁

昭和五、一〇、二三、島原區判決、上卷一五三頁

昭和五、一〇、二五、大判、一五〇二頁

昭和五、一〇、二八、大判、上卷六〇三頁

昭和五、一〇、三〇、東地判決、下卷九八七頁

昭和五、一〇、三〇、大地判決、上卷七一二頁、下卷一五一四頁

昭和五、一一、八、大判、上卷二八八頁

昭和五、一一、一一、朝高判決、下卷一五四一頁

昭和五、一一、一九、大判、下卷一〇八五頁

昭和五、一一、二六、大地判決、下卷一二五六頁

昭和五、一一、二八、刑大判、下卷一五六五頁

昭和五、一二、九、大地判決、上卷七三一頁、八〇八頁

昭和五、一二、二〇、大判、上卷一四六頁、下卷一四二六頁、一四六八頁

昭和五、一二、二六、松山區判決、下卷一五五八頁

昭和五、一二、二七、大判、下卷一五四一頁

昭和六(ワ)六四八號大地判決、下卷一四九六頁

昭和六、一、一七、東控判決、上卷四一六頁

昭和六、二、七、關高判決、下卷九八〇頁、一〇九三頁

昭和六、二、一〇、大判、上卷六三五頁

昭和六、二、一三、大判、下卷一二六五頁

昭和六、二、一三、東地判決、下卷一五一四頁

昭和六、二、一九、東控判決、上卷一六八頁

昭和六、二、二五、東地判決、上卷二九〇頁

昭和六、三、二、大判、下卷一五七五頁

昭和六、三、二、東地判決、下卷九二六頁

昭和六、三、一〇、大判、上卷四八九頁

昭和六、三、一三、東地判決、上卷六七一頁

昭和六、四、一五、法曹會決議、下卷一五五八頁

昭和六、四、一五、大判、上卷七二三頁、下卷一四六八頁

昭和六、四、一七、東地判決、上卷八一七頁

昭和六、四、二四、大判、上卷一五九頁
昭和六、四、二五、臺高判決、上卷一六一頁
昭和六、四、二八、大判、下卷九四九頁
昭和六、五、一二、大判、上卷三九八頁
昭和六、五、一三、大判、上卷六七一頁
昭和六、五、二〇、大判、上卷二八四頁
昭和六、五、二二、大判、上卷六九頁、七三五頁
昭和六、五、二三、大判、上卷二九五頁、二九六頁
昭和六、六、一三、大判、上卷三七〇頁
昭和六、六、一九、大判、上卷二九六頁
昭和六、六、二九、廣島控訴判決、下卷九一六頁
昭和六、七、三、大判、下卷九九一頁、一二五三頁
昭和六、七、八、大判、上卷二九三頁
昭和六、七、一〇、大判 上卷二七六頁、二七九頁
昭和六、七、一七、大判、上卷七一二頁
昭和六、七、二〇、大判、上卷二八四頁、二九四頁、二九六頁
昭和六、八、一〇、横濱地方判決、下卷一三七七頁
昭和六、八、一九、臺高判決、下卷一二一六頁、一三二七頁、一三四二頁
昭和六、八、二八、東控判決、上卷四七九頁、五〇五頁、六七一頁
昭和六、九、四、大判、下卷一一七一頁
昭和六、九、八、大判、上卷五八九頁、五九七頁
昭和六、九、一一、大判、下卷一三二二頁
昭和六、九、二九、大判、上卷一六一頁
昭和六、一〇、日不詳、大判、下卷一一一九頁
昭和六、一〇、三、臺高判決、上卷三九八頁
昭和六、一〇、七、大判、上卷五五九頁
昭和六、一〇、一〇、大判、上卷四四八頁
昭和六、一〇、一四、臺高判決、下卷一三五八頁
昭和六、一〇、一五、大判、上卷五五九頁
昭和六、一〇、一九、大判、下卷一五五四頁
昭和六、一〇、二二、東控判決、下卷一〇六九頁
昭和六、一〇、二八、大判、下卷一五六九頁
昭和六、一〇、三〇、大判、上卷二九六頁、七六一頁、下卷一六九〇頁
昭和六、一一、四、法曹會決議、下卷一〇一三頁
昭和六、一一、六、大判、上卷一二二頁
昭和六、一一、九、大判、下卷一六九〇頁
昭和六、一一、一〇、大判、下卷一五六八頁
昭和六、一一、一二、大判、下卷一一七一頁
昭和六、一一、一三、大判、上卷八五六頁
昭和六、一一、一四、大判、上卷五二二頁、下卷一三四二頁、一四六八頁
昭和六、一一、一九、大判、下卷一五六六頁
昭和六、一一、二二、大判、下卷九八七頁

昭和六、一一、二七東地判決、上卷七一二頁
昭和六、一一、二八、東控判決、下卷一二六五頁
昭和六、一一、三〇、東地判決、上卷五五〇頁
昭和六、一二、日不詳、大判、上卷四三六頁
昭和六、一二、一、朝高判決、下卷九七九頁
昭和六、一二、一九、大判、下卷一五二八頁
昭和六、一二、二、大判、下卷一〇五三頁、一五四一頁、一五五八頁、一五六六頁、一五六九頁
昭和六、一二、一二、大判、下卷一五七三頁
昭和六、一二、一五、大判、下卷一六九〇頁
昭和六、一二、一六、大判、下卷一五七五頁
昭和六、一二、二二、一判、下卷大五二八頁
昭和六、一二、二三、大地判決、下卷一三七一頁
昭和六、一二、二四、東區判決、上卷一三八頁
昭和六、一二、二七、山口地方判決、下卷一三八三頁
昭和六、一二、二八、東控判決、上卷一六五頁
昭和七、一、二五、大判、上卷三八九頁
昭和七、一、二六、大判、上卷五五〇頁、五六九頁
昭和七、二、四、大判、下卷一一六八頁
昭和七、二、九、朝高判決、下卷一六四四頁
昭和七、二、一〇、大判、下卷一五二九頁
昭和七、二、一二、大判、下卷一〇九三頁、一〇九六頁
昭和七、二、二三、大判、下卷一五七七頁
昭和七、二、二四、大判、下卷一三四二頁
昭和七、二、二七、大判、下卷一五四六頁
昭和七、二、二九、大判、上卷二五二頁、二五四頁、二九九頁
昭和七、三、三、大判、下卷一〇二三頁
昭和七、三、一一、大判、下卷一五二九頁
昭和七、三、一四、大判、上卷五五頁
昭和七、三、一七、大判、上卷四六〇頁
昭和七、三、二五、大判、上卷三一九頁、下卷一五四一頁
昭和七、三、二九、大判、上卷三一九頁
昭和七、四、一一、大判、下卷一一四九頁、一四〇九頁
昭和七、四、二八、大判、上卷二九三頁
昭和七、四、三〇、大判、下卷一五七五頁
昭和七、五、三、太判、下卷一一三〇頁、一一三六頁
昭和七、五、三、東控決定、上卷七一三頁
昭和七、五、一七、大判、下卷一一七四頁
昭和七、五、二一、大判、下卷一五〇六頁
昭和七、五、二七、大判、下卷一三二二頁、一六三七頁
昭和七 五、二八、廣島地方判決、下卷一〇六一頁、一三四二頁
昭和七、五、三〇、東地判決、上卷六九五頁
昭和七、五、三一、東地判決、下卷一五〇二頁
昭和七、六、四、大判、上卷、二九〇頁、下卷一〇一七頁、一三五一頁、一三五八頁

昭和七、六、七、大判、上巻一五九頁、四一七頁、下巻一一七三頁
昭和七、六、一〇、東地判決、上巻六七二頁、六九七頁
昭和七、六、一一、大判、下巻一五二二頁
昭和七、六、一一、東地判決、下巻一四六八頁
昭和七、六、一七、大判、上巻三一九頁
昭和七、六、二〇、大判、上巻六七二頁
昭和七、六、二三、大判下巻九九二頁
昭和七、六、二九、大判上巻五五〇頁
昭和七、六、三〇、大判、下巻一五〇頁
昭和七、七、大判、上巻五五頁、二九一頁、五二五頁
昭和七、七、八、大判、下巻一〇四四頁
昭和七、七、九、東地判決、下巻九八七頁
昭和七、七、九、大判、上巻九三頁、一〇〇頁
昭和七、七、一四、大判、上巻四五八頁
昭和七、七、一九、大判、下巻一二八七頁
昭和七、七、二〇、大判、下巻九六三頁
昭和七、七、二二、東控判決、下巻一〇八五頁
昭和七、六、二八、大判、下巻一五四二頁
昭和七、六、三〇、大判、下巻一二四六頁、一二五四頁
昭和七、七、一九、大判、下巻一二九九頁
昭和七、七、二九、大判、下巻一六六〇頁
昭和七、八、九、長崎控訴判決、上巻二三八頁　下巻八七九頁、九一六頁、九一九頁
昭和七、八、九、大判、上巻一九三頁、一〇五頁
昭和七、八、九、大判、上巻九三頁、一〇五頁
昭和七、八、二五、大判、下巻一二四九頁
昭和七、九、一七、大判、上巻一四三頁
昭和七、九、二九、東地判決、下巻一三二九頁
昭和七、九、三〇、大判、上巻二六七頁、三〇一頁
昭和七、一〇、一四、大判、下巻一三八四頁
昭和七、一〇、一四、濱田區判決、下巻一五三五頁
昭和七、一〇、一五、大判、上巻一一〇頁
昭和七、一〇、二三、大判、上巻二〇一頁
昭和七、一〇、二五、東地判決、上巻四七九頁、四八九頁
昭和七、一〇、二九、大判、上巻七八七頁
昭和七、一一、朝高判決、下巻一〇八五頁
昭和七、一一、一五、大判、上巻四六四頁、下巻九二四頁
昭和七、一一、一六、大判、下巻一〇一七頁、一〇二三頁
昭和七、一一、一九、大判、上巻五六頁
昭和七、一一、二四、大判、上巻二九一頁、二九六頁
昭和七、一二、三、臺高判決、下巻一一七一頁
昭和七、一二、一七、大判、上巻七一頁、下巻一五〇七頁
昭和七、一二、八、大判、下巻一六六〇頁
昭和七、一二、二〇、大判、上巻三二六頁
昭和七、一二、二四、大判、上巻三九八頁、下巻一二九二頁

昭和八、一、一四、大判、下巻一二七九頁
昭和八、二、某日、大判、下巻一三八四頁
昭和八、二、六、大判、上巻六七六頁
昭和八、二、七、大判、下巻一六九〇頁
昭和八、二、一六、大判、上巻四九四頁
昭和八、二、一八、大判、上巻一一〇頁
昭和八、二、二一、大判、下巻一一六八頁、一五七一頁
昭和八、二、二二、東控判決、上巻二七六頁、下巻一〇八六頁
昭和八、二、二三、大判、下巻一〇一七頁
昭和八、二、二四、大判、下巻一二三七頁
昭和八、二、二五、大判、上巻三八九頁、下巻一六九〇頁
昭和八、三、大判、上巻三一九頁
昭和八、三、四、大判、上巻四三頁、下巻一二五四頁、一五〇六頁
昭和八、三、九、大判、下巻一六九〇頁
昭和八、三、一〇、大判、上巻三二〇頁
昭和八、三、二二、大判、上巻四九四頁
昭和八、三、二三、大判、上巻四九五頁
昭和八、三、二四、刑大判、下巻一五五一頁
昭和八、三、二七、大判、下巻一〇五三頁、一五四二頁、一六四五頁
昭和八、三、二八、大判、上巻二〇一頁
昭和八、四、八、大判、上巻二九頁、四三頁、五六頁、七六頁
昭和八、四、一二、大判、下巻一六九〇頁
昭和八、四、一八、大判、上巻四五四頁、下巻一五七五頁
昭和八、四、二二、大判、下巻一五七五頁
昭和八、四、二四、大判、上巻一五九頁
昭和八、四、二五、大判、上巻二九一頁、三〇六頁
昭和八、四、二六、大判、下巻一五七四頁
昭和八、五、一七、大判、下巻一〇三四頁
昭和八、五、二四、大判、上巻一九六頁
昭和八、五、三〇、大判、下巻一三〇六頁
昭和八、六、一、大判、下巻一五四六頁
昭和八、六、一三、大判、下巻一〇八六頁、一五〇二頁、一六四一頁
昭和八、六、一六、大判、下巻一一七二頁
昭和八、六、一七、大判、上巻二九六頁、一三二二頁
昭和八、七、一五、大判、下巻一五四二頁
昭和八、七、二七、大判、上巻七六四頁
昭和八、七、二九、大判、下巻一三二八頁
昭和八、七、三一、大判、上巻五六〇頁
昭和八、八、七、大判、下巻一一六八頁

昭和九、五、一九大判、上巻五一九頁、下巻一五七六頁
昭和九、五、一九大判、上巻五四〇頁
昭和九、六、六大判、上巻七四四頁
昭和九、七、一五大判、上巻七五九八頁
昭和九、七、一九大判、上巻三六六頁
昭和九、七、一一大判、上巻三八九頁
昭和九、七、一四大判、下巻一二五二頁
昭和九、七、二〇大判、上巻二三五頁、下巻一二七頁
昭和九、七、二一大判、上巻三二〇頁、下巻一二七一頁
昭和九、七、二七大判、下巻一三二七頁
昭和九、八、三大判、上巻三二六頁、三二七頁
昭和九、八、九大判、下巻一〇二六頁、一四一四頁、一四四三頁
昭和九、九、一二大判、上巻五二四頁、一四四六頁、一四四九頁
昭和九、九、一四大判、下巻一〇八六頁
昭和九、九、一五大判、下巻一二四九頁
昭和九、九、二〇大判、上巻三四四〇頁
昭和九、九、二六大判、上巻三四一頁
昭和九、九、二八大判、下巻一四六六頁
昭和九、九、二九大判、下巻一二五〇頁
昭和九、一〇、一大判、上巻五六七頁
昭和九、一〇、二大判、上巻三八九頁
昭和九、一〇、三大判、上巻三四〇頁
昭和九、一〇、四大判、上巻三四二頁
昭和九、一〇、五大判、上巻三四四頁
昭和九、一〇、六大判、上巻三四五頁
昭和九、一〇、八大判、上巻五四八頁
昭和九、一〇、一一大判、上巻五四九頁
昭和九、一〇、一二大判、上巻五五〇頁
昭和九、一〇、一三大判、下巻一四七九頁
昭和九、一〇、一五大判、上巻五五七頁
昭和九、一〇、一六大判、下巻一四八〇頁
昭和九、一〇、一七大判、上巻五五八頁
昭和九、一〇、一八大判、上巻五五九頁
昭和九、一〇、一九大判、上巻五六〇頁
昭和九、一〇、二〇大判、上巻五六一頁
昭和九、一〇、二二大判、上巻五六二頁
昭和九、一〇、二三大判、上巻五六三頁
昭和九、一〇、二六大判、上巻五六四頁
昭和九、一〇、二七大判、上巻五六五頁
昭和九、一〇、二九大判、上巻五六六頁
昭和九、一〇、三〇大判、上巻五六七頁
昭和九、一一、一大判、上巻五六八頁
昭和九、一一、二大判、上巻五六九頁
昭和九、一一、三大判、上巻五七〇頁
昭和九、一一、四大判、上巻五七一頁
昭和九、一一、五大判、上巻五七二頁
昭和九、一一、六大判、上巻五七三頁
昭和九、一一、七大判、上巻五七四頁
昭和九、一一、八大判、上巻五七五頁
昭和九、一一、九大判、上巻五七六頁
昭和九、一一、一〇大判、上巻五七七頁
昭和九、一一、一一大判、上巻五七八頁
昭和九、一一、一二大判、上巻五七九頁
昭和九、一一、一三大判、上巻五八〇頁
昭和九、一一、一四大判、上巻五八一頁
昭和九、一一、一五大判、上巻五八二頁
昭和九、一一、一六大判、上巻五八三頁
昭和九、一一、一七大判、上巻五八四頁
昭和九、一一、一八大判、上巻五八五頁
昭和九、一一、一九大判、上巻五八六頁
昭和九、一一、二〇大判、上巻五八七頁
昭和九、一一、二一大判、上巻五八八頁
昭和九、一一、二二大判、上巻五八九頁
昭和九、一一、二三大判、上巻五九〇頁
昭和九、一一、二四大判、上巻五九一頁
昭和九、一一、二五大判、上巻五九二頁
昭和九、一一、二六大判、上巻五九三頁
昭和九、一一、二七大判、上巻五九四頁
昭和九、一一、二八大判、上巻五九五頁
昭和九、一一、二九大判、上巻五九六頁
昭和九、一一、三〇大判、上巻五九七頁
昭和九、一二、一大判、上巻五九八頁
昭和九、一二、二大判、上巻五九九頁
昭和九、一二、三大判、上巻六〇〇頁
昭和九、一二、四大判、上巻六〇一頁
昭和九、一二、五大判、上巻六〇二頁
昭和九、一二、六大判、上巻六〇三頁
昭和九、一二、七大判、上巻六〇四頁
昭和九、一二、八大判、上巻六〇五頁
昭和九、一二、九大判、上巻六〇六頁
昭和九、一二、一〇大判、上巻六〇七頁
昭和九、一二、一一大判、上巻六〇八頁
昭和九、一二、一二大判、上巻六〇九頁
昭和九、一二、一三大判、上巻六一〇頁
昭和九、一二、一四大判、上巻六一一頁
昭和九、一二、一五大判、上巻六一二頁
昭和九、一二、一六大判、上巻六一三頁
昭和九、一二、一七大判、上巻六一四頁
昭和九、一二、一八大判、上巻六一五頁
昭和九、一二、一九大判、上巻六一六頁
昭和九、一二、二〇大判、上巻六一七頁
昭和九、一二、二一大判、上巻六一八頁
昭和九、一二、二二大判、上巻六一九頁
昭和九、一二、二三大判、上巻六二〇頁
昭和九、一二、二四大判、上巻六二一頁
昭和九、一二、二五大判、上巻六二二頁
昭和九、一二、二六大判、上巻六二三頁
昭和九、一二、二七大判、上巻六二四頁
昭和九、一二、二八大判、上巻六二五頁
昭和九、一二、二九大判、上巻六二六頁
昭和九、一二、三〇大判、上巻六二七頁
昭和九、一二、三一大判、上巻六二八頁
昭和九、一二、三二大判、上巻六二九頁
昭和九、一二、三三大判、上巻六三〇頁
昭和九、一二、三四大判、上巻六三一頁
昭和九、一二、三五大判、上巻六三二頁
昭和九、一二、三六大判、上巻六三三頁
昭和九、一二、三七大判、上巻六三四頁
昭和九、一二、三八大判、上巻六三五頁
昭和九、一二、三九大判、上巻六三六頁
昭和九、一二、四〇大判、上巻六三七頁
昭和九、一二、四一大判、上巻六三八頁
昭和九、一二、四二大判、上巻六三九頁
昭和九、一二、四三大判、上巻六四〇頁
昭和九、一二、四四大判、上巻六四一頁
昭和九、一二、四五大判、上巻六四二頁
昭和九、一二、四六大判、上巻六四三頁
昭和九、一二、四七大判、上巻六四四頁
昭和九、一二、四八大判、上巻六四五頁
昭和九、一二、四九大判、上巻六四六頁
昭和九、一二、五〇大判、上巻六四七頁
昭和九、一二、五一大判、上巻六四八頁
昭和九、一二、五二大判、上巻六四九頁
昭和九、一二、五三大判、上巻六五〇頁
昭和九、一二、五四大判、上巻六五一頁
昭和九、一二、五五大判、上巻六五二頁
昭和九、一二、五六大判、上巻六五三頁
昭和九、一二、五七大判、上巻六五四頁
昭和九、一二、五八大判、上巻六五五頁
昭和九、一二、五九大判、上巻六五六頁
昭和九、一二、六〇大判、上巻六五七頁
昭和九、一二、六一大判、上巻六五八頁
昭和九、一二、六二大判、上巻六五九頁
昭和九、一二、六三大判、上巻六六〇頁
昭和九、一二、六四大判、上巻六六一頁
昭和九、一二、六五大判、上巻六六二頁
昭和九、一二、六六大判、上巻六六三頁
昭和九、一二、六七大判、上巻六六四頁
昭和九、一二、六八大判、上巻六六五頁
昭和九、一二、六九大判、上巻六六六頁
昭和九、一二、七〇大判、上巻六六七頁
昭和九、一二、七一大判、上巻六六八頁
昭和九、一二、七二大判、上巻六六九頁
昭和九、一二、七三大判、上巻六七〇頁
昭和九、一二、七四大判、上巻六七一頁
昭和九、一二、七五大判、上巻六七二頁
昭和九、一二、七六大判、上巻六七三頁
昭和九、一二、七七大判、上巻六七四頁
昭和九、一二、七八大判、上巻六七五頁
昭和九、一二、七九大判、上巻六七六頁
昭和九、一二、八〇大判、上巻六七七頁
昭和九、一二、八一大判、上巻六七八頁
昭和九、一二、八二大判、上巻六七九頁
昭和九、一二、八三大判、上巻六八〇頁
昭和九、一二、八四大判、上巻六八一頁
昭和九、一二、八五大判、上巻六八二頁
昭和九、一二、八六大判、上巻六八三頁
昭和九、一二、八七大判、上巻六八四頁
昭和九、一二、八八大判、上巻六八五頁
昭和九、一二、八九大判、上巻六八六頁
昭和九、一二、九〇大判、上巻六八七頁
昭和九、一二、九一大判、上巻六八八頁
昭和九、一二、九二大判、上巻六八九頁
昭和九、一二、九三大判、上巻六九〇頁
昭和九、一二、九四大判、上巻六九一頁
昭和九、一二、九五大判、上巻六九二頁
昭和九、一二、九六大判、上巻六九三頁
昭和九、一二、九七大判、上巻六九四頁
昭和九、一二、九八大判、上巻六九五頁
昭和九、一二、九九大判、上巻六九六頁
昭和九、一二、一〇〇大判、上巻六九七頁
昭和九、一二、一〇一大判、上巻六九八頁
昭和九、一二、一〇二大判、上巻六九九頁
昭和九、一二、一〇三大判、上巻七〇〇頁
昭和九、一二、一〇四大判、上巻七〇一頁
昭和九、一二、一〇五大判、上巻七〇二頁
昭和九、一二、一〇六大判、上巻七〇三頁
昭和九、一二、一〇七大判、上巻七〇四頁
昭和九、一二、一〇八大判、上巻七〇五頁
昭和九、一二、一〇九大判、上巻七〇六頁
昭和九、一二、一一〇大判、上巻七〇七頁
昭和九、一二、一一一大判、上巻七〇八頁
昭和九、一二、一一二大判、上巻七〇九頁
昭和九、一二、一一三大判、上巻七一〇頁
昭和九、一二、一一四大判、上巻七一一頁
昭和九、一二、一一五大判、上巻七一二頁
昭和九、一二、一一六大判、上巻七一三頁
昭和九、一二、一一七大判、上巻七一四頁
昭和九、一二、一一八大判、上巻七一五頁
昭和九、一二、一一九大判、上巻七一六頁
昭和九、一二、一二〇大判、上巻七一七頁
昭和九、一二、一二一大判、上巻七一八頁
昭和九、一二、一二二大判、上巻七一九頁
昭和九、一二、一二三大判、上巻七二〇頁
昭和九、一二、一二四大判、上巻七二一頁
昭和九、一二、一二五大判、上巻七二二頁
昭和九、一二、一二六大判、上巻七二三頁
昭和九、一二、一二七大判、上巻七二四頁
昭和九、一二、一二八大判、上巻七二五頁
昭和九、一二、一二九大判、上巻七二六頁
昭和九、一二、一三〇大判、上巻七二七頁
昭和九、一二、一三一大判、上巻七二八頁
昭和九、一二、一三二大判、上巻七二九頁
昭和九、一二、一三三大判、上巻七三〇頁
昭和九、一二、一三四大判、上巻七三一頁
昭和九、一二、一三五大判、上巻七三二頁
昭和九、一二、一三六大判、上巻七三三頁
昭和九、一二、一三七大判、上巻七三四頁
昭和九、一二、一三八大判、上巻七三五頁
昭和九、一二、一三九大判、上巻七三六頁
昭和九、一二、一四〇大判、上巻七三七頁
昭和九、一二、一四一大判、上巻七三八頁
昭和九、一二、一四二大判、上巻七三九頁
昭和九、一二、一四三大判、上巻七四〇頁
昭和九、一二、一四四大判、上巻七四一頁
昭和九、一二、一四五大判、上巻七四二頁
昭和九、一二、一四六大判、上巻七四三頁
昭和九、一二、一四七大判、上巻七四四頁
昭和九、一二、一四八大判、上巻七四五頁
昭和九、一二、一四九大判、上巻七四六頁
昭和九、一二、一五〇大判、上巻七四七頁
昭和九、一二、一五一大判、上巻七四八頁
昭和九、一二、一五二大判、上巻七四九頁
昭和九、一二、一五三大判、上巻七五〇頁
昭和九、一二、一五四大判、上巻七五一頁
昭和九、一二、一五五大判、上巻七五二頁
昭和九、一二、一五六大判、上巻七五三頁
昭和九、一二、一五七大判、上巻七五四頁
昭和九、一二、一五八大判、上巻七五五頁
昭和九、一二、一五九大判、上巻七五六頁
昭和九、一二、一六〇大判、上巻七五七頁
昭和九、一二、一六一大判、上巻七五八頁
昭和九、一二、一六二大判、上巻七五九頁
昭和九、一二、一六三大判、上巻七六〇頁
昭和九、一二、一六四大判、上巻七六一頁
昭和九、一二、一六五大判、上巻七六二頁
昭和九、一二、一六六大判、上巻七六三頁
昭和九、一二、一六七大判、上巻七六四頁
昭和九、一二、一六八大判、上巻七六五頁
昭和九、一二、一六九大判、上巻七六六頁
昭和九、一二、一七〇大判、上巻七六七頁
昭和九、一二、一七一大判、上巻七六八頁
昭和九、一二、一七二大判、上巻七六九頁
昭和九、一二、一七三大判、上巻七七〇頁
昭和九、一二、一七四大判、上巻七七一頁
昭和九、一二、一七五大判、上巻七七二頁
昭和九、一二、一七六大判、上巻七七三頁
昭和九、一二、一七七大判、上巻七七四頁
昭和九、一二、一七八大判、上巻七七五頁
昭和九、一二、一七九大判、上巻七七六頁
昭和九、一二、一八〇大判、上巻七七七頁
昭和九、一二、一八一大判、上巻七七八頁
昭和九、一二、一八二大判、上巻七七九頁
昭和九、一二、一八三大判、上巻七八〇頁
昭和九、一二、一八四大判、上巻七八一頁
昭和九、一二、一八五大判、上巻七八二頁
昭和九、一二、一八六大判、上巻七八三頁
昭和九、一二、一八七大判、上巻七八四頁
昭和九、一二、一八八大判、上巻七八五頁
昭和九、一二、一八九大判、上巻七八六頁
昭和九、一二、一九〇大判、上巻七八七頁
昭和九、一二、一九一大判、上巻七八八頁
昭和九、一二、一九二大判、上巻七八九頁
昭和九、一二、一九三大判、上巻七九〇頁
昭和九、一二、一九四大判、上巻七九一頁
昭和九、一二、一九五大判、上巻七九二頁
昭和九、一二、一九六大判、上巻七九三頁
昭和九、一二、一九七大判、上巻七九四頁
昭和九、一二、一九八大判、上巻七九五頁
昭和九、一二、一九九大判、上巻七九六頁
昭和九、一二、二〇〇大判、上巻七九七頁
昭和九、一二、二〇一大判、上巻七九八頁
昭和九、一二、二〇二大判、上巻七九九頁
昭和九、一二、二〇三大判、上巻八〇〇頁
昭和九、一二、二〇四大判、上巻八〇一頁
昭和九、一二、二〇五大判、上巻八〇二頁
昭和九、一二、二〇六大判、上巻八〇三頁
昭和九、一二、二〇七大判、上巻八〇四頁
昭和九、一二、二〇八大判、上巻八〇五頁
昭和九、一二、二〇九大判、上巻八〇六頁
昭和九、一二、二一〇大判、上巻八〇七頁
昭和九、一二、二一一大判、上巻八〇八頁
昭和九、一二、二一二大判、上巻八〇九頁
昭和九、一二、二一三大判、上巻八一〇頁
昭和九、一二、二一四大判、上巻八一一頁
昭和九、一二、二一五大判、上巻八一二頁
昭和九、一二、二一六大判、上巻八一三頁
昭和九、一二、二一七大判、上巻八一四頁
昭和九、一二、二一八大判、上巻八一五頁
昭和九、一二、二一九大判、上巻八一六頁
昭和九、一二、二二〇大判、上巻八一七頁
昭和九、一二、二二一大判、上巻八一八頁
昭和九、一二、二二二大判、上巻八一九頁
昭和九、一二、二二三大判、上巻八二〇頁
昭和九、一二、二二四大判、上巻八二一頁
昭和九、一二、二二五大判、上巻八二二頁
昭和九、一二、二二六大判、上巻八二三頁
昭和九、一二、二二七大判、上巻八二四頁
昭和九、一二、二二八大判、上巻八二五頁
昭和九、一二、二二九大判、上巻八二六頁
昭和九、一二、二三〇大判、上巻八二七頁
昭和九、一二、二三一大判、上巻八二八頁
昭和九、一二、二三二大判、上巻八二九頁
昭和九、一二、二三三大判、上巻八三〇頁
昭和九、一二、二三四大判、上巻八三一頁
昭和九、一二、二三五大判、上巻八三二頁
昭和九、一二、二三六大判、上巻八三三頁
昭和九、一二、二三七大判、上巻八三四頁
昭和九、一二、二三八大判、上巻八三五頁
昭和九、一二、二三九大判、上巻八三六頁
昭和九、一二、二四〇大判、上巻八三七頁
昭和九、一二、二四一大判、上巻八三八頁
昭和九、一二、二四二大判、上巻八三九頁
昭和九、一二、二四三大判、上巻八四〇頁
昭和九、一二、二四四大判、上巻八四一頁
昭和九、一二、二四五大判、上巻八四二頁
昭和九、一二、二四六大判、上巻八四三頁
昭和九、一二、二四七大判、上巻八四四頁
昭和九、一二、二四八大判、上巻八四五頁
昭和九、一二、二四九大判、上巻八四六頁
昭和九、一二、二五〇大判、上巻八四七頁
昭和九、一二、二五一大判、上巻八四八頁
昭和九、一二、二五二大判、上巻八四九頁
昭和九、一二、二五三大判、上巻八五〇頁
昭和九、一二、二五四大判、上巻八五一頁
昭和九、一二、二五五大判、上巻八五二頁
昭和九、一二、二五六大判、上巻八五三頁
昭和九、一二、二五七大判、上巻八五四頁
昭和九、一二、二五八大判、上巻八五五頁
昭和九、一二、二五九大判、上巻八五六頁
昭和九、一二、二六〇大判、上巻八五七頁
昭和九、一二、二六一大判、上巻八五八頁
昭和九、一二、二六二大判、上巻八五九頁
昭和九、一二、二六三大判、上巻八六〇頁
昭和九、一二、二六四大判、上巻八六一頁
昭和九、一二、二六五大判、上巻八六二頁
昭和九、一二、二六六大判、上巻八六三頁
昭和九、一二、二六七大判、上巻八六四頁
昭和九、一二、二六八大判、上巻八六五頁
昭和九、一二、二六九大判、上巻八六六頁
昭和九、一二、二七〇大判、上巻八六七頁
昭和九、一二、二七一大判、上巻八六八頁
昭和九、一二、二七二大判、上巻八六九頁
昭和九、一二、二七三大判、上巻八七〇頁
昭和九、一二、二七四大判、上巻八七一頁
昭和九、一二、二七五大判、上巻八七二頁
昭和九、一二、二七六大判、上巻八七三頁
昭和九、一二、二七七大判、上巻八七四頁
昭和九、一二、二七八大判、上巻八七五頁
昭和九、一二、二七九大判、上巻八七六頁
昭和九、一二、二八〇大判、上巻八七七頁
昭和九、一二、二八一大判、上巻八七八頁
昭和九、一二、二八二大判、上巻八七九頁
昭和九、一二、二八三大判、上巻八八〇頁
昭和九、一二、二八四大判、上巻八八一頁
昭和九、一二、二八五大判、上巻八八二頁
昭和九、一二、二八六大判、上巻八八三頁
昭和九、一二、二八七大判、上巻八八四頁
昭和九、一二、二八八大判、上巻八八五頁
昭和九、一二、二八九大判、上巻八八六頁
昭和九、一二、二九〇大判、上巻八八七頁
昭和九、一二、二九一大判、上巻八八八頁
昭和九、一二、二九二大判、上巻八八九頁
昭和九、一二、二九三大判、上巻八九〇頁
昭和九、一二、二九四大判、上巻八九一頁
昭和九、一二、二九五大判、上巻八九二頁
昭和九、一二、二九六大判、上巻八九三頁
昭和九、一二、二九七大判、上巻八九四頁
昭和九、一二、二九八大判、上巻八九五頁
昭和九、一二、二九九大判、上巻八九六頁
昭和九、一二、三〇〇大判、上巻八九七頁
昭和九、一二、三〇一大判、上巻八九八頁
昭和九、一二、三〇二大判、上巻八九九頁
昭和九、一二、三〇三大判、上巻九〇〇頁
昭和九、一二、三〇四大判、上巻九〇一頁
昭和九、一二、三〇五大判、上巻九〇二頁
昭和九、一二、三〇六大判、上巻九〇三頁
昭和九、一二、三〇七大判、上巻九〇四頁
昭和九、一二、三〇八大判、上巻九〇五頁
昭和九、一二、三〇九大判、上巻九〇六頁
昭和九、一二、三一〇大判、上巻九〇七頁
昭和九、一二、三一一大判、上巻九〇八頁
昭和九、一二、三一二大判、上巻九〇九頁
昭和九、一二、三一三大判、上巻九一〇頁
昭和九、一二、三一四大判、上巻九一一頁
昭和九、一二、三一五大判、上巻九一二頁
昭和九、一二、三一六大判、上巻九一三頁
昭和九、一二、三一七大判、上巻九一四頁
昭和九、一二、三一八大判、上巻九一五頁
昭和九、一二、三一九大判、上巻九一六頁
昭和九、一二、三二〇大判、上巻九一七頁
昭和九、一二、三二一大判、上巻九一八頁
昭和九、一二、三二二大判、上巻九一九頁
昭和九、一二、三二三大判、上巻九二〇頁
昭和九、一二、三二四大判、上巻九二一頁
昭和九、一二、三二五大判、上巻九二二頁
昭和九、一二、三二六大判、上巻九二三頁
昭和九、一二、三二七大判、上巻九二四頁
昭和九、一二、三二八大判、上巻九二五頁
昭和九、一二、三二九大判、上巻九二六頁
昭和九、一二、三三〇大判、上巻九二七頁
昭和九、一二、三三一大判、上巻九二八頁
昭和九、一二、三三二大判、上巻九二九頁
昭和九、一二、三三三大判、上巻九三〇頁
昭和九、一二、三三四大判、上巻九三一頁
昭和九、一二、三三五大判、上巻九三二頁
昭和九、一二、三三六大判、上巻九三三頁
昭和九、一二、三三七大判、上巻九三四頁
昭和九、一二、三三八大判、上巻九三五頁
昭和九、一二、三三九大判、上巻九三六頁
昭和九、一二、三四〇大判、上巻九三七頁
昭和九、一二、三四一大判、上巻九三八頁
昭和九、一二、三四二大判、上巻九三九頁
昭和九、一二、三四三大判、上巻九四〇頁
昭和九、一二、三四四大判、上巻九四一頁
昭和九、一二、三四五大判、上巻九四二頁
昭和九、一二、三四六大判、上巻九四三頁
昭和九、一二、三四七大判、上巻九四四頁
昭和九、一二、三四八大判、上巻九四五頁
昭和九、一二、三四九大判、上巻九四六頁
昭和九、一二、三五〇大判、上巻九四七頁
昭和九、一二、三五一大判、上巻九四八頁
昭和九、一二、三五二大判、上巻九四九頁
昭和九、一二、三五三大判、上巻九五〇頁
昭和九、一二、三五四大判、上巻九五一頁
昭和九、一二、三五五大判、上巻九五二頁
昭和九、一二、三五六大判、上巻九五三頁
昭和九、一二、三五七大判、上巻九五四頁
昭和九、一二、三五八大判、上巻九五五頁
昭和九、一二、三五九大判、上巻九五六頁
昭和九、一二、三六〇大判、上巻九五七頁
昭和九、一二、三六一大判、上巻九五八頁
昭和九、一二、三六二大判、上巻九五九頁
昭和九、一二、三六三大判、上巻九六〇頁
昭和九、一二、三六四大判、上巻九六一頁
昭和九、一二、三六五大判、上巻九六二頁
昭和九、一二、三六六大判、上巻九六三頁
昭和九、一二、三六七大判、上巻九六四頁
昭和九、一二、三六八大判、上巻九六五頁
昭和九、一二、三六九大判、上巻九六六頁
昭和九、一二、三七〇大判、上巻九六七頁
昭和九、一二、三七一大判、上巻九六八頁
昭和九、一二、三七二大判、上巻九六九頁
昭和九、一二、三七三大判、上巻九七〇頁
昭和九、一二、三七四大判、上巻九七一頁
昭和九、一二、三七五大判、上巻九七二頁
昭和九、一二、三七六大判、上巻九七三頁
昭和九、一二、三七七大判、上巻九七四頁
昭和九、一二、三七八大判、上巻九七五頁
昭和九、一二、三七九大判、上巻九七六頁
昭和九、一二、三八〇大判、上巻九七七頁
昭和九、一二、三八一大判、上巻九七八頁
昭和九、一二、三八二大判、上巻九七九頁
昭和九、一二、三八三大判、上巻九八〇頁
昭和九、一二、三八四大判、上巻九八一頁
昭和九、一二、三八五大判、上巻九八二頁
昭和九、一二、三八六大判、上巻九八三頁
昭和九、一二、三八七大判、上巻九八四頁
昭和九、一二、三八八大判、上巻九八五頁
昭和九、一二、三八九大判、上巻九八六頁
昭和九、一二、三九〇大判、上巻九八七頁
昭和九、一二、三九一大判、上巻九八八頁
昭和九、一二、三九二大判、上巻九八九頁
昭和九、一二、三九三大判、上巻九九〇頁
昭和九、一二、三九四大判、上巻九九一頁
昭和九、一二、三九五大判、上巻九九二頁
昭和九、一二、三九六大判、上巻九九三頁
昭和九、一二、三九七大判、上巻九九四頁
昭和九、一二、三九八大判、上巻九九五頁
昭和九、一二、三九九大判、上巻九九六頁
昭和九、一二、四〇〇大判、上巻九九七頁
昭和九、一二、四〇一大判、上巻九九八頁
昭和九、一二、四〇二大判、上巻九九九頁
昭和九、一二、四〇三大判、上巻一〇〇〇頁
昭和九、一二、四〇四大判、上巻一〇〇一頁
昭和九、一二、四〇五大判、上巻一〇〇二頁
昭和九、一二、四〇六大判、上巻一〇〇三頁
昭和九、一二、四〇七大判、上巻一〇〇四頁
昭和九、一二、四〇八大判、上巻一〇〇五頁
昭和九、一二、四〇九大判、上巻一〇〇六頁
昭和九、一二、四一〇大判、上巻一〇〇七頁
昭和九、一二、四一一大判、上巻一〇〇八頁
昭和九、一二、四一二大判、上巻一〇〇九頁
昭和九、一二、四一三大判、上巻一〇一〇頁
昭和九、一二、四一四大判、上巻一〇一一頁
昭和九、一二、四一五大判、上巻一〇一二頁
昭和九、一二、四一六大判、上巻一〇一三頁
昭和九、一二、四一七大判、上巻一〇一四頁
昭和九、一二、四一八大判、上巻一〇一五頁
昭和九、一二、四一九大判、上巻一〇一六頁
昭和九、一二、四二〇大判、上巻一〇一七頁
昭和九、一二、四二一大判、上巻一〇一八頁
昭和九、一二、四二二大判、上巻一〇一九頁
昭和九、一二、四二三大判、上巻一〇二〇頁
昭和九、一二、四二四大判、上巻一〇二一頁
昭和九、一二、四二五大判、上巻一〇二二頁
昭和九、一二、四二六大判、上巻一〇二三頁
昭和九、一二、四二七大判、上巻一〇二四頁
昭和九、一二、四二八大判、上巻一〇二五頁
昭和九、一二、四二九大判、上巻一〇二六頁
昭和九、一二、四三〇大判、上巻一〇二七頁
昭和九、一二、四三一大判、上巻一〇二八頁
昭和九、一二、四三二大判、上巻一〇二九頁
昭和九、一二、四三三大判、上巻一〇三〇頁
昭和九、一二、四三四大判、上巻一〇三一頁
昭和九、一二、四三五大判、上巻一〇三二頁
昭和九、一二、四三六大判、上巻一〇三三頁
昭和九、一二、四三七大判、上巻一〇三四頁
昭和九、一二、四三八大判、上巻一〇三五頁
昭和九、一二、四三九大判、上巻一〇三六頁
昭和九、一二、四四〇大判、上巻一〇三七頁
昭和九、一二、四四一大判、上巻一〇三八頁
昭和九、一二、四四二大判、上巻一〇三九頁
昭和九、一二、四四三大判、上巻一〇四〇頁
昭和九、一二、四四四大判、上巻一〇四一頁
昭和九、一二、四四五大判、上巻一〇四二頁
昭和九、一二、四四六大判、上巻一〇四三頁
昭和九、一二、四四七大判、上巻一〇四四頁
昭和九、一二、四四八大判、上巻一〇四五頁
昭和九、一二、四四九大判、上巻一〇四六頁
昭和九、一二、四五〇大判、上巻一〇四七頁
昭和九、一二、四五一大判、上巻一〇四八頁
昭和九、一二、四五二大判、上巻一〇四九頁
昭和九、一二、四五三大判、上巻一〇五〇頁
昭和九、一二、四五四大判、上巻一〇五一頁
昭和九、一二、四五五大判、上巻一〇五二頁
昭和九、一二、四五六大判、上巻一〇五三頁
昭和九、一二、四五七大判、上巻一〇五四頁
昭和九、一二、四五八大判、上巻一〇五五頁
昭和九、一二、四五九大判、上巻一〇五六頁
昭和九、一二、四六〇大判、上巻一〇五七頁
昭和九、一二、四六一大判、上巻一〇五八頁
昭和九、一二、四六二大判、上巻一〇五九頁
昭和九、一二、四六三大判、上巻一〇六〇頁
昭和九、一二、四六四大判、上巻一〇六一頁
昭和九、一二、四六五大判、上巻一〇六二頁
昭和九、一二、四六六大判、上巻一〇六三頁
昭和九、一二、四六七大判、上巻一〇六四頁
昭和九、一二、四六八大判、上巻一〇六五頁
昭和九、一二、四六九大判、上巻一〇六六頁
昭和九、一二、四七〇大判、上巻一〇六七頁
昭和九、一二、四七一大判、上巻一〇六八頁
昭和九、一二、四七二大判、上巻一〇六九頁
昭和九、一二、四七三大判、上巻一〇七〇頁
昭和九、一二、四七四大判、上巻一〇七一頁
昭和九、一二、四七五大判、上巻一〇七二頁
昭和九、一二、四七六大判、上巻一〇七三頁
昭和九、一二、四七七大判、上巻一〇七四頁
昭和九、一二、四七八大判、上巻一〇七五頁
昭和九、一二、四七九大判、上巻一〇七六頁
昭和九、一二、四八〇大判、上巻一〇七七頁
昭和九、一二、四八一大判、上巻一〇七八頁
昭和九、一二、四八二大判、上巻一〇七九頁
昭和九、一二、四八三大判、上巻一〇八〇頁
昭和九、一二、四八四大判、上巻一〇八一頁
昭和九、一二、四八五大判、上巻一〇八二頁
昭和九、一二、四八六大判、上巻一〇八三頁
昭和九、一二、四八七大判、上巻一〇八四頁
昭和九、一二、四八八大判、上巻一〇八五頁
昭和九、一二、四八九大判、上巻一〇八六頁
昭和九、一二、四九〇大判、上巻一〇八七頁
昭和九、一二、四九一大判、上巻一〇八八頁
昭和九、一二、四九二大判、上巻一〇八九頁
昭和九、一二、四九三大判、上巻一〇九〇頁
昭和九、一二、四九四大判、上巻一〇九一頁
昭和九、一二、四九五大判、上巻一〇九二頁
昭和九、一二、四九六大判、上巻一〇九三頁
昭和九、一二、四九七大判、上巻一〇九四頁
昭和九、一二、四九八大判、上巻一〇九五頁
昭和九、一二、四九九大判、上巻一〇九六頁
昭和九、一二、五〇〇大判、上巻一〇九七頁
昭和九、一二、五〇一大判、上巻一〇九八頁
昭和九、一二、五〇二大判、上巻一〇九九頁
昭和九、一二、五〇三大判、上巻一一〇〇頁
昭和九、一二、五〇四大判、上巻一一〇一頁
昭和九、一二、五〇五大判、上巻一一〇二頁
昭和九、一二、五〇六大判、上巻一一〇三頁
昭和九、一二、五〇七大判、上巻一一〇四頁
昭和九、一二、五〇八大判、上巻一一〇五頁
昭和九、一二、五〇九大判、上巻一一〇六頁
昭和九、一二、五一〇大判、上巻一一〇七頁
昭和九、一二、五一一大判、上巻一一〇八頁
昭和九、一二、五一二大判、上巻一一〇九頁
昭和九、一二、五一三大判、上巻一一一〇頁
昭和九、一二、五一四大判、上巻一一一一頁
昭和九、一二、五一五大判、上巻一一一二頁
昭和九、一二、五一六大判、上巻一一一三頁
昭和九、一二、五一七大判、上巻一一一四頁
昭和九、一二、五一八大判、上巻一一一五頁
昭和九、一二、五一九大判、上巻一一一六頁
昭和九、一二、五二〇大判、上巻一一一七頁
昭和九、一二、五二一大判、上巻一一一八頁
昭和九、一二、五二二大判、上巻一一一九頁
昭和九、一二、五二三大判、上巻一一二〇頁
昭和九、一二、五二四大判、上巻一一二一頁
昭和九、一二、五二五大判、上巻一一二二頁
昭和九、一二、五二六大判、上巻一一二三頁
昭和九、一二、五二七大判、上巻一一二四頁
昭和九、一二、五二八大判、上巻一一二五頁
昭和九、一二、五二九大判、上巻一一二六頁
昭和九、一二、五三〇大判、上巻一一二七頁
昭和九、一二、五三一大判、上巻一一二八頁
昭和九、一二、五三二大判、上巻一一二九頁
昭和九、一二、五三三大判、上巻一一三〇頁
昭和九、一二、五三四大判、上巻一一三一頁
昭和九、一二、五三五大判、上巻一一三二頁
昭和九、一二、五三六大判、上巻一一三三頁
昭和九、一二、五三七大判、上巻一一三四頁
昭和九、一二、五三八大判、上巻一一三五頁
昭和九、一二、五三九大判、上巻一一三六頁
昭和九、一二、五四〇大判、上巻一一三七頁
昭和九、一二、五四一大判、上巻一一三八頁
昭和九、一二、五四二大判、上巻一一三九頁
昭和九、一二、五四三大判、上巻一一四〇頁
昭和九、一二、五四四大判、上巻一一四一頁
昭和九、一二、五四五大判、上巻一一四二頁
昭和九、一二、五四六大判、上巻一一四三頁
昭和九、一二、五四七大判、上巻一一四四頁
昭和九、一二、五四八大判、上巻一一四五頁
昭和九、一二、五四九大判、上巻一一四六頁
昭和九、一二、五五〇大判、上巻一一四七頁
昭和九、一二、五五一大判、上巻一一四八頁
昭和九、一二、五五二大判、上巻一一四九頁
昭和九、一二、五五三大判、上巻一一五〇頁
昭和九、一二、五五四大判、上巻一一五一頁
昭和九、一二、五五五大判、上巻一一五二頁
昭和九、一二、五五六大判、上巻一一五三頁
昭和九、一二、五五七大判、上巻一一五四頁
昭和九、一二、五五八大判、上巻一一五五頁
昭和九、一二、五五九大判、上巻一一五六頁
昭和九、一二、五六〇大判、上巻一一五七頁
昭和九、一二、五六一大判、上巻一一五八頁
昭和九、一二、五六二大判、上巻一一五九頁
昭和九、一二、五六三大判、上巻一一六〇頁
昭和九、一二、五六四大判、上巻一一六一頁
昭和九、一二、五六五大判、上巻一一六二頁
昭和九、一二、五六六大判、上巻一一六三頁
昭和九、一二、五六七大判、上巻一一六四頁
昭和九、一二、五六八大判、上巻一一六五頁
昭和九、一二、五六九大判、上巻一一六六頁
昭和九、一二、五七〇大判、上巻一一六七頁
昭和九、一二、五七一大判、上巻一一六八頁
昭和九、一二、五七二大判、上巻一一六九頁
昭和九、一二、五七三大判、上巻一一七〇頁
昭和九、一二、五七四大判、上巻一一七一頁
昭和九、一二、五七五大判、上巻一一七二頁
昭和九、一二、五七六大判、上巻一一七三頁
昭和九、一二、五七七大判、上巻一一七四頁
昭和九、一二、五七八大判、上巻一一七五頁
昭和九、一二、五七九大判、上巻一一七六頁
昭和九、一二、五八〇大判、上巻一一七七頁
昭和九、一二、五八一大判、上巻一一七八頁
昭和九、一二、五八二大判、上巻一一七九頁
昭和九、一二、五八三大判、上巻一一八〇頁
昭和九、一二、五八四大判、上巻一一八一頁
昭和九、一二、五八五大判、上巻一一八二頁
昭和九、一二、五八六大判、上巻一一八三頁
昭和九、一二、五八七大判、上巻一一八四頁
昭和九、一二、五八八大判、上巻一一八五頁
昭和九、一二、五八九大判、上巻一一八六頁
昭和九、一二、五九〇大判、上巻一一八七頁
昭和九、一二、五九一大判、上巻一一八八頁
昭和九、一二、五九二大判、上巻一一八九頁
昭和九、一二、五九三大判、上巻一一九〇頁
昭和九、一二、五九四大判、上巻一一九一頁
昭和九、一二、五九五大判、上巻一一九二頁
昭和九、一二、五九六大判、上巻一一九三頁
昭和九、一二、五九七大判、上巻一一九四頁
昭和九、一二、五九八大判、上巻一一九五頁
昭和九、一二、五九九大判、上巻一一九六頁
昭和九、一二、六〇〇大判、上巻一一九七頁
昭和九、一二、六〇一大判、上巻一一九八頁
昭和九、一二、六〇二大判、上巻一一九九頁
昭和九、一二、六〇三大判、上巻一二〇〇頁
昭和九、一二、六〇四大判、上巻一二〇一頁
昭和九、一二、六〇五大判、上巻一

昭和一〇、三、二八、大判、上巻五八頁、五六一頁
昭和一〇、三、三〇、大判、上巻三三頁、三二四頁
昭和一〇、四、六、大判、上巻三二二頁
昭和一〇、四、九、大判、下巻一〇八七頁
昭和一〇、四、一三、大判、上巻三二二頁、下巻九九二頁、一六九一頁
昭和一〇、四、一五、大判、上巻五九九頁
昭和一〇、四、二三、大判、上巻二九五頁
昭和一〇、四、二五、大判、上巻二八三頁
昭和一〇、四、二七、大判、下巻一五四三頁
昭和一〇、五、一、大判、下巻一三二三頁
昭和一〇、五、二、大判、上巻二九二頁
昭和一〇、五、四、東控判決、上巻五四九頁
昭和一〇、五、七、大判、上巻六〇頁
昭和一〇、五、八、大判、下巻一五五二頁
昭和一〇、五、一五、大判、上巻五八頁、四六五頁、下巻一五二二頁
昭和一〇、五、一六、大判、上巻五〇五頁、七六四頁
昭和一〇、五、一八、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、五、二五、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、五、三〇、大判、上巻五六一頁
昭和一〇、六、一二、大判、上巻四九頁、五八頁
昭和一〇、六、二〇、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、七、一三、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、一〇、一四、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、一〇、一七、大判、下巻一二五〇頁
昭和一〇、一〇、二四、大判、下巻一〇九三頁
昭和一一、二、六、大判、下巻一二五〇頁
昭和一一、二、八、大判、上巻二九二頁
昭和一一、二、二二、大判、下巻一五五三頁
昭和一一、二、二八、大判、下巻一三〇五頁、一三〇六頁
昭和一一、三、四、大判、下巻一四八一頁
昭和一一、三、七、大判、上巻八四九頁
昭和一一、三、一〇、大判、下巻一二五一頁
昭和一一、三、一一、大判、上巻二九五頁
昭和一一、三、一三、大判、上巻三四九頁、下巻一六九一頁
昭和一一、三、一六、大判、上巻三二三頁
昭和一一、四、七、大判、下巻一二一六頁、一四六九頁
昭和一一、四、一一、大判、下巻一二五六頁
昭和一一、四、一六、大判、下巻一三二四頁
昭和一一、四、二一、大判、下巻一四八一頁
昭和一一、四、二四、横濱地方判決、上巻四六二頁
昭和一一、四、二五、大地判決、下巻一三〇五頁
昭和一一、四、二八、大判、下巻一六九一頁
昭和一一、五、一一、大判、上巻一六〇頁、三二四頁、下巻九〇四頁

昭和一〇、七、一三、大判、下巻一六九一頁
昭和一〇、一〇、一四、大判、下巻一六九一頁

昭和一一、一、二四、大判、下巻一二五〇頁
昭和一一、二、六、大判、下巻一〇九三頁
昭和一一、二、八、大判、上巻二九二頁
昭和一一、二二、大判、下巻一五五三頁
昭和一一、二、二八、大判、下巻一三〇五頁、一三〇六頁
昭和一一、三、四、大判、下巻一四八一頁
昭和一一、三、七、大判、上巻八四九頁
昭和一一、三、一〇、大判、下巻一二五一頁
昭和一一、三、一一、大判、上巻二九五頁
昭和一一、三、一三、大判、上巻三四九頁、下巻一六九一頁
昭和一一、三、一六、大判、上巻三二三頁
昭和一一、四、七、大判、下巻一二一六頁、一四六九頁
昭和一一、四、一一、大判、下巻一二五六頁
昭和一一、四、一六、大判、下巻一三二四頁
昭和一一、四、二一、大判、下巻一四八一頁
昭和一一、四、二四、横濱地方判決、上巻四六二頁
昭和一一、四、二五、大地判決、下巻一三〇五頁
昭和一一、四、二八、大判、下巻一六九一頁
昭和一一、五、一一、大判、上巻一六〇頁、三二四頁、下巻九〇四頁
昭和一一、五、一四、大判、下巻一六九一頁
昭和一一、五、二〇、大判、下巻一二五七頁、一三二五頁
昭和一一、五、二八、大判、下巻一五四七頁
昭和一一、六、一、大判、下巻一五四四頁
昭和一一、六、七、大判、下巻一五四三頁
昭和大一一、七、一五、大判(民聯)、上巻三四四頁、下巻一〇五三頁、一〇五五頁、一〇八九頁
昭和一一、七、二九、上巻五九頁
昭和一一、八、一〇、大判、下巻一二九九頁
昭和一一、八、二九、大判、下巻一五二九頁
昭和一一、九、三、大判、上巻三二八頁
昭和一一、九、一九、大判、上巻六八頁
昭和一一、一〇、一、大判、下巻一五五九頁
昭和一一、一〇、六、大判、下巻一四八六頁
昭和一一、一〇、一六、大判、下巻一四一六頁
昭和一一、一〇、二三、大判、下巻一五三三頁
昭和一一、一一、八、大判、下巻一〇六五頁
昭和一一、一一、一六、大判、下巻一六四二頁
昭和一一、一一、二七、大判、上巻四七〇頁
昭和一一、一二、一、大判、下巻一五四九頁
昭和一一、一二、七、大判、下巻一五三三頁
昭和一一、一二、一八、大判、下巻一六六一頁

昭和一二、一、二八、大判、下巻一〇七三頁

判例索引

昭和一二、二、一、大判、下巻一一七五頁
昭和一二、二、一二、大判、下巻一三二五頁
昭和一二、二、九、大判、上巻五五一頁
昭和一二、二、一二、大判、下巻一〇八八頁
昭和一二、二、一三、大判、下巻一五四三頁、一五六〇頁
昭和一二、二、二四、臺高上告部判決、上巻五二二頁
昭和一二、三、二、東控判決、下巻九〇四頁
昭和一二、四、二一、大判、上巻三二五頁
昭和一二、五、五、大判、上巻一九六頁、四三七頁
昭和一二、五、二六、大判、下巻一六四三頁

——判例索引終り——

昭和十二年十一月三十日印刷
昭和十二年十二月四日發行

判例契約解除法下巻
定價七圓
送料 内地・二二 外地・六二

著作者 和田于一

發行者 株式會社大同書院 代表者 松本善次郎
東京市神田區駿河臺三
大阪市北區曾根崎上三

印刷者 精興社印刷所 白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目

發兌 大同書院
大阪市北區曾根崎上三 電話北一六五三・五七五二番 振替大阪三一九七二番
東京市神田區駿河臺三丁目 振替東京八一二三八番 電話神田二二二八番

736
32